

保 健 福 祉 委 員 会

令和7年6月9日

【議 案】

- (1) 議案第 63 号 葛飾区障害者福祉センター条例の一部を改正する条例
(障害者施設課長)
- (2) 議案第 64 号 葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例
(保育課長)
- (3) 議案第 65 号 葛飾区保育所の保育料等に関する条例の一部を改正する条例
(保育課長)
- (4) 議案第 66 号 葛飾区子ども未来プラザ条例の一部を改正する条例
(子育て政策課長)

【庶務報告】

1 議案関係

- (1) 令和7年度葛飾区一般会計補正予算(第1号)について
(福祉管理課長・地域保健課長・子育て政策課長・児童相談課長)

2 一般

〔福祉部・子育て支援部・児童相談部共通〕

- (1) 福祉施設等への物価高騰緊急対策費助成について (福祉管理課長)

〔福祉部・健康部共通〕

- (1) 高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業の実施について (高齢者支援課長)

〔福祉部〕

- (1) 令和6年度生業資金等の不納欠損について (福祉管理課長)
- (2) 住居確保給付金の拡充について (くらしのまると相談課長)
- (3) 国民健康保険・後期高齢者医療被保険者への資格確認書及び資格情報のお知らせの一斉交付について (国保年金課長)
- (4) 令和6年度介護保険料の不納欠損について (介護保険課長)
- (5) 裁決取消請求控訴事件について (東生活課長)
- (6) 各生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求控訴事件の上告受理申立てについて (東生活課長)

〔健康部〕

- (1) 宿泊施設の適正な運営に向けた取組について (生活衛生課長)

〔子育て支援部〕

- (1) 第一子保育料無償化に伴う子育て世帯の負担軽減策の拡大実施について (子育て政策課長)
- (2) 婚活支援事業について (子ども・若者担当課長)
- (3) 令和6年度母子及び父子福祉応急小口資金の不納欠損について (子育て応援課長)
- (4) 私立保育所に対する指導検査等の実施について (子育て施設支援課長)
- (5) 令和7年度保育所等在籍状況について (保育課長)
- (6) 令和6年度保育料の不納欠損について (保育課長)

〔児童相談部〕

- (1) 令和6年度葛飾区児童相談所の状況について (児童相談課長)
- (2) 事業用定期借地契約締結差止等請求控訴事件の上告棄却等の決定について (児童相談課長)
- (3) 葛飾区児童相談所（一時保護部門）第三者評価実施報告について (児童保護担当課長)
- (4) ショートステイ・トワイライトステイ事業の拡充について (子ども家庭支援課長)

議案第 6 3 号	関係資料
福	祉 部
令 和 7 年 6 月 9 日	

葛飾区障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

障害者施設課

1 改正理由

緊急一時保育及び一時保育に係る使用料を無償化するほか、規定の整備を行うもの

(1) 緊急一時保育及び一時保育に係る使用料の無償化

令和 7 年 9 月から認可保育所等で実施する 0 歳から 2 歳までの第一子に係る保育の無償化に合わせ、子育てに係る経済的負担の軽減をより一層図るため、障害者福祉センターにおける緊急一時保育及び一時保育の使用料を無償化する。

(2) 規定の整備

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、項の繰下げが発生したため、当該条項を引用する箇所について、規定を整備する。

2 改正内容

葛飾区障害者福祉センター条例（平成 16 年葛飾区条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表 1 の項中「第 5 条第 18 項」を「第 5 条第 19 項」に改め、同表 3 の項中「第 5 条第 27 項」を「第 5 条第 28 項」に改める。

第 8 条 緊急一時保育等の利用に係る使用料は、0 円とする。

第 9 条を削り、第 9 条の 2 を第 9 条とする。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

(1) 緊急一時保育及び一時保育に係る使用料の無償化

令和 7 年 9 月 1 日

(2) 規定の整備

令和 7 年 10 月 1 日

5 その他

障害者福祉センターにおける緊急一時保育及び一時保育について

(1) 対象

ア 緊急一時保育

保護者の出産、傷病その他の事由により緊急かつ一時的に保育を必要とする知的障害児等

イ 一時保育

保護者の子育てに伴う心身の疲労の解消その他の事由により一時的に保育を必要とする知的障害児等

(2) 現在の使用料

区 分	使用料（1回当たり）		
緊急一時保育	8時間まで		
	1,200円(0円)		
一時保育	児童の年齢	4時間まで	4時間超8時間まで
	3歳未満	1,500円(1,000円)	3,000円(2,000円)
	3歳以上	1,000円(600円)	2,000円(1,200円)

※使用料の括弧書きの金額は、生活保護世帯、非課税世帯等の金額

(3) 利用実績

令和6年度：12件

令和5年度：1件

令和4年度：4件

(4) 令和7年度予算額

歳入 29千円

葛飾区障害者福祉センター条例新旧対照表（抜粋）

現 行			改正案		
○葛飾区障害者福祉センター条例 平成16年12月16日 条例第38号 (略) (施設、事業等)			○葛飾区障害者福祉センター条例 平成16年12月16日 条例第38号 (略) (施設、事業等)		
第2条 障害者福祉センターに設置する施設の名称及び種別並びに当該施設において行う事業は、次の表のとおりとする。			第2条 障害者福祉センターに設置する施設の名称及び種別並びに当該施設において行う事業は、次の表のとおりとする。		
施設の名称	施設の種別	事業	施設の名称	施設の種別	事業
1 子ども発達センター	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター	(1)～(2) (略) (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。） 第5条第18項 に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。） (4)～(7) (略)	1 子ども発達センター	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター	(1)～(2) (略) (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。） 第5条第19項 に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。） (4)～(7) (略)
2 障害者生活介護事業所	(略)	(略)	2 障害者生活介護事業所	(略)	(略)
3 地域活動支援センター	障害者総合支援法 第5条第27項 に規定する地域活動支援センター	(1) 障害者総合支援法第77条第1項第9号に基づく創作的活動事業（以下「創作的活動事業」という。） (2) 障害者総合支援法第77条第1項第9号に基づく地域生活事業（以下「地域生活事業」という。） (3) その他区長が必要と認める事業	3 地域活動支援センター	障害者総合支援法 第5条第28項 に規定する地域活動支援センター	(1) 障害者総合支援法第77条第1項第9号に基づく創作的活動事業（以下「創作的活動事業」という。） (2) 障害者総合支援法第77条第1項第9号に基づく地域生活事業（以下「地域生活事業」という。） (3) その他区長が必要と認める事業
4 自立訓練事業所	(略)	(略)	4 自立訓練事業所	(略)	(略)
2 (略)			2 (略)		
第3条～第7条 (略)			第3条～第7条 (略)		

(子ども発達センターにおける緊急一時保育等の利用に係る使用料)

第8条 前条の規定により緊急一時保育等の承認を受けた者は、次に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(1) 緊急一時保育の利用に係る使用料 日額2,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 一時保育の利用に係る使用料 日額5,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(子ども発達センターにおける緊急一時保育の利用に係る使用料の減免)

第9条 区長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1号に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(障害者生活介護事業所における生活介護事業の利用に係る使用料)

第9条の2 生活介護事業を利用する者は、障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額を使用料として納付しなければならない。

第10条～第13条(略)

(子ども発達センターにおける緊急一時保育等の利用に係る使用料)

第8条 緊急一時保育等の利用に係る使用料は、0円とする。

(障害者生活介護事業所における生活介護事業の利用に係る使用料)

第9条 生活介護事業を利用する者は、障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額を使用料として納付しなければならない。

第10条～第13条(略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日前に利用した緊急一時保育に係る減額又は免除は、なお従前の例による。

議案第 6 4 号 関係資料
子 育 て 支 援 部
令 和 7 年 6 月 9 日

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

保 育 課

1 改正理由

令和 7 年 9 月から、都の保育所等利用世帯負担軽減事業を活用し、0 歳から 2 歳までの第一子保育料を無償化することを予定している。これに伴う区独自の子育て世帯の負担軽減策の拡大についても実施するに当たり、緊急一時保育の保育料及び減額、免除に関すること並びに一時保育の保育料に関するについて改正するもの

2 改正内容

緊急一時保育及び一時保育に係る保育料を 0 円にするもの

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定期日

令和 7 年 9 月 1 日

葛飾区保育所の設置等に関する条例 新旧対照表

現 行	改正案
○葛飾区保育所の設置等に関する条例 昭和３６年４月１日 条例第６号 （設置） 第１条 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３５条第３項の規定に基づき、葛飾区保育所（以下「保育所」という。）を別表のとおり設置する。 （平１０条例２２・平１０条例６２・一部改正） （事業） 第２条 保育所は、次の事業を行う。 （１） 法第２４条第１項の規定による保育 （２） 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（これらの日のうち、次号に規定する年末年始の日を除く。）における次に掲げる児童に対する保育（以下「休日保育」という。） ア 保護者の就労、出産、傷病その他の事由により保育を必要とする児童 イ アに定めるもののほか、葛飾区長（以下「区長」という。）が保育を必要と認める児童 （３） 年末年始の日（１２月２９日から翌年の１月３日までの日をいう。）における次に掲げる児童に対する保育（以下「年末年始保育」	○葛飾区保育所の設置等に関する条例 昭和３６年４月１日 条例第６号 （設置） 第１条 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３５条第３項の規定に基づき、葛飾区保育所（以下「保育所」という。）を別表のとおり設置する。 （平１０条例２２・平１０条例６２・一部改正） （事業） 第２条 保育所は、次の事業を行う。 （１） 法第２４条第１項の規定による保育 （２） 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（これらの日のうち、次号に規定する年末年始の日を除く。）における次に掲げる児童に対する保育（以下「休日保育」という。） ア 保護者の就労、出産、傷病その他の事由により保育を必要とする児童 イ アに定めるもののほか、葛飾区長（以下「区長」という。）が保育を必要と認める児童 （３） 年末年始の日（１２月２９日から翌年の１月３日までの日をいう。）における次に掲げる児童に対する保育（以下「年末年始保育」

という。) ア 保護者の就労、出産、傷病その他の事由により保育を必要とする児童 イ アに定めるもののほか、区長が保育を必要と認める児童 (4) 病気の回復期にあるために保育所等における通常の保育(第1号に規定する保育等をいう。)が困難であり、かつ、保護者の就労、出産、傷病その他のやむを得ない事由により家庭において保育を受けることが困難な児童に対する保育(以下「病後児保育」という。) (5) 保護者の出産、傷病その他の事由により緊急かつ一時的に保育を必要とする児童に対する保育(以下「緊急一時保育」という。) (6) 保護者の子育てに伴う心身の疲労の解消その他の事由により一時的に保育を必要とする児童に対する保育(以下「一時保育」という。) (7) その他区長が子育て支援のため必要があると認める事業 2 前項第2号に規定する休日保育のうち同号イに掲げる児童に対する保育は同号アに掲げる児童に対する保育に、同項第3号に規定する年末年始保育のうち同号イに掲げる児童に対する保育は同号アに掲げる児童に対する保育に支障のない範囲で行う。 3 第1項第5号に規定する緊急一時保育及び同項第7号に規定する事業は、同項第1号に規定する保育に支障のない範囲で行う。 (平10条例22・全改、	という。) ア 保護者の就労、出産、傷病その他の事由により保育を必要とする児童 イ アに定めるもののほか、区長が保育を必要と認める児童 (4) 病気の回復期にあるために保育所等における通常の保育(第1号に規定する保育等をいう。)が困難であり、かつ、保護者の就労、出産、傷病その他のやむを得ない事由により家庭において保育を受けることが困難な児童に対する保育(以下「病後児保育」という。) (5) 保護者の出産、傷病その他の事由により緊急かつ一時的に保育を必要とする児童に対する保育(以下「緊急一時保育」という。) (6) 保護者の子育てに伴う心身の疲労の解消その他の事由により一時的に保育を必要とする児童に対する保育(以下「一時保育」という。) (7) その他区長が子育て支援のため必要があると認める事業 2 前項第2号に規定する休日保育のうち同号イに掲げる児童に対する保育は同号アに掲げる児童に対する保育に、同項第3号に規定する年末年始保育のうち同号イに掲げる児童に対する保育は同号アに掲げる児童に対する保育に支障のない範囲で行う。 3 第1項第5号に規定する緊急一時保育及び同項第7号に規定する事業は、同項第1号に規定する保育に支障のない範囲で行う。 (平10条例22・全改、
---	---

平14条例25・平15条例35・平17条例2・平27条例20・一部改正) (開所時間) 第3条 保育所の開所時間は、葛飾区規則(以下「規則」という。)で定める。 (平10条例22・追加、平10条例62・一部改正) (休所日) 第4条 保育所の休所日は、次のとおりとする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。 (1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に規定する日を除く。) 2 休日保育又は年末年始保育は、前項に規定する休所日においても、行うことができる。 (平10条例22・追加、平17条例2・一部改正) (休日保育等の承認及び取消し) 第5条 第2条第1項第2号から第6号までに規定する保育(以下「休日保育等」という。)を受けようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。 2 区長は、休日保育等を行うことを不適当と認めるときは、規則で定めるところにより、前項の承認を取り消すことができる。 (平10条例22・追加、	平14条例25・平15条例35・平17条例2・平27条例20・一部改正) (開所時間) 第3条 保育所の開所時間は、葛飾区規則(以下「規則」という。)で定める。 (平10条例22・追加、平10条例62・一部改正) (休所日) 第4条 保育所の休所日は、次のとおりとする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。 (1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に規定する日を除く。) 2 休日保育又は年末年始保育は、前項に規定する休所日においても、行うことができる。 (平10条例22・追加、平17条例2・一部改正) (休日保育等の承認及び取消し) 第5条 第2条第1項第2号から第6号までに規定する保育(以下「休日保育等」という。)を受けようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。 2 区長は、休日保育等を行うことを不適当と認めるときは、規則で定めるところにより、前項の承認を取り消すことができる。 (平10条例22・追加、
---	---

平 1 4 条 例 2 5 ・ 平 1 7 条 例 2 ・ 一 部 改 正) (<u>休日保育等の保育料</u>) 第 6 条 前条第 1 項の規定により<u>休日保育等の承認を受けた者は、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の保育料を納付しなければならない。</u> (1) 休日保育又は年末年始保育の承認を受けた者 日額 6, 0 0 0 円を超えない範囲内において規則で定める額 (2) 病後児保育の承認を受けた者 日額 2, 0 0 0 円を超えない範囲内において規則で定める額 (3) <u>緊急一時保育の承認を受けた者 日額 2, 0 0 0 円を超えない範囲内において規則で定める額</u> (4) <u>一時保育の承認を受けた者 日額 6, 0 0 0 円を超えない範囲内において規則で定める額</u> 2 区長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項第 2 号及び第 3 号に定める保育料を減額し、又は免除することができる。 (平 1 0 条 例 2 2 ・ 追 加、 平 1 4 条 例 2 5 ・ 平 1 7 条 例 2 ・ 一 部 改 正) (委任) 第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	平 1 4 条 例 2 5 ・ 平 1 7 条 例 2 ・ 一 部 改 正) (<u>休日保育、年末年始保育及び病後児保育の保育料</u>) 第 6 条 前条第 1 項の規定により<u>休日保育、年末年始保育又は病後児保育の承認を受けた者は、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の保育料を納付しなければならない。</u> (1) 休日保育又は年末年始保育の承認を受けた者 日額 6, 0 0 0 円を超えない範囲内において規則で定める額 (2) 病後児保育の承認を受けた者 日額 2, 0 0 0 円を超えない範囲内において規則で定める額 2 区長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項第 2 号に定める保育料を減額し、又は免除することができる。 (平 1 0 条 例 2 2 ・ 追 加、 平 1 4 条 例 2 5 ・ 平 1 7 条 例 2 ・ 一 部 改 正) (<u>緊急一時保育及び一時保育の保育料</u>) 第 7 条 <u>緊急一時保育及び一時保育に係る保育料は、0 円とする。</u> (委任) 第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
--	--

(平 1 0 条例 2 2 ・ 旧第 3 条繰下 ・ 一部改正) 付 則 この条例は、昭和 3 6 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 (中間省略) 付 則 (平成 1 0 年 1 2 月 1 4 日条例第 6 2 号) この条例は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 (平成 1 4 年 3 月 2 9 日条例第 2 5 号) この条例は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 (平成 1 5 年 6 月 2 6 日条例第 3 5 号) この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、公布の日から施行する。(平成 1 6 年規則第 4 号で平成 1 6 年 2 月 1 日から施行) 付 則 (平成 1 7 年 3 月 1 日条例第 2 号) この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。(平成 1 7 年規則第 5 3 号で平成 1 7 年 6 月 1 日から施行) 付 則 (平成 2 1 年 6 月 2 4 日条例第 2 7 号) この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。(平成 2 1 年規則第 5 7 号で平成 2 2 年 1 月 1 日から施行) 付 則 (平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日条例第 3 9 号) この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。(平成 2 4 年規則第 3 号で別表葛飾	(平 1 0 条例 2 2 ・ 旧第 3 条繰下 ・ 一部改正) 付 則 この条例は、昭和 3 6 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 (中間省略) 付 則 (平成 1 0 年 1 2 月 1 4 日条例第 6 2 号) この条例は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 (平成 1 4 年 3 月 2 9 日条例第 2 5 号) この条例は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 (平成 1 5 年 6 月 2 6 日条例第 3 5 号) この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、公布の日から施行する。(平成 1 6 年規則第 4 号で平成 1 6 年 2 月 1 日から施行) 付 則 (平成 1 7 年 3 月 1 日条例第 2 号) この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。(平成 1 7 年規則第 5 3 号で平成 1 7 年 6 月 1 日から施行) 付 則 (平成 2 1 年 6 月 2 4 日条例第 2 7 号) この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。(平成 2 1 年規則第 5 7 号で平成 2 2 年 1 月 1 日から施行) 付 則 (平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日条例第 3 9 号) この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。(平成 2 4 年規則第 3 号で別表葛飾
---	---

区小合保育園に係る部分は平成２４年４月１日から施行) (平成２４年規則第４０号で別表葛飾区南高砂保育園の項及び葛飾区東高砂保育園の項を削る改正規定並びに同表に葛飾区新高砂保育園の項を加える改正規定に係る部分は平成２４年７月１日から施行) 付 則 (平成２７年３月２７日条例第２０号) この条例は、平成２７年４月１日から施行する。 付 則 (平成２７年１２月１４日条例第５９号) この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。 (平成２８年規則第１１号で平成２８年３月２２日から施行。ただし、別表葛飾区亀が岡保育園の項の改正規定及び同表葛飾区新小岩保育園の項の改正規定は、平成２８年３月２８日から施行) 付 則 (平成３０年３月２８日条例第１３号) この条例は、平成３０年４月１日から施行する。 付 則 (平成３１年２月２７日条例第１号) この条例中別表葛飾区亀が岡保育園の項を削る改正規定は平成３１年４月１日から、同表葛飾区東立石保育園の項の改正規定は同年３月２５日から施行する。 付 則 (令和元年６月２１日条例第２１号) この条例は、令和元年１０月１５日から施行する。 付 則 (令和元年１０月１１	区小合保育園に係る部分は平成２４年４月１日から施行) (平成２４年規則第４０号で別表葛飾区南高砂保育園の項及び葛飾区東高砂保育園の項を削る改正規定並びに同表に葛飾区新高砂保育園の項を加える改正規定に係る部分は平成２４年７月１日から施行) 付 則 (平成２７年３月２７日条例第２０号) この条例は、平成２７年４月１日から施行する。 付 則 (平成２７年１２月１４日条例第５９号) この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。 (平成２８年規則第１１号で平成２８年３月２２日から施行。ただし、別表葛飾区亀が岡保育園の項の改正規定及び同表葛飾区新小岩保育園の項の改正規定は、平成２８年３月２８日から施行) 付 則 (平成３０年３月２８日条例第１３号) この条例は、平成３０年４月１日から施行する。 付 則 (平成３１年２月２７日条例第１号) この条例中別表葛飾区亀が岡保育園の項を削る改正規定は平成３１年４月１日から、同表葛飾区東立石保育園の項の改正規定は同年３月２５日から施行する。 付 則 (令和元年６月２１日条例第２１号) この条例は、令和元年１０月１５日から施行する。 付 則 (令和元年１０月１１
---	---

日条例第43号) この条例中別表葛飾区新小岩保育園の項を削る改正規定及び同表葛飾区立石駅前保育園の項を削る改正規定は令和2年4月1日から、同表葛飾区南鎌倉保育園の項の改正規定は同年1月1日から施行する。 付 則 (令和3年2月26日 条例第3号) この条例中別表葛飾区東立石保育園の項を削る改正規定は令和3年4月1日から、同表葛飾区西亀有保育園の項の改正規定は同年3月22日から、同表葛飾区渋江保育園の項の改正規定は同年5月6日から施行する。 付 則 (令和4年3月30日 条例第12号) この条例は、令和4年7月19日から施行する。 付 則 (令和5年3月29日 条例第19号) この条例中別表葛飾区上平井保育園の項の改正規定及び同表葛飾区西亀有保育園の項を削る改正規定は令和5年4月1日から、同表葛飾区白鳥保育園の項の改正規定は同年7月18日から施行する。 付 則 (令和5年12月14日 条例第78号) この条例は、令和6年1月9日から施行する。	日条例第43号) この条例中別表葛飾区新小岩保育園の項を削る改正規定及び同表葛飾区立石駅前保育園の項を削る改正規定は令和2年4月1日から、同表葛飾区南鎌倉保育園の項の改正規定は同年1月1日から施行する。 付 則 (令和3年2月26日 条例第3号) この条例中別表葛飾区東立石保育園の項を削る改正規定は令和3年4月1日から、同表葛飾区西亀有保育園の項の改正規定は同年3月22日から、同表葛飾区渋江保育園の項の改正規定は同年5月6日から施行する。 付 則 (令和4年3月30日 条例第12号) この条例は、令和4年7月19日から施行する。 付 則 (令和5年3月29日 条例第19号) この条例中別表葛飾区上平井保育園の項の改正規定及び同表葛飾区西亀有保育園の項を削る改正規定は令和5年4月1日から、同表葛飾区白鳥保育園の項の改正規定は同年7月18日から施行する。 付 則 (令和5年12月14日 条例第78号) この条例は、令和6年1月9日から施行する。 <u>付 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 改正後の第6条及び第7条の規
--	--

別表（第 1 条関係） （昭 3 6 条例 9 ・昭 3 8 条例 2 7 ・昭 3 9 条例 3 4 ・昭 3 9 条例 4 4 ・昭 3 9 条例 5 2 ・昭 4 0 条例 2 8 ・昭 4 0 条例 3 6 ・昭 4 0 条例 4 6 ・昭 4 1 条例 9 ・昭 4 1 条例 2 5 ・昭 4 1 条例 4 2 ・昭 4 2 条例 1 2 ・昭 4 2 条例 2 5 ・昭 4 2 条例 4 3 ・昭 4 4 条例 1 5 ・昭 4 5 条例 3 ・昭 4 5 条例 3 5 ・昭 4 6 条例 1 0 ・昭 4 7 条例 1 9 ・昭 4 7 条例 4 3 ・昭 4 8 条例 1 4 ・昭 4 9 条例 2 5 ・昭 5 0 条例 9 ・昭 5 0 条例 6 2 ・昭 5 1 条例 7 ・昭 5 2 条例 1 1 ・昭 5 3 条例 7 ・昭 5 3 条例 2 9 ・昭 5 3 条例 3 5 ・昭 5 5 条例 1 0 ・昭 5 5 条例 2 6 ・昭 5 5 条例 4 3 ・昭 5 6 条例 4 8 ・昭 5 6 条例 6 2 ・昭 5 8 条例 3 5 ・平 1 5 条例 3 5 ・平 1 7 条例 2 ・平 2 1 条例 2 7 ・平 2 3 条例 3 9 ・平 2 7 条例 5 9 ・平 3 0 条例 1 3 ・平 3 1 条例 1 ・令元条例 2 1 ・令元条例 4 3 ・令 3 条例 3 ・令 4 条例 1 2 ・令 5 条例 1 9 ・令 5 条例 7 8 ・一部改正） <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>葛飾区小松保育園</td><td>東京都葛飾区新小岩二丁目 1 4 番 9 号</td></tr> <tr> <td>〃 白鷺保育園</td><td>〃 柴又三丁目 3 0 番 9 号</td></tr> <tr> <td>〃 双葉保育園</td><td>〃 東堀切一丁目 1 5 番 1 6 号</td></tr> <tr> <td>〃 青戸保育園</td><td>〃 青戸五丁目 9 番 1 0 号</td></tr> </table>	名称	位置	葛飾区小松保育園	東京都葛飾区新小岩二丁目 1 4 番 9 号	〃 白鷺保育園	〃 柴又三丁目 3 0 番 9 号	〃 双葉保育園	〃 東堀切一丁目 1 5 番 1 6 号	〃 青戸保育園	〃 青戸五丁目 9 番 1 0 号	<u>定は、この条例の施行の日以後の利用に係る保育料について適用し、同日前の利用に係る保育料については、なお従前の例による。</u> 別表（第 1 条関係） （昭 3 6 条例 9 ・昭 3 8 条例 2 7 ・昭 3 9 条例 3 4 ・昭 3 9 条例 4 4 ・昭 3 9 条例 5 2 ・昭 4 0 条例 2 8 ・昭 4 0 条例 3 6 ・昭 4 0 条例 4 6 ・昭 4 1 条例 9 ・昭 4 1 条例 2 5 ・昭 4 1 条例 4 2 ・昭 4 2 条例 1 2 ・昭 4 2 条例 2 5 ・昭 4 2 条例 4 3 ・昭 4 4 条例 1 5 ・昭 4 5 条例 3 ・昭 4 5 条例 3 5 ・昭 4 6 条例 1 0 ・昭 4 7 条例 1 9 ・昭 4 7 条例 4 3 ・昭 4 8 条例 1 4 ・昭 4 9 条例 2 5 ・昭 5 0 条例 9 ・昭 5 0 条例 6 2 ・昭 5 1 条例 7 ・昭 5 2 条例 1 1 ・昭 5 3 条例 7 ・昭 5 3 条例 2 9 ・昭 5 3 条例 3 5 ・昭 5 5 条例 1 0 ・昭 5 5 条例 2 6 ・昭 5 5 条例 4 3 ・昭 5 6 条例 4 8 ・昭 5 6 条例 6 2 ・昭 5 8 条例 3 5 ・平 1 5 条例 3 5 ・平 1 7 条例 2 ・平 2 1 条例 2 7 ・平 2 3 条例 3 9 ・平 2 7 条例 5 9 ・平 3 0 条例 1 3 ・平 3 1 条例 1 ・令元条例 2 1 ・令元条例 4 3 ・令 3 条例 3 ・令 4 条例 1 2 ・令 5 条例 1 9 ・令 5 条例 7 8 ・一部改正） <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>葛飾区小松保育園</td><td>東京都葛飾区新小岩二丁目 1 4 番 9 号</td></tr> <tr> <td>〃 白鷺保育園</td><td>〃 柴又三丁目 3 0 番 9 号</td></tr> <tr> <td>〃 双葉保育園</td><td>〃 東堀切一丁目 1 5 番 1 6 号</td></tr> <tr> <td>〃 青戸保育園</td><td>〃 青戸五丁目 9 番 1 0 号</td></tr> </table>	名称	位置	葛飾区小松保育園	東京都葛飾区新小岩二丁目 1 4 番 9 号	〃 白鷺保育園	〃 柴又三丁目 3 0 番 9 号	〃 双葉保育園	〃 東堀切一丁目 1 5 番 1 6 号	〃 青戸保育園	〃 青戸五丁目 9 番 1 0 号
名称	位置																				
葛飾区小松保育園	東京都葛飾区新小岩二丁目 1 4 番 9 号																				
〃 白鷺保育園	〃 柴又三丁目 3 0 番 9 号																				
〃 双葉保育園	〃 東堀切一丁目 1 5 番 1 6 号																				
〃 青戸保育園	〃 青戸五丁目 9 番 1 0 号																				
名称	位置																				
葛飾区小松保育園	東京都葛飾区新小岩二丁目 1 4 番 9 号																				
〃 白鷺保育園	〃 柴又三丁目 3 0 番 9 号																				
〃 双葉保育園	〃 東堀切一丁目 1 5 番 1 6 号																				
〃 青戸保育園	〃 青戸五丁目 9 番 1 0 号																				

上平井保育園	西新小岩四丁目 3 3 番 2 号 葛飾区子ども未来プラザ西新小岩内
四つ木保育園	四つ木三丁目 5 番 6 号
小合保育園	南水元三丁目 3 番 1 1 号
木根川保育園	東四つ木一丁目 1 8 番 1 2 号
半田保育園	東金町四丁目 3 4 番 1 2 号
東新小岩保育園	東新小岩四丁目 7 番 1 3 号
南堀切保育園	堀切一丁目 2 3 番 3 号
小菅保育園	小菅二丁目 1 9 番 1 号
宝保育園	宝町一丁目 1 2 番 1 0 号
住吉保育園	高砂七丁目 2 6 番 3 号
梅田保育園	立石三丁目 2 6 番 1 0 号
白鳥保育園	西亀有一丁目 1 8 番 6 号
渋江保育園	東四つ木二丁目 1 5 番 1 1 号 葛飾区子ども未来プラザ東四つ木内
細田保育園	細田四丁目 1 9 番 5 号
二上保育園	東新小岩七丁目 1 7 番 3 号
南奥戸保育園	奥戸二丁目 3 0 番 1 1 号
南新宿保育園	新宿一丁目 2 3 番 4 号
上平井保育園	西新小岩四丁目 3 3 番 2 号 葛飾区子ども未来プラザ西新小岩内
四つ木保育園	四つ木三丁目 5 番 6 号
小合保育園	南水元三丁目 3 番 1 1 号
木根川保育園	東四つ木一丁目 1 8 番 1 2 号
半田保育園	東金町四丁目 3 4 番 1 2 号
東新小岩保育園	東新小岩四丁目 7 番 1 3 号
南堀切保育園	堀切一丁目 2 3 番 3 号
小菅保育園	小菅二丁目 1 9 番 1 号
宝保育園	宝町一丁目 1 2 番 1 0 号
住吉保育園	高砂七丁目 2 6 番 3 号
梅田保育園	立石三丁目 2 6 番 1 0 号
白鳥保育園	西亀有一丁目 1 8 番 6 号
渋江保育園	東四つ木二丁目 1 5 番 1 1 号 葛飾区子ども未来プラザ東四つ木内
細田保育園	細田四丁目 1 9 番 5 号
二上保育園	東新小岩七丁目 1 7 番 3 号
南奥戸保育園	奥戸二丁目 3 0 番 1 1 号
南新宿保育園	新宿一丁目 2 3 番 4 号

〃 新水 元保育園	〃 東水元三丁目 5番7号	〃 新水 元保育園	〃 東水元三丁目 5番7号
〃 南鎌 倉保育園	〃 鎌倉一丁目7 番3号 葛飾区子ども未来プ ラザ鎌倉内	〃 南鎌 倉保育園	〃 鎌倉一丁目7 番3号 葛飾区子ども未来プ ラザ鎌倉内
〃 幸田 保育園	〃 西水元二丁目 16番10号	〃 幸田 保育園	〃 西水元二丁目 16番10号
〃 堀切 保育園	〃 堀切一丁目9 番18号	〃 堀切 保育園	〃 堀切一丁目9 番18号
〃 道上 保育園	〃 亀有四丁目2 4番11号	〃 道上 保育園	〃 亀有四丁目2 4番11号
〃 小菅 東保育園	〃 小菅三丁目1 0番32号	〃 小菅 東保育園	〃 小菅三丁目1 0番32号
〃 会野 保育園	〃 奥戸五丁目2 3番7号	〃 会野 保育園	〃 奥戸五丁目2 3番7号
〃 西新 小岩保育園	〃 西新小岩三丁 目21番7号	〃 西新 小岩保育園	〃 西新小岩三丁 目21番7号
〃 東堀 切保育園	〃 東堀切二丁目 20番8号	〃 東堀 切保育園	〃 東堀切二丁目 20番8号
〃 花の 木保育園	〃 南水元三丁目 7番2号	〃 花の 木保育園	〃 南水元三丁目 7番2号
〃 中青 戸保育園	〃 青戸三丁目8 番8号	〃 中青 戸保育園	〃 青戸三丁目8 番8号
〃 東半 田保育園	〃 東金町五丁目 28番1号	〃 東半 田保育園	〃 東金町五丁目 28番1号
〃 たつ み保育園	〃 西新小岩二丁 目1番3号	〃 たつ み保育園	〃 西新小岩二丁 目1番3号
〃 南白 鳥保育園	〃 白鳥三丁目2 番1号	〃 南白 鳥保育園	〃 白鳥三丁目2 番1号
〃 小谷 野しょうぶ 保育園	〃 堀切四丁目6 0番1号	〃 小谷 野しょうぶ 保育園	〃 堀切四丁目6 0番1号
〃 新高 砂保育園	〃 高砂四丁目1 番49号	〃 新高 砂保育園	〃 高砂四丁目1 番49号

議案第 6 5 号 関係資料
子 育 て 支 援 部
令 和 7 年 6 月 9 日

葛飾区保育所の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

保 育 課

1 改正理由

令和 7 年 9 月から、都の保育所等利用世帯負担軽減事業を活用し、0 歳から 2 歳までの第一子保育料を無償化することを予定している。これに伴い、本区においても第一子の保育料を 0 円にするために条例の一部を改正するもの

2 改正内容

第一子に係る保育料を 0 円にするもの

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定期日

令和 7 年 9 月 1 日

葛飾区保育所の保育料等に関する条例 新旧対照表

現 行	改正案
○葛飾区保育所の保育料等に関する条例 昭和 6 2 年 3 月 2 0 日 条例第 3 号 (趣旨) 第 1 条 この条例は、葛飾区が区立保育所において保育を行った場合に徴収する保育料等に関し必要な事項を定めるものとする。 (平 1 0 条例 2 3 ・ 平 2 7 条例 1 ・ 一部改正) (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 区立保育所 葛飾区保育所の設置等に関する条例(昭和 3 6 年葛飾区条例第 6 号)別表に規定する葛飾区保育所をいう。 (2) 支給認定教育・保育 子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。)第 2 7 条第 1 項に規定する支給認定教育・保育(保育に限る。)をいう。 (3) 保育 児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 6 条の 3 第 7 項に規定する保育をいう。 (4) 教育・保育給付認定子ども法第 2 0 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。 (5) 教育・保育給付認定保護者法第 2 0 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。	○葛飾区保育所の保育料等に関する条例 昭和 6 2 年 3 月 2 0 日 条例第 3 号 (趣旨) 第 1 条 この条例は、葛飾区が区立保育所において保育を行った場合に徴収する保育料等に関し必要な事項を定めるものとする。 (平 1 0 条例 2 3 ・ 平 2 7 条例 1 ・ 一部改正) (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 区立保育所 葛飾区保育所の設置等に関する条例(昭和 3 6 年葛飾区条例第 6 号)別表に規定する葛飾区保育所をいう。 (2) 支給認定教育・保育 子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。)第 2 7 条第 1 項に規定する支給認定教育・保育(保育に限る。)をいう。 (3) 保育 児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 6 条の 3 第 7 項に規定する保育をいう。 (4) 教育・保育給付認定子ども法第 2 0 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。 (5) 教育・保育給付認定保護者法第 2 0 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。

(6) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育(保育に限る。)をいう。 (7) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。 (8) 保護者 法第6条第2項に規定する保護者をいう。 (9) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。 (平27条例1・全改、令元条例26・一部改正) <u>(区立保育所支給認定教育・保育保育料等)</u> 第3条 区立保育所における支給認定教育・保育に係る使用料の額は、1月につき、法第27条第3項第1号に掲げる額とする。 <u>2 葛飾区長(以下「区長」という。)は、区立保育所において、支給認定教育・保育を行ったときは、当該支給認定教育・保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から、1月につき、5万7,500円を超えない範囲内で葛飾区規則(以下「規則」という。)で定める額の保育料(以下「区立保育所支給認定教育・保育保育料」という。)を徴収するものとする。</u> (平27条例1・全改、令元条例26・一部改正) <u>(区立保育所緊急等保育保育料等)</u> 第4条 区立保育所における法第28条第1項第1号に掲げる場合に行う特定教育・保育に係る使用料	(6) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育(保育に限る。)をいう。 (7) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。 (8) 保護者 法第6条第2項に規定する保護者をいう。 (9) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。 (平27条例1・全改、令元条例26・一部改正) <u>(支給認定教育・保育に係る保育料等)</u> 第3条 区立保育所における支給認定教育・保育に係る使用料の額は、1月につき、法第27条第3項第1号に掲げる額とする。 <u>2 区立保育所における支給認定教育・保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る保育料は、0円とする。</u> (平27条例1・全改、令元条例26・一部改正) <u>(緊急等保育に係る保育料等)</u> 第4条 区立保育所における法第28条第1項第1号に掲げる場合に行う特定教育・保育に係る使用料の額は、1月につき、法第28条
--	--

の額は、1月につき、法第28条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）とする。	第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）とする。
2 <u>区長は、区立保育所において、法第28条第1項第1号に掲げる場合に係る特定教育・保育を行ったときは、当該特定教育・保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から、1月につき、5万7,500円を超えない範囲内で規則で定める額の保育料（以下「区立保育所緊急等保育保育料」という。）を徴収するものとする。</u> （平27条例1・追加、令元条例26・一部改正） <u>（区立保育所特別利用保育保育料等）</u>	2 <u>区立保育所における法第28条第1項第1号に掲げる場合に行う特定教育・保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る保育料は、0円とする。</u> （平27条例1・追加、令元条例26・一部改正） <u>（特別利用保育に係る保育料等）</u>
第5条 区立保育所における特別利用保育に係る使用料（以下「区立保育所特別利用保育使用料」という。）の額は、1月につき、法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）とする。	第5条 区立保育所における特別利用保育に係る使用料（以下「区立保育所特別利用保育使用料」という。）の額は、1月につき、法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）とする。
2 <u>区長は、区立保育所において、特別利用保育を行ったときは、当該特別利用保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から、1月につき、5万7,500円を超えない</u>	2 <u>区立保育所における特別利用保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る保育料は、0円とする。</u> （平27条例1・追加、令元条例26・一部改正）

<u>範囲内で規則で定める額の保育料（以下「区立保育所特別利用保育保育料」という。）を徴収するものとする。</u> （平 2 7 条例 1 ・ 追加、令元条例 2 6 ・ 一部改正） （延長保育料） 第 6 条 <u>区長</u>は、区立保育所において、保護者の就労状況、通勤時間等を考慮して規則で定める範囲の時間以外の時間に小学校就学前子どもの保育を行ったときは、当該保育を受けた小学校就学前子どもに係る保護者から、1 月につき、1 万 1, 4 0 0 円を超えない範囲内で規則で定める額（以下「延長保育料」という。）を徴収することができる。 （平 2 7 条例 1 ・ 追加） （保育短時間延長保育料） 第 7 条 区長は、区立保育所において、保護者の就労状況、通勤時間等を考慮して規則で定める範囲の時間に保育短時間の認定（子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）第 4 条第 1 項に規定する平均 2 0 0 時間まで（1 日当たり 8 時間までに限る。）の区分の認定をいう。）に係る小学校就学前子どもの保育を行ったときは、当該保育を受けた小学校就学前子どもに係る保護者から、1 月につき、1 万 1, 4 0 0 円を超えない範囲内で規則で定める額（以下「保育短時間延長保育料」という。）を徴収することができる。 （平 2 7 条例 1 ・ 追加）	（延長保育料） 第 6 条 <u>葛飾区長</u>（以下「区長」という。）は、区立保育所において、保護者の就労状況、通勤時間等を考慮して規則で定める範囲の時間以外の時間に小学校就学前子どもの保育を行ったときは、当該保育を受けた小学校就学前子どもに係る保護者から、1 月につき、1 万 1, 4 0 0 円を超えない範囲内で規則で定める額（以下「延長保育料」という。）を徴収することができる。 （平 2 7 条例 1 ・ 追加） （保育短時間延長保育料） 第 7 条 区長は、区立保育所において、保護者の就労状況、通勤時間等を考慮して規則で定める範囲の時間に保育短時間の認定（子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）第 4 条第 1 項に規定する平均 2 0 0 時間まで（1 日当たり 8 時間までに限る。）の区分の認定をいう。）に係る小学校就学前子どもの保育を行ったときは、当該保育を受けた小学校就学前子どもに係る保護者から、1 月につき、1 万 1, 4 0 0 円を超えない範囲内で規則で定める額（以下「保育短時間延長保育料」という。）を徴収することができる。 （平 2 7 条例 1 ・ 追加）
--	--

(<u>区立保育所保育料等の減免</u>) 第 8 条 区長は、特別の事情があると認めたときは、規則で定めるところにより、<u>区立保育所支給認定教育・保育保育料、区立保育所緊急等保育保育料、区立保育所特別利用保育保育料、延長保育料及び保育短時間延長保育料</u>（以下「<u>区立保育所保育料等</u>」という。）を減額し、又は免除することができる。 （平 1 0 条例 2 3 ・ 追加、 平 2 7 条例 1 ・ 旧第 4 条繰下 ・ 一部改正） (納付期限) 第 9 条 <u>区立保育所保育料等の納付期限</u>（以下「<u>納付期限</u>」という。）は、毎月末日とする。ただし、区長は、必要があると認めたときは、別に納付期限を定めることができる。 （平 1 0 条例 2 3 ・ 追加、 平 2 7 条例 1 ・ 旧第 5 条繰下 ・ 一部改正） (督促) 第 1 0 条 区長は、納付期限までに<u>区立保育所保育料等</u>を納付しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならない。 （平 1 0 条例 2 3 ・ 追加、 平 1 2 条例 4 0 ・ 平 1 7 条例 3 3 ・ 平 1 8 条例 5 2 ・ 一部改正、平 2 7 条例 1 ・ 旧第 6 条繰下 ・ 一部改正） (委任) 第 1 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 （平 1 0 条例 2 3 ・ 旧第 3 条繰下 ・ 一部改正、平 2 7	(<u>延長保育料等の減免</u>) 第 8 条 区長は、特別の事情があると認めたときは、規則で定めるところにより、<u>延長保育料及び保育短時間延長保育料</u>（以下「<u>延長保育料等</u>」という。）を減額し、又は免除することができる。 （平 1 0 条例 2 3 ・ 追加、 平 2 7 条例 1 ・ 旧第 4 条繰下 ・ 一部改正） (納付期限) 第 9 条 <u>延長保育料等の納付期限</u>（以下「<u>納付期限</u>」という。）は、毎月末日とする。ただし、区長は、必要があると認めたときは、別に納付期限を定めることができる。 （平 1 0 条例 2 3 ・ 追加、 平 2 7 条例 1 ・ 旧第 5 条繰下 ・ 一部改正） (督促) 第 1 0 条 区長は、納付期限までに<u>延長保育料等</u>を納付しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならない。 （平 1 0 条例 2 3 ・ 追加、 平 1 2 条例 4 0 ・ 平 1 7 条例 3 3 ・ 平 1 8 条例 5 2 ・ 一部改正、平 2 7 条例 1 ・ 旧第 6 条繰下 ・ 一部改正） (委任) 第 1 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 （平 1 0 条例 2 3 ・ 旧第 3 条繰下 ・ 一部改正、平 2 7
--	---

条例 1 ・旧第 7 条繰下) 付 則 (施行期日) 1 この条例は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。 (平 2 7 条例 1 ・旧付則 ・一部改正) (経過措置) 2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、法附則第 9 条の規定の適用がある間、区立保育所特別利用保育使用料の額は、同条第 1 項第 2 号ロ (1) の内閣総理大臣が定める基準により算定した額 (その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額) に同号ロ (2) に掲げる額を加えた額とする。 (平 2 7 条例 1 ・追加) 付 則 (中間省略) 付 則 (平成 1 2 年 3 月 3 0 日条例第 4 0 号) この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 (平成 1 5 年 3 月 2 7 日条例第 2 0 号) この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 (平成 1 7 年 6 月 2 3 日条例第 3 3 号) この条例は、公布の日から施行する。 付 則 (平成 1 8 年 1 2 月 1 8 日条例第 5 2 号) この条例は、公布の日から施行する。 付 則 (平成 2 7 年 2 月 2 7	条例 1 ・旧第 7 条繰下) 付 則 (施行期日) 1 この条例は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。 (平 2 7 条例 1 ・旧付則 ・一部改正) (経過措置) 2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、法附則第 9 条の規定の適用がある間、区立保育所特別利用保育使用料の額は、同条第 1 項第 2 号ロ (1) の内閣総理大臣が定める基準により算定した額 (その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額) に同号ロ (2) に掲げる額を加えた額とする。 (平 2 7 条例 1 ・追加) 付 則 (中間省略) 付 則 (平成 1 2 年 3 月 3 0 日条例第 4 0 号) この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 (平成 1 5 年 3 月 2 7 日条例第 2 0 号) この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 (平成 1 7 年 6 月 2 3 日条例第 3 3 号) この条例は、公布の日から施行する。 付 則 (平成 1 8 年 1 2 月 1 8 日条例第 5 2 号) この条例は、公布の日から施行する。 付 則 (平成 2 7 年 2 月 2 7
---	---

日条例第 1 号) (施行期日) 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 (準備行為) 2 改正後の第 3 条第 2 項に規定する保育料の徴収の準備その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。 付 則 (令和元年 9 月 25 日 条例第 26 号) この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。	日条例第 1 号) (施行期日) 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 (準備行為) 2 改正後の第 3 条第 2 項に規定する保育料の徴収の準備その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。 付 則 (令和元年 9 月 25 日 条例第 26 号) この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。 <u>付 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 改正後の第 3 条第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 8 条及び第 10 条の規定は、令和 7 年 9 月分以後の月分の保育料について適用し、同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。</u>
--	---

議案第 66 号 関係資料
子 育 て 支 援 部
令 和 7 年 6 月 9 日

葛飾区子ども未来プラザ条例の一部を改正する条例

子育て政策課

1 改正理由

令和 7 年 9 月から、都の保育所等利用世帯負担軽減事業を活用し、0 歳から 2 歳までの第一子保育料を無償化することを予定している。これに伴う区独自の子育て世帯の負担軽減策の拡大についても実施するにあたり、一時預かり事業に係る使用料に関することについて改正するもの

2 改正内容

一時預かり事業に係る使用料を 0 円とするもの

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定期日

令和 7 年 9 月 1 日

葛飾区子ども未来プラザ条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
○葛飾区子ども未来プラザ条例 令和元年１０月１１日 条例第３１号 (設置) 第１条 家庭及び学校以外で子どもが過ごす場を提供することにより、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、子ども及び保護者の交流を促進し、及び相談を受け、並びに関係機関と包括的に連携することにより、妊娠中から切れ目なく支援を行い、もって安心して子どもを育てることができる地域社会の実現に寄与するため、葛飾区子ども未来プラザ（以下「子ども未来プラザ」という。）を別表第１のとおり設置する。 ２ 前項に掲げるもののほか、別表第２のとおり駐車場を置く。 (定義) 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (１) 子ども 次に掲げる者をいう。 ア １８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者 イ アに掲げる者のほか、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校並びに義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成２	○葛飾区子ども未来プラザ条例 令和元年１０月１１日 条例第３１号 (設置) 第１条 家庭及び学校以外で子どもが過ごす場を提供することにより、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、子ども及び保護者の交流を促進し、及び相談を受け、並びに関係機関と包括的に連携することにより、妊娠中から切れ目なく支援を行い、もって安心して子どもを育てることができる地域社会の実現に寄与するため、葛飾区子ども未来プラザ（以下「子ども未来プラザ」という。）を別表第１のとおり設置する。 ２ 前項に掲げるもののほか、別表第２のとおり駐車場を置く。 (定義) 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (１) 子ども 次に掲げる者をいう。 ア １８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者 イ アに掲げる者のほか、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校並びに義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成２

8年法律第105号)第14条に規定する夜間その他特別な時間において授業を行う学校に在籍する者 (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。 (事業) 第3条 子ども未来プラザは、第1条第1項に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に規定する地域子ども・子育て支援事業 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業 (3) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業(以下「一時預かり事業」という。) (4) 子どもの健全育成の支援に関すること。 (5) 子どもの健全育成の支援に係る関係機関との連携及び調整に関すること。 (6) 配慮を必要とする子ども及び保護者に対する支援に関すること。 (7) 地域の子育て支援体制の強化に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、葛飾区長(以下「区長」という。)が必要と認める事業 (開館時間等) 第4条 子ども未来プラザの開館時間及び駐車場の開場時間は、葛飾区規則(以下「規則」という。)で	8年法律第105号)第14条に規定する夜間その他特別な時間において授業を行う学校に在籍する者 (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。 (事業) 第3条 子ども未来プラザは、第1条第1項に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に規定する地域子ども・子育て支援事業 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業 (3) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業(以下「一時預かり事業」という。) (4) 子どもの健全育成の支援に関すること。 (5) 子どもの健全育成の支援に係る関係機関との連携及び調整に関すること。 (6) 配慮を必要とする子ども及び保護者に対する支援に関すること。 (7) 地域の子育て支援体制の強化に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、葛飾区長(以下「区長」という。)が必要と認める事業 (開館時間等) 第4条 子ども未来プラザの開館時間及び駐車場の開場時間は、葛飾区規則(以下「規則」という。)で
--	--

定める。 (一時預かり事業の利用者等) 第5条 一時預かり事業を利用することができる者は、葛飾区内に住所を有する生後6月から小学校就学の始期に達するまでの子どもで、家庭において保育を受けることが一時的に困難となったものとする。 2 一時預かり事業を利用しようとする子どもの保護者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。 3 区長は、一時預かり事業の利用を不相当と認めるときは、規則で定めるところにより、前項の承認を取り消し、又は利用を停止することができる。 <u>(一時預かり事業の利用に係る使用料)</u> 第6条 前条第2項の規定により一時預かり事業の利用の承認を受けた者は、<u>1回につき1,500円を超えない範囲内において規則で定める額の使用料を利用の際に納付しなければならない。</u> (駐車場の使用) 第7条 子ども未来プラザを利用する者は、駐車場を使用することができる。 2 駐車場に駐車させることができる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)で、規則で定める大きさを超えないものとする。	定める。 (一時預かり事業の利用者等) 第5条 一時預かり事業を利用することができる者は、葛飾区内に住所を有する生後6月から小学校就学の始期に達するまでの子どもで、家庭において保育を受けることが一時的に困難となったものとする。 2 一時預かり事業を利用しようとする子どもの保護者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。 3 区長は、一時預かり事業の利用を不相当と認めるときは、規則で定めるところにより、前項の承認を取り消し、又は利用を停止することができる。 <u>(一時預かり事業の利用に係る使用料)</u> 第6条 一時預かり事業の利用に係る使用料は、<u>0円とする。</u> (駐車場の使用) 第7条 子ども未来プラザを利用する者は、駐車場を使用することができる。 2 駐車場に駐車させることができる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)で、規則で定める大きさを超えないものとする。
--	---

る。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 3 駐車場の使用に係る使用料（以下「駐車場使用料」という。）は、別表第3に定める額とする。 4 駐車場を使用した者は、自動車を退車させる際に駐車場使用料を納付しなければならない。 5 区長は、特別の理由があると認めるときは、駐車場使用料を免除することができる。 （利用の制限等） 第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、子ども未来プラザの利用を制限し、又は退館させることができる。 （1） 営利を目的として利用したと認めるとき。 （2） 第3条に掲げる事業の運営に支障があると認めるとき。 （3） 子ども未来プラザの管理上支障があると認めるとき。 （4） 前3号に定めるもののほか、利用を不適當と認めるとき。 （損害賠償） 第9条 子ども未来プラザに損害を与えた者は、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 （委任） 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 付 則 この条例は、令和2年1月1日から	る。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 3 駐車場の使用に係る使用料（以下「駐車場使用料」という。）は、別表第3に定める額とする。 4 駐車場を使用した者は、自動車を退車させる際に駐車場使用料を納付しなければならない。 5 区長は、特別の理由があると認めるときは、駐車場使用料を免除することができる。 （利用の制限等） 第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、子ども未来プラザの利用を制限し、又は退館させることができる。 （1） 営利を目的として利用したと認めるとき。 （2） 第3条に掲げる事業の運営に支障があると認めるとき。 （3） 子ども未来プラザの管理上支障があると認めるとき。 （4） 前3号に定めるもののほか、利用を不適當と認めるとき。 （損害賠償） 第9条 子ども未来プラザに損害を与えた者は、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 （委任） 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 付 則 この条例は、令和2年1月1日から
--	--

施行する。ただし、第 3 条第 3 号、第 5 条及び第 6 条の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 3 月 3 0 日条例第 1 3 号）
この条例は、令和 4 年 7 月 1 9 日から施行する。

付 則（令和 5 年 1 2 月 1 4 日条例第 7 9 号）
この条例は、令和 6 年 1 月 9 日から施行する。

別表第 1（第 1 条関係）
（令 4 条例 1 3・令 5 条例 7 9・一部改正）

名称	位置
葛飾区子ども未来プラザ鎌倉	葛飾区鎌倉一丁目 7 番 3 号
〃 子ども未来プラザ西新小岩	〃 西新小岩四丁目 3 3 番 2 号
〃 子ども未来プラザ東四つ木	〃 東四つ木二丁目 1 5 番 1 1 号

別表第 2（第 1 条関係）

名称	位置
葛飾区子ども未来プラザ鎌倉駐車場	葛飾区鎌倉一丁目 6 番 1 2 号

別表第 3（第 7 条関係）

使用区分 名称	駐車時間 3 0 分ま	3 0 分を超える駐

施行する。ただし、第 3 条第 3 号、第 5 条及び第 6 条の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 3 月 3 0 日条例第 1 3 号）
この条例は、令和 4 年 7 月 1 9 日から施行する。

付 則（令和 5 年 1 2 月 1 4 日条例第 7 9 号）
この条例は、令和 6 年 1 月 9 日から施行する。

付 則
（施行期日）
1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。
（経過措置）
2 改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第 1（第 1 条関係）
（令 4 条例 1 3・令 5 条例 7 9・一部改正）

名称	位置
葛飾区子ども未来プラザ鎌倉	葛飾区鎌倉一丁目 7 番 3 号
〃 子ども未来プラザ西新小岩	〃 西新小岩四丁目 3 3 番 2 号
〃 子ども未来プラザ東四つ木	〃 東四つ木二丁目 1 5 番 1 1 号

別表第 2（第 1 条関係）

名称	位置
葛飾区子ども未来プラザ鎌倉駐車場	葛飾区鎌倉一丁目 6 番 1 2 号

別表第 3（第 7 条関係）

使用区分 名称	駐車時間 3 0 分ま	3 0 分を超える駐

	で	車 時 間 3 0 分 ま で ごとに		で	車 時 間 3 0 分 ま で ごとに
葛飾区子ども未来 プラザ鎌倉駐車場	無料	1 0 0 円	葛飾区子ども未来 プラザ鎌倉駐車場	無料	1 0 0 円

福祉施設等への物価高騰緊急対策費助成について

福祉管理課
介護保険課
子育て施設支援課
児童相談課

物価高騰・エネルギー価格高騰に直面する区内福祉施設等の負担軽減に向けた緊急対策として、都の助成対象外施設等に支援を行うもの

1 助成対象施設・事業

- | | | |
|--------------------|---------|----|
| (1) 福祉施設 | | |
| ア 高齢・介護施設【入所】 | 37 | 施設 |
| イ 介護サービス事業所【通所・訪問】 | 117 | 施設 |
| (2) 保育施設等 | | |
| ア 保育施設・保育事業 | 209 | 施設 |
| イ 認可外保育施設 | 9 | 施設 |
| ウ 教育施設・預かり保育事業 | 60 | 施設 |
| (3) 児童養護施設等 | | |
| ア 児童養護施設等 | 62 | 施設 |
| イ 里親・ファミリーホーム | 20 家庭・3 | 施設 |
| ウ 一時保護委託 | 5 | 施設 |

2 助成内容

令和7年4月から令和7年9月までを助成対象期間とし、「助成対象施設・事業」の種別に応じて、以下の費用を助成する。

- (1) ア、(2)及び(3)：光熱費及び食材費
(1) イ：送迎や訪問に使用する車両の燃料費

なお、対象施設及び金額については、原則、都の事業内容と同等とする。

3 予算措置（令和7年度第一次補正予算案に計上）

- | | | | | |
|-------------|-----|-----------|-----|-----------|
| (1) 福祉施設 | 歳入： | 0 円 | 歳出： | 19,018 千円 |
| (2) 保育施設等 | 歳入： | 44,216 千円 | 歳出： | 51,225 千円 |
| (3) 児童養護施設等 | 歳入： | 0 円 | 歳出： | 4,753 千円 |

4 スケジュール（予定）

令和7年7月以降に対象施設・事業所に本事業を周知の上、9月以降に実績報告書に基づき順次支払う。

なお、児童養護施設等については、施設等からの請求又は支弁に基づき支払う。

5 その他

助成対象施設・事業等の詳細については、別紙のとおり

福祉施設等への物価高騰緊急対策費助成について

【別紙】

区分		助成対象施設・事業	施設数	助成内容 (以下の計算式から各月の補助額を算出し、6か月分を支給)	予算措置 (補正予算案に計上)
福祉施設	高齢・介護施設 【入所】	特別養護老人ホーム(地域密着型) 認知症高齢者グループホーム 軽費老人ホーム(地域密着型)	1 35 1 計37	光熱費・食材費支援 3,907円×入所者数	※1 【歳入】 0円 【歳出】 19,018千円
	高齢・介護施設 【通所・訪問】	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 通所介護・療養通所介護(地域密着型) 認知症対応型通所介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5 1 102 5 1 3 計117	送迎や訪問に使用する車両の燃料費支援 【通所系】 1,700円×車両台数 【訪問系】 900円×車両台数	
保育施設等	保育施設 ・ 保育事業	認可保育所 幼保連携型認定こども園(2号、3号) 小規模保育事業所 家庭的保育事業所 認証保育所 一時預かり事業、定期利用保育事業 多様な他者との関わりの機会の創出事業	87 7 15 12 8 40 40 計209	光熱費・食材費支援 【保育施設】 864円×在籍児童数 【保育事業】 35円×延べ利用児童数	【歳入】 41,531千円 【歳出】 41,531千円
	認可外保育施設	認可外保育施設(指導監督基準を満たす旨の証明書交付施設)※2	9	光熱費・食材費支援 13,000円	【歳入】 702千円 【歳出】 702千円
	教育施設 ・ 預かり保育事業	幼保連携型認定こども園(1号) 幼稚園型認定こども園 幼稚園 預かり保育事業	7 3 20 30 計60	光熱費・食材費支援 【幼保連携型認定こども園(1号)・幼稚園型認定こども園(1号)】 571円×在籍児童数 【幼稚園型認定こども園(2号、3号)】 864円×在籍児童数 【幼稚園】 286円×在籍児童数 【預かり保育事業】 18円×延べ利用児童数	※3 【歳入】 1,983千円 【歳出】 8,992千円

区分		助成対象施設・事業	施設数	助成内容 (以下の計算式から各月の補助額を算出し、6か月分を支給)	予算措置 (補正予算案に計上)
児童養護施設等	児童養護施設等	児童養護施設(児童自立生活援助事業所Ⅱ型含む) 乳児院 自立援助ホーム	52 4 6 計62	光熱費・食材費支援 3,633円×区措置児童数	※4 【歳入】 0円 【歳出】 4,077千円
	里親・ファミリーホーム	里親(児童自立生活援助事業所Ⅲ型含む) ファミリーホーム	20 3 計23	光熱費・食材費支援 3,633円×区措置児童数	【歳入】 0円
	一時保護委託	児童一時保護委託施設	5	光熱費・食材費支援 3,633円×区委託児童数	【歳出】 676千円

※1 東京都の補助対象外となる地域密着型施設を葛飾区が独自に補助

※2 補助条件:補助対象期間の開設月数(月10日以上児童預かりをしていること)が3か月以上の施設。指導監督基準の適合状況に係る自己点検の実施

※3 幼保連携型認定こども園(1号)以外は、葛飾区が独自で補助。保育施設と教育施設の預かり時間を考慮し、補助単価を設定

※4 江戸川区措置費共同経理課(児童相談所を設置する特別区において構成)が施設からの請求に基づき支払い、区は江戸川区に負担金を支払う。

高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業の実施について

高齢者支援課
健康推進課

1 概要

補聴器購入費助成、加齢性難聴に係る普及啓発及び耳の健康診査をあわせて実施する「高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業」について、令和 7 年 10 月としていた開始時期を見直すとともに、実施方法等についても一部見直しを行ったため、報告するもの

2 補聴器購入費助成

(1) 事業概要

耳鼻咽喉科の診察や耳の健康診査を受診し、医師が補聴器の必要性を認めた 65 歳以上の区民（障害者総合支援法に基づく補装具としての補聴器支給対象者を除く。）を対象とし、補聴器の購入にかかる費用を助成するもの。なお、過去に本区の補聴器購入費助成を利用している場合は、5 年経過したのち 1 回に限り助成する。

助成額（上限）

住民税非課税者 144,900 円

住民税課税者 72,450 円

(2) 開始時期

令和 7 年 7 月 1 日（火）から事前相談の受付を開始する。

(3) 助成までの手続き

事前相談を実施し、助成希望者に対し、助成までの手続きについて予め案内する。

助成までの手続き 別紙 1 のとおり

(4) 事業協力店

助成対象者が適切に調整された補聴器を購入し、購入後も聞こえ方に応じて再調整を受けることができるよう、認定補聴器技能者が在籍する店舗のほか、次の 3 つの要件を満たす補聴器販売店を「葛飾区高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業協力店」として、区民に示していく。

① 補聴器の調整（フィッティング）ができること。

② オーディオメーターによる聴力測定ができること。

③ 補聴器購入後、購入者の聞こえ方に応じて補聴器の再調整を行ったり、購入者からの相談に対応する等、アフターフォローを行っていること。

協力店数：23 店舗（令和 7 年 5 月 23 日現在）別紙 2 のとおり

3 耳の健康診査

(1) 事業概要

加齢性難聴の早期発見のため、当該年度末に 65 歳から 74 歳になる区民を対象として、問診、診察、標準純音聴力検査を行うもの。結果については、受診当日、受診医療機関で説明し、補聴器が必要な受診者に対しては、補聴器に関する情報提供を行う。

(2) 実施時期等

申込期間：令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 8 年 1 月 31 日（土）まで

健診期間：令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 8 年 2 月 28 日（土）まで

(3) 健診の流れ

- ① 受診希望者が区へ申込み（電話、オンライン、はがき）
- ② 区が受診希望者へ「受診券」を郵送
- ③ 受診希望者が「受診券」に記載の実施医療機関へ健診予約
- ④ 医療機関で健診実施、結果説明

(4) 実施医療機関

実施医療機関予定数：30 か所（令和 7 年 5 月 23 日現在）

※ 現在調整中のため、決定後改めて報告する。

4 周知方法

広報かつしか 6 月 25 日号、区公式ホームページ及び SNS に掲載するとともに、区内の耳鼻咽喉科、葛飾区医師会、補聴器販売店（事業協力店）及び高齢者総合相談センター等において、事業の周知を行う。

【手続きの流れ】申請から助成を受けるまで

7月1日～事前相談受付開始

【高齢者支援課】

葛飾区役所2階201番窓口

☎03(5654)8299

①申請書を取得する

- ・葛飾区役所（2階201番窓口）高齢者支援課
- ・高齢者総合相談センター ・区内の耳鼻咽喉科
- ・補聴器販売店（葛飾区高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業協力店）
- ・区のホームページからダウンロード

65歳から74歳の方 要申込 無料

②耳鼻咽喉科を受診する

- ・耳鼻咽喉科の受診には診察料等がかかります
- ・診察の結果、補聴器が必要と認められた場合
⇒申請書裏面の「医師意見欄」に記入して
もらい申請書に検査結果を貼付してもらう

②耳の健康診査を受ける

- ・耳の健康診査の結果、補聴器が必要と認められた場合
⇒申請書と耳の健康診査結果で申請ができます

または

医療費控除を検討される場合は、「補聴器適合に関する診療情報提供書」が必要となりますので、補聴器相談医にご相談ください。

③補聴器販売店で相談し、見積書をもらう

- ・「葛飾区高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業協力店」などの補聴器販売店等に相談し、補聴器の見積書をもらう

医療費控除を検討される場合は、認定補聴器技能者が在籍する店舗にご相談ください。

④区（高齢者支援課）に申請する（郵送可）

- ・申請書（医師意見欄に記載のあるもの（※）、検査結果が貼付されたもの）
- ・購入する補聴器の見積書 ※「葛飾区耳の健康診査」の結果でも可

【区】審査⇒「助成決定通知書」が届きます

◎区は、申請書の内容を確認・審査し
「助成決定通知書」「助成金請求書」を発送します

※「助成決定通知書」が届く前に購入した場合は助成対象外となります

⑤補聴器販売店で補聴器を購入する

◎助成決定通知が届いたら、見積書を取得した販売店で補聴器を購入する
【代理請求「○」の店舗】補聴器購入額から助成額を差し引いた額を支払う

- ・持ち物「助成決定通知書」「助成金請求書」「補聴器購入費用」

【代理請求をしない店舗】補聴器購入額を全額支払い、区に助成金の請求を行う

- ・持ち物「助成決定通知書」「補聴器購入費用」

☞ 区へ「助成金請求書」「領収書」を提出 ☞ 後日、指定の口座へ入金

葛飾区高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業協力店

	店舗名	所在地	電話番号	代理請求	認定補聴器 技能者在籍店
1	メガネストアー 青戸店	葛飾区青戸3-34-5	03-5629-4088	○	○
2	メガネストアー お花茶屋店	葛飾区お花茶屋1-24-1 関口ビル1F	03-5680-9758	○	
3	ピジョンメガネ亀有店	葛飾区亀有3-32-12	03-6662-5111	○	
4	眼鏡市場 アリオ亀有店	葛飾区亀有3-49-3 アリオ亀有3F	03-5629-9118	○	○
5	メガネのイシイ	葛飾区亀有5-29-3	03-3606-2334	○	
6	メガネのアイガン 新小岩銀座店	葛飾区新小岩1-48-3	03-3652-8585	○	○
7	パリミキ 新小岩店	葛飾区新小岩1-49-3 第28ビル	03-5678-9780	○	
8	株式会社メガネトップ 眼鏡市場 新小岩ルミエール商店街店	葛飾区新小岩1-52-1	03-5661-3648	○	
9	メガネストアー 立石店	葛飾区立石1-12-9	03-3693-6437	○	○
10	千寿補聴器プラザ 金町店	葛飾区東金町1-22-7 磯貝ビル1階	03-5699-3339	○	○
11	メガネストアー 金町店	葛飾区東金町2-18-1 マルマスビル1F	03-5699-9778	○	
12	眼鏡市場 イトーヨーカドー四つ木店	葛飾区四つ木2-21-1-2F	03-5672-2468	○	
13	タスク補聴器 綾瀬店	足立区綾瀬1-32-13	03-5680-6106	○	○
14	タスク補聴器 竹の塚店	足立区竹の塚1-23-9	03-3884-3933	○	○
15	(有)デジタル補聴器販売 小岩補聴器	江戸川区南小岩6-30-8	03-3659-6661	○	○
16	みみエイド	北区東十条3-12-3	03-5944-6141	○	○
17	ブルーム錦糸町店	墨田区錦糸町3-2-1 アルカイースト2階	03-5619-4133	○	○
18	城東補聴器センター 錦糸町店	墨田区太平3-1-2	03-3624-3304	○	○
19	タスク補聴器 上野店	台東区台東4-25-5	03-3839-2531	○	○
20	ブルーム 銀座店	中央区銀座2-11-8 ラウンドクロス銀座2丁目B1階	03-3544-3268	○	○
21	マキチエ株式会社 東京日本橋店	中央区日本橋3-2-3	03-3277-2544	○	○
22	株式会社シンコム 補聴器本舗 神田淡路町	千代田区神田淡路町2-21-11 山崎ビル1F	03-6262-9811	○	○
23	リオネットセンター本八幡店	市川市南八幡4-6-3 NOIX・924ビル 4F	047-370-1133	○	○

(令和7年5月23日現在)

- 営業時間、休業日等については、各店舗にご確認ください。
- 「代理請求」欄が○の店舗は、自己負担額のみのお支払いが可能な店舗です。(助成金は店舗から区に請求します。)

一般庶務報告 No. 1		
福	祉	部
令	和	7 年 6 月 9 日

令和6年度生業資金等の不納欠損について

福祉管理課

1 概要

令和6年度調定の生業資金・同和対策生業資金・被災者応急資金について、納付者の経済的困窮などにより消滅時効が完成し、債権放棄したものの不納欠損処理を行ったため報告するもの

2 不納欠損の事由

(1) 消滅時効

最終弁済日の翌日から起算して、以下法定期間を経過したとき。

- ① 生業資金・・・・・・・・旧商法第522条（5年）
- ② 同和対策生業資金・・・・旧商法第522条（5年）
- ③ 被災者応急資金・・・・旧民法第167条（10年）

(2) 破産免責・・・・・・・・破産法第253条（即時）

免責許可決定が確定したとき。

3 不納欠損額

643,947円

内訳は別紙「令和6年度生業資金等不納欠損内訳表」のとおり

4 処理方法

葛飾区会計事務規則第46条により処理した。

令和6年度生業資金等不納欠損内訳表

別紙

1 不納欠損額

(円)

区 分		金 額	件 数
内 訳	生 業 資 金	643, 947	1
	同和对策生業資金	0	0
	被災者応急資金	0	0

2 不納欠損事由別内訳

(円)

区 分		消 滅 時 効						破 産 免 責		合 計	
		旧商法第522条(5年)		旧民法第167条(10年)		計		破産法第253条(即時)			
		金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
内 訳	無 財 産	0	0	0	0	0	0	0	0	643,947	1
	所在・財産不明	643,947	1	0	0	643,947	1				
合 計		643,947	1	0	0	643,947	1				

3 前年度との比較

(円)

区 分	消 滅 時 効						破 産 免 責		合 計	
	旧商法第522条(5年)		旧民法第167条(10年)		計		破産法第253条(即時)			
	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
令和6年度	643,947	1	0	0	643,947	1	0	0	643,947	1
令和5年度	528,139	1	0	0	528,139	1	0	0	528,139	1
増 減 額	115,808	0	0	0	115,808	0	0	0	115,808	0
増 減 率 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	21.9	0.0

住居確保給付金の拡充について

くらしのまると相談課

1 概要

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金は、離職等により経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方等に対し、家賃相当分を支給することで再就職に向けた支援を行う事業である。

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が本年 4 月 1 日に施行され、新たに転居費用相当分の支給が加わり、住居確保給付金が拡充されたところである。

なお、本年 5 月 13 日に支給限度額の取扱いについての見解が東京都を通じて国から示されたことから、支給限度額を決定し実施するものである。

2 拡充内容

既存の家賃相当分の支給（法改正に伴う変更なし）に加え、世帯員の減少や離職等により困窮し、家計を改善するために新たな住居を確保する必要があると認められた方に、転居費用相当分を支給する。

(1) 支給額・対象経費

《支給額》

以下の表の支給限度額を上限として、支給対象となる費用の実費分について支給する。

区分	支給限度額
単身世帯	279,200 円
2 人世帯	300,000 円
3 人世帯	324,000 円
4 人世帯	344,000 円
5 人世帯	364,000 円

《対象経費》

転居費用の支給対象・対象外の手費は以下のとおり

対象経費	対象外経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・鍵交換費用	・敷金 ・契約時に払う家賃（前家賃） ・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

(2) 支給要件

以下のア〜クすべてに該当すること。

ア 世帯員の減少や離職等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある方であること。

イ 申請月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。

ウ 申請月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。

エ 申請月における世帯収入額が、収入基準額以下であること。

《収入基準額》

世帯区分	基準額	家賃額（上限）	収入基準額（上限）
単身世帯	84,000 円	53,700 円	137,700 円
2 人 世 帯	130,000 円	64,000 円	194,000 円
3 人 世 帯	172,000 円	69,800 円	241,800 円
4 人 世 帯	214,000 円	69,800 円	283,800 円
5 人 世 帯	255,000 円	69,800 円	324,800 円

オ 申請月において世帯の金融資産の合計が次の資産基準額以下であること。

《資産基準額》

区分	資産基準額
単身世帯	504,000 円
2 人 世 帯	780,000 円
3 人以上世帯	1,000,000 円

カ 家計に関する相談支援において、転居が必要であり、かつその費用の捻出が困難であると認められること。

キ 世帯に属する方のいずれもが離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を受けていないこと。

ク 世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと。

3 予算措置（令和7年度当初予算に計上）

(1) 歳入 20,955 千円（うち転居費用補助分 8,187 千円）

〈内訳〉生活困窮者自立支援費等負担金（国3／4）

(2) 歳出 27,941 千円（うち転居費用補助分 10,917 千円）

4 適用開始年月日

令和7年4月1日

5 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ、SNS を活用して周知するほか、困窮・高齢・障害・住宅等に係る区役所の窓口でチラシを配布し周知する。

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者への資格確認書 及び資格情報のお知らせの一斉交付について

国保年金課

1 概要

令和 6 年 12 月 2 日から「マイナ保険証」の本格運用をしている。現在交付している国民健康保険被保険者証等は本年 9 月末までに、後期高齢者医療被保険者証等は本年 7 月末に有効期限を迎えることから、新しい資格確認書及び資格情報のお知らせを一斉交付する。

2 国民健康保険

(1) 資格確認書（交付対象者数 約 38,000 名）

「マイナ保険証」を登録していない被保険者に交付する。

(2) 資格情報のお知らせ（交付対象者数 約 49,000 名）

「マイナ保険証」を登録している被保険者に交付する。

3 後期高齢者医療制度

厚生労働省は、「マイナ保険証」の登録状況にかかわらず資格確認書を交付する暫定運用を令和 8 年 7 月 31 日まで継続することとしている。このため、今年度は全ての被保険者に資格確認書を交付する。

（交付対象者数 約 63,000 名）

4 交付時期

令和 7 年 7 月中旬頃（交付物見本は別紙のとおり）

5 要配慮者への対応

厚生労働省は、高齢や障害等の事情から「マイナ保険証」での受診が困難な方（要配慮者）について、申請による資格確認書の交付対象としており、区においても「マイナ保険証」を一人で使うことが困難な場合は、資格確認書を申請により随時交付している。申請方法（代理申請を含む）について、区医師会や区薬剤師会、区内介護事業者や障害者施設等を通じて周知を図り、要配慮の方が必要な医療を確実に受けられるよう、丁寧に対応していく。

6 区民等への周知

- (1) 広報かつしか6月25日号、区公式ホームページ及びSNSを活用して周知する。
- (2) 区医師会や区薬剤師会、区内介護事業者や障害者施設等へ一斉交付及び要配慮者への対応について周知する。

別紙 交付物見本・資格確認書

(1) 国民健康保険

東京都 国民健康保険 資格確認書		交付年月日 令和 7 年 8 月 1 日 有効期限 令和 8 年 7 月 31 日	
記号 22-99 番号 9999 (枝番) 01			
氏 名	葛飾 太郎		
生 年 月 日	昭和 24 年 12 月 30 日		性別 男
住 所	東京都葛飾区立石 5 丁目 13 番 1 号		
通票開始年月日	令和 年 月 日		
世帯主氏名	葛飾 太郎		
保険者番号	1 3 8 2 2 2		
交付者名	葛飾区 印		

(2) 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療資格確認書		有効期限	
被 保 険 者 番 号 01234567		令和 8 年 7 月 31 日	
住 所 千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号			
氏 名	広 域 花 子		
生 年 月 日	昭和 24 年 12 月 30 日		性別 女
資格取得年月日	令和 6 年 12 月 30 日		
交付年月日	令和 7 年 8 月 1 日		
負担割合・発効期日	1割 令和 6 年 12 月 30 日		
限度区分・発効期日			
長期入院該当日 特定疾病区分・発効期日			
保 險 者 番 号	3 9 1 3 1 2 3 4		
保 險 者 名	東京都後期高齢者医療広域連合 公印		

別紙 交付物見本・資格情報のお知らせ

(1) 国民健康保険

令和 年 月 日

東京都葛飾区立石5丁目13番1号

葛飾 太郎 様

お問い合わせ先

124-8555
東京都葛飾区立石5丁目13番1号
葛飾区 国保年金課
電話番号：03-5654-8210(直通)

資格情報のお知らせ

交付者名：葛飾区
保険者番号：138222
有効期限 ***

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	22-99	番号	9999	(枝番) 01
氏名	葛飾 太郎			
フリガナ	カザシ タロウ			
負担割合 (70歳以上のみ記載)	***			
発効期日	***			
適用開始年月日	令和 年 月 日			
交付年月日	令和 7年 8月 1日			

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下記の切り取り箇所も同様)

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。
(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。)

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和 7年 8月 1日 発行

交付者：葛飾区

保険者番号：138222

有効期限 ***

記号 22-99 番号 9999 (枝番) 01

氏名 葛飾 太郎

負担割合 ** 発効期日 **

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

4

一般庶務報告 No. 4		
福	祉	部
令	和	7 年 6 月 9 日

令和6年度介護保険料の不納欠損について

介護保険課

1 概要

令和6年度調定の介護保険料について、時効により徴収権が消滅したものの不納欠損処理を行ったため報告するもの

2 不納欠損の事由

- (1) 執行停止（3年）・・・地方税法第15条の7第4項 ※実績なし

以下の理由により、滞納処分の執行を停止した場合で、その期間が3年間継続したとき。

ア 滞納処分できる財産がないとき。

イ 滞納処分により生活が著しく困窮する恐れがあるとき。

ウ 所在・財産が不明なとき。

- (2) 執行停止（即時）・・・地方税法第15条の7第5項 ※実績なし

徴収金を徴収できないことが明らかなとき。

- (3) 消滅時効・・・介護保険法第200条第1項

法定納期限の翌日から起算して、2年を経過したとき。

3 不納欠損額

95,924千円

内訳は別紙「令和6年度介護保険料不納欠損内訳表」のとおり

4 処理方法

葛飾区会計事務規則第46条により処理した。

令和 6 年度介護保険料不納欠損内訳表

別紙

1 不納欠損額 (千円)

区 分	金 額	件 数
介護保険料	95,924	13,780

2 不納欠損事由別内訳 (千円)

区 分		執 行 停 止 (地方税法第15条の7)						消 滅 時 効 (法第200条第1項) 2年		合 計	
		第4項(3年)		第5項(即時)		計		金 額	件 数	金 額	件 数
		金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数				
内 訳	1 無 財 産	0	0	0	0	0	0	95,924	13,780	95,924	13,780
	2 生 活 困 窮	0	0	0	0	0	0				
	3 所在・財産不明	0	0	0	0	0	0				
合 計		0	0	0	0	0	0				

3 前年度との比較 (千円)

区 分		執 行 停 止 (地方税法第15条の7)						消 滅 時 効 (法第200条第1項) 2年		合 計	
		第4項(3年)		第5項(即時)		計		金 額	件 数	金 額	件 数
		金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数				
6 年度		0	0	0	0	0	0	95,924	13,780	95,924	13,780
5 年度		0	0	0	0	0	0	101,287	14,800	101,287	14,800
増 減 額		0	0	0	0	0	0	△ 5,363	△ 1,020	△ 5,363	△ 1,020
増 減 率 (%)		-	-	-	-	-	-	△ 5.3	△ 6.9	△ 5.3	△ 6.9

※ 介護保険法は、「法」と略して表記している。

一般庶務報告 No. 5		
福	祉	部
令	和	7 年 6 月 9 日

裁決取消請求控訴事件について

東生活課

令和6年5月11日に東京地方裁判所に訴えの提起があり、同年12月25日に判決の言渡しが行われた事件について、次のとおり、令和7年1月6日に東京高等裁判所に控訴の提起があったため、報告するもの

1 一審における控訴人の主張

原告は、医師の診断に基づき眼鏡相当額の金員を遅滞なく支給せよ等という相当数の申請行為を行ったにもかかわらず、葛飾区福祉事務所長は申請に対して応答していない。原告は、令和5年5月12日付け及び同月21日付けで、葛飾区福祉事務所長の不作為に対して、審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を提起したが、審査庁である葛飾区長は原告の申請は法律上の利益がない又は法律による申請ではないとして、令和6年1月23日付け裁決書により本件各審査請求を却下した（以下「本件裁決」という。）。原告は、裁決理由に違法があると主張し、本件裁決の取消しを求めている。

2 一審の判決

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

3 控訴の内容

- (1) 事件名 [REDACTED] 裁決取消請求控訴事件
- (2) 裁判所 東京高等裁判所
- (3) 控訴人 [REDACTED]
- (4) 被控訴人

葛飾区

(5) 控訴の趣旨

ア 原判決を取り消す。

イ 被告が原告に対してなした令和6年1月23日付裁決を取り消す。

ウ 訴訟費用は、第一、二審とも、被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

4 事件の経過

(1) 令和6年5月11日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、令和6年6月6日）

(2) 令和6年10月16日 口頭弁論期日

(3) 令和6年12月25日 判決言渡期日

(4) 令和7年1月6日 控訴の提起（葛飾区へ控訴状が送達されたのは、同年3月27日）

(5) 令和7年6月17日 口頭弁論期日

5 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

一般庶務報告 No. 6		
福	祉	部
令	和	7 年 6 月 9 日

各生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求控訴事件の上告受理申立てについて

西生活課

東生活課

令和7年3月27日に判決の言渡しがあった標記事件について、次のとおり、同年4月9日に上告受理の申立てを行ったため、報告するもの

1 一審における原告の主張

- (1) 厚生労働大臣は、生活保護基準を減額する内容の平成25年5月16日厚生労働省告示第174号（以下「平成25年告示」という。）、平成26年3月31日厚生労働省告示第136号（以下「平成26年告示」という。）及び平成27年3月31日厚生労働省告示第227号（以下「平成27年告示」といい、平成25年告示及び平成26年告示と併せて「本件各告示」という。）を発した。本件各告示は、憲法第25条及び生活保護法に違反するものである。
- (2) 原告の生活保護の実施責任を有する福祉事務所長は、違憲・違法な本件各告示に従って原告に対する生活保護変更決定（以下平成25年告示に基づく決定を「平成25年変更処分」といい、平成26年告示に基づく決定を「平成26年変更処分」といい、平成27年告示に基づく決定を「平成27年変更処分」といい、以下これらを併せて「本件各処分」という。）を行ったものであり、本件各処分も違憲・違法である。
- (3) なお、原告は、厚生労働大臣による違憲・違法な本件各告示の発出によって、本件各処分を受け、これによって生活が窮状に陥るなどして、多大な精神的苦痛を被ったとして、国に対し、本件各処分について慰謝料金5,000円を請求している。

2 一審における請求の趣旨の概要（訴えの変更後のもの）

- (1) 平成25年変更処分の取消しを求める請求（第1事件）

ア 主位的請求

福祉事務所長が原告に対して行った平成25年変更処分のうち、生活扶助の金額を減額した部分を取り消せ。

イ 予備的請求

福祉事務所長が原告に対して行った平成25年変更処分全部を取り消せ。

(2) 平成26年変更処分の取消し等を求める請求（第1事件）

ア 主位的請求

福祉事務所長が原告に対して行った平成26年変更処分のうち、これに基づく支給額を超えて原告が求める生活扶助費の額を支給しなかった部分を取り消せ。

イ 予備的請求

(ア) 福祉事務所長が原告に対して行った平成26年変更処分全部を取り消せ。

(イ) 福祉事務所長は、原告に対し、平成26年4月分の生活扶助費につき、消費増税対応扶助費の額を支給する旨の保護変更決定をせよ。

(3) 平成27年変更処分の取消し等を求める請求（第2事件）

ア 主位的請求

福祉事務所長が原告に対して行った平成27年変更処分（ただし、原告[]については、平成25年変更処分及び平成26年変更処分も含む。）のうち、これに基づく支給額を超えて消費増税対応扶助費の額を支給しなかった部分を取り消せ。（以下(1)ア及び(2)アと併せて「主位的取消請求」という。）

イ 予備的請求

(ア) 福祉事務所長が原告に対して行った平成27年変更処分全部を取り消せ。

（以下(1)イ及び(2)イ（ア）と併せて「予備的取消請求」という。）

(イ) 福祉事務所長は、原告に対し、平成27年4月分の生活扶助費につき、消費増税対応扶助費の額を支給する旨の保護変更決定をせよ。（以下(2)イ（イ）と併せて「本件義務付けの訴え」という。）

(4) 国家賠償請求（第1・第2事件）

被告国は、原告に対し、本件各処分のそれぞれについて慰謝料金5,000円及びこれに対する本件各告示の各発出の日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払え。

3 一審の判決

(1) 主文の概要（他の地方公共団体のみに関係のある部分を除く。）

ア 本件各訴えのうち、主位的取消請求に係る訴え及び本件義務付けの訴えを却下する。

イ 福祉事務所長が原告に対して行った平成25年変更処分を取り消す。

ウ 福祉事務所長が原告に対して行った平成26年変更処分を取り消す。

エ 福祉事務所長が原告に対して行った平成27年変更処分を取り消す。

オ 原告の被告国に対する請求をいずれも棄却する。

カ 訴訟費用は、原告に生じた費用を3分し、その1を原告の負担とし、その余は被告国を除く被告の負担とし、被告国を除く被告に生じた費用を3分し、その2を同被告の負担とし、その余は原告の負担とし、被告国に生じた費用はその全部を原告の負担とする。

(2) 判決の理由の概要

ア 本件各告示による生活扶助基準の改定は、厚生労働大臣の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとして違法であり、これに伴って福祉事務所長によってされた本件各処分も違法であるので、本件各処分の全部の取消しを求める予備的取消請求は理由がある。

イ 本件各処分は、本件各処分前の生活扶助費の額を本件各告示に基づく金額に変更することを内容とするものであって、従前の生活扶助費の額を減額すること自体を内容とするものではなく、また、改定前基準につき消費税率の引上げに伴う保護基準の改定のみがされたと仮定した場合の生活扶助費の額を支給しないとする部分を含むものでもないから、原告らの主位的取消請求に係る訴えは、存在しない処分の取消しを求めるものであり、不適法である。

ウ 原告が義務付けを求める処分がされないことによる損害は本件各処分が取り消されることにより避けることができるから、本件義務付けの訴えは不適法である。

エ 原告が本件各処分によって被る損害は、基本的には本件各処分の取消しにより回復される性質のものであるから、国家賠償請求は理由がない。

4 控訴審の判決

(1) 主文の概要（葛飾区に関連する部分に限る。）

ア 一審被告各地方公共団体の本件控訴を棄却する。

イ 一審被告各地方公共団体の控訴に係る訴訟費用は一審被告各地方公共団体の負担とする。

(2) 判決の理由の概要

本件各告示による生活扶助基準の改定は、厚生労働大臣の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとして違法であり、これに伴って福祉事務所長によってされた本件各処分も違法であるので、本件各処分の全部の取消しを求める一審原告らの請求は理由がある。

5 上訴の内容

(1) 事件名 [redacted] 各生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求
上告受理申立て事件

(2) 裁判所 最高裁判所

(3) 申立人（一審被告） 葛飾区

(4) 相手方（一審原告）

ア [redacted]
(第1・第2事件原告)

イ [redacted] (第1・第
2事件原告)

ウ [redacted] (第2事件原告)

(5) 上告受理申立ての趣旨

ア 本件上告を受理する。

イ 原判決中、上告受理申立人ら敗訴部分を破棄し、更に相当の裁判を求める。

6 事件の経過

(1) 平成27年6月19日 第1事件訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年12月17日）

(2) 平成28年2月15日 第1回進行協議期日

(3) 平成28年2月19日 第2事件訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年11月14日）

(4) 平成28年5月16日 第1回口頭弁論期日

- (5) 平成28年 6 月20日 第 2 回進行協議期日
- (6) 平成28年 9 月26日 第 2 回口頭弁論期日
- (7) 平成28年10月24日 第 3 回進行協議期日
- (8) 平成28年12月19日 第 3 回口頭弁論期日
- (9) 平成29年 2 月17日 第 4 回進行協議期日
- (10) 平成29年 2 月17日 第 1 事件・第 2 事件併合
- (11) 平成29年 3 月29日 第 4 回口頭弁論期日
- (12) 平成29年 6 月 2 日 第 5 回進行協議期日
- (13) 平成29年 7 月19日 第 5 回口頭弁論期日
- (14) 平成29年 9 月14日 第 6 回進行協議期日
- (15) 平成29年11月 1 日 第 6 回口頭弁論期日
- (16) 平成29年12月15日 第 7 回進行協議期日
- (17) 平成30年 2 月 9 日 第 7 回口頭弁論期日
- (18) 平成30年 3 月23日 第 8 回進行協議期日
- (19) 平成30年 5 月23日 第 8 回口頭弁論期日
- (20) 平成30年 7 月 6 日 第 9 回進行協議期日
- (21) 平成30年 9 月14日 第 9 回口頭弁論期日
- (22) 平成30年10月12日 第10回進行協議期日
- (23) 平成30年11月30日 第10回口頭弁論期日
- (24) 平成31年 1 月25日 第11回進行協議期日
- (25) 平成31年 2 月22日 第11回口頭弁論期日・第12回進行協議期日
- (26) 平成31年 3 月26日 第13回進行協議期日
- (27) 令和元年 5 月 7 日 第12回口頭弁論期日・第14回進行協議期日
- (28) 令和元年 6 月16日 訴えの変更
- (29) 令和元年 6 月21日 第15回進行協議期日
- (30) 令和元年 7 月26日 第13回口頭弁論期日・第16回進行協議期日
- (31) 令和元年 9 月20日 第17回進行協議期日
- (32) 令和元年10月18日 第18回進行協議期日
- (33) 令和元年11月22日 第14回口頭弁論期日・第19回進行協議期日

- (34) 令和元年12月20日 第20回進行協議期日
- (35) 令和2年1月24日 第15回口頭弁論期日・第21回進行協議期日
- (36) 令和2年2月21日 第22回進行協議期日
- (37) 令和2年3月13日 第23回進行協議期日
- (38) 令和2年7月10日 第24回進行協議期日
- (39) 令和2年9月25日 第16回口頭弁論期日・第25回進行協議期日
- (40) 令和2年10月23日 第26回進行協議期日
- (41) 令和2年11月20日 第27回進行協議期日
- (42) 令和2年12月23日 第17回口頭弁論期日
- (43) 令和3年2月19日 第28回進行協議期日
- (44) 令和3年4月16日 第29回進行協議期日
- (45) 令和3年6月25日 第18回口頭弁論期日・第30回進行協議期日
- (46) 令和3年8月27日 第31回進行協議期日
- (47) 令和3年10月14日 第32回進行協議期日
- (48) 令和3年12月22日 第19回口頭弁論期日
- (49) 令和4年6月24日 一審判決言渡し
- (50) 令和4年7月7日 一審被告控訴の提起
- (51) 令和4年7月8日 一審原告控訴の提起（葛飾区へ控訴状が送達されたのは、
令和5年12月8日）
- (52) 令和5年9月26日 控訴審第1回進行協議
- (53) 令和5年12月8日 控訴審第2回進行協議
- (54) 令和6年1月30日 控訴審第3回進行協議
- (55) 令和6年3月12日 控訴審第1回口頭弁論
- (56) 令和6年6月18日 控訴審第2回口頭弁論
- (57) 令和6年9月26日 控訴審第3回口頭弁論
- (58) 令和6年12月19日 控訴審第4回口頭弁論
- (59) 令和7年3月27日 控訴審判決言渡し
- (60) 令和7年4月9日 上告受理の申立て

7 区の方針

国の利害に係る訴訟について法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第7条第1項の規定により、法務大臣に対し、本件訴訟の実施を求め、引き続き対応する。

宿泊施設の適正な運営に向けた取組について

生活衛生課

1 背景

コロナ禍以降の令和5年度末から、インバウンド及び国内旅行需要により、区内では管理者が常駐していない小規模な宿泊施設（住宅宿泊事業施設（以下「民泊」という。）と旅館）が急増し、宿泊者による騒音やごみの不適切な処理などの苦情につながっている。

これまで区は、苦情発生を未然に防止するために、新規施設の現場調査や施設内掲示用多言語チラシ配布等の事業者支援を行い、また苦情相談があった際は、事業者に指導を行う等して対応してきた。

一方、直近の宿泊施設の増加率は著しく、住環境への影響が区内全域に広がっていることを踏まえ、宿泊施設の適正な運営に向けた取組をより一層実効性のあるものとする必要がある。

2 宿泊施設（民泊及び旅館）の施設数と苦情件数の推移

別紙のとおり

3 今後の取組について

地域住民の住環境確保のために、関係部署との検討会にて、宿泊施設の適正運営に関する条例策定の可能性も含め検討し、委員会にて進捗を報告する。

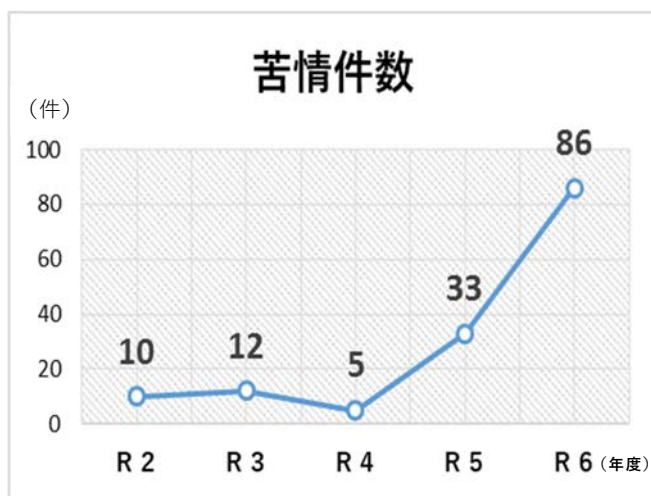
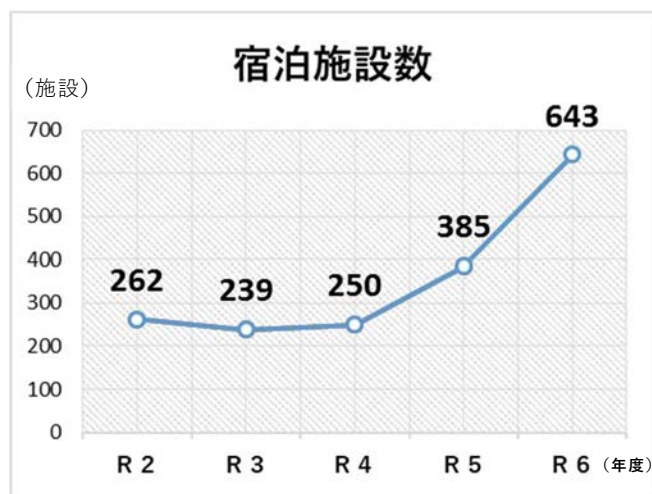
《（参考）民泊と旅館の違い》

	民泊	旅館
適用法	住宅宿泊事業法	旅館業法
適用条例	なし	葛飾区旅館業法施行条例
施設	戸建て、マンションの一室など (戸建て割合:約6割)	戸建て、マンションの一室専用の建物や施設 (戸建て割合:約5割)
営業日数	年間180日以内	制限なし

宿泊施設数と苦情件数の推移

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
民泊（施設数）	147	124	117	200	308
旅館（施設数）	115	115	133	185	335
宿泊施設数合計	262	239	250	385	643
民泊（苦情件数）	6	3	5	22	59
旅館（苦情件数）	4	9	0	11	27
苦情件数合計	10	12	5	33	86

（※数値は年度末時点のもの）



一般庶務報告 No. 1
子育て支援部
令和7年6月9日

第一子保育料無償化に伴う子育て世帯の負担軽減策の拡大実施について

子育て政策課
 子育て応援課
 子育て施設支援課
 保 育 課

1 概要

現在、認可保育所等において、3歳以上、住民税非課税世帯等の0歳から2歳までの子及び第二子以降を対象として、保育料を無償化している。令和7年9月からは、都の負担軽減事業を活用し、0歳から2歳までの第一子の保育料を無償化し、これに伴う区独自の子育て世帯の負担軽減策の拡大についても実施するもの

2 内容等

- (1) 補正予算（案）計上額
別紙のとおり
- (2) 周知方法
広報かつしか、区ホームページのほか、保護者への通知等で周知する。
- (3) 実施内容
参考資料のとおり

補正予算（案）計上額

1 第一子保育料無償化

施設種別等	歳 入	歳 出	延べ児童数 見込み
認可保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所	第一子の保育料無償化に対する都補助 839,456 千円 保護者が納入する保育料の減 △426,223 千円 合計 413,233 千円	施設への 運営費助成 64,128 千円	17,687 人
認証保育所	第一子の保育料無償化に対する都補助 14,000 千円	施設への 運営費助成 13,000 千円	608 人
認可外保育施設	第一子の保育料無償化に対する都補助 9,000 千円	施設への 運営費助成 10,850 千円	310 人
定期利用保育、ベビーシッター利用支援事業、多様な他者との関わりの機会の創出事業	第一子の保育料無償化に対する都補助 2,054 千円	施設への 運営費助成 1,664 千円 保護者への 利用料助成 572 千円	1,722 人
私立幼稚園等預かり保育（満3歳児）	第一子の保育料無償化に対する都補助 4,448 千円	保護者への 利用料助成 737 千円	119 人
小 計	442,735 千円	90,951 千円	

2 区独自の負担軽減策

事業名等	歳 入	歳 出	延べ児童数等 見込み
一時保育、休日 保育、年末年始 保育、緊急一時 保育、1歳児等 受入事業（都緊 急1歳児受入 事業除く）、認 可外保育施設 スポット利用	保護者からの利用料の減 △3,504 千円	施設への 運営費助成 43,364 千円	13,050 人
私立幼稚園等 預かり保育（3 ～5歳児クラ ス）、私立幼稚 園入園料、私立 幼稚園2歳児 保育料	—	保護者への 利用料助成 43,926 千円	3,849 人
子ども未来プ ラザいっとき 預かり	保護者からの利用料の減 △480 千円	—	320 人
かつしかファ ミリー・サポー ト・センター事 業	—	保護者（未就学児 に限る）への 利用料助成 1,929 千円	1,824 人
子育て家庭家 事サポーター 派遣事業	—	多胎妊婦及び保 護者への利用料 助成 2,223 千円	1,106 世帯
小 計	△3,984 千円	91,442 千円	—

実施内容

1 第一子保育料無償化

施設種別等	対象	現状	令和7年9月～
認可保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所	第一子	（負担軽減なし）	無償化
	第二子以降、非課税世帯等	無償化	
認証保育所	第一子	保育料の一部助成（※1）	無償化相当（※2）
	第二子以降、非課税世帯	無償化相当（※2）	
認可外保育施設	第一子	保育料の一部助成（※3）	無償化相当（※4）
	第二子以降、非課税世帯	無償化相当（※4）	
定期利用保育、ベビーシッター利用支援事業	第一子	（負担軽減なし）	無償化
	第二子以降、非課税世帯	無償化	
多様な他者との関わりの機会の創出事業	第一子	（負担軽減なし）	無償化
	第二子以降	無償化	
	非課税世帯等	利用料の一部助成（※5）	無償化
私立幼稚園等預かり保育（満3歳児）	第一子	（負担軽減なし）	無償化相当（※6）
	第二子以降、非課税世帯	無償化相当（※6）	

（※1）月額上限30,500円助成

保育料負担の軽減を図るため、全ての課税世帯の保護者負担に対して助成をする。

(※2) 月額上限 50,500 円助成

保育料 (平均 50,500 円) について、保護者負担を無償化相当とする。

(※3) 月額上限 15,500 円助成

保育料負担の軽減を図るため、全ての課税世帯の保護者負担に対して助成をする。

(※4) 月額上限 50,500 円助成

認証保育所 (※2) と同様の助成とする。

(※5) 日額上限 3,000 円助成

都の事業により、3,000 円を上限に助成する。

(※6) 月額上限 16,300 円助成

16,300 円を上限に保護者負担を無償化相当とする。

2 区独自の負担軽減策

事業名等	対象	現状	令和7年9月～
一時保育 (認可保育所、認定こども園の一部で実施)	未就学児 (※7)	(負担軽減なし)	無償化
	未就学児のうち家庭で保育する世帯	保育料の一部助成 (※8)	無償化
休日保育 (認可保育所の一部で実施)	未就学児 (※7)	(負担軽減なし)	無償化
年未年始保育 (認可保育所の一部で実施)	未就学児 (※7)	(負担軽減なし)	無償化
緊急一時保育 (認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所の一部で実施)	未就学児 (※7)	(負担軽減なし)	無償化
	未就学児のうち非課税世帯等	無償化	
1歳児等受入事業 (都緊急1歳児受入事業除く) (認可保育所、認定こども園の一部で実施)	第一子	(負担軽減なし)	無償化
	第二子以降、非課税世帯	無償化	

事業名等	対象	現状	令和7年9月～
認可外保育施設 スポット利用 (認可外保育施設の一部で実施)	未就学児 (※7)	(負担軽減なし)	無償化相当 (※9)
私立幼稚園等預 かり保育 (3～5歳児ク ラス) (認定こども 園、私立幼稚園 で実施)	3～5歳児	(負担軽減なし)	無償化相当 (※10)
私立幼稚園入園 料	課税世帯	入園料の一部助成 (※11)	(令和7年4月～) 入園料の一部助成 (※12)
	非課税世帯等	入園料の一部助成 (※13)	
私立幼稚園2歳 児保育料	2歳児	保育料の一部助成 (※14)	無償化相当 (※15)
子ども未来プラ ザいっとき預か り	未就学児 (※7)	(負担軽減なし)	無償化
かつしかファミ リー・サポート・ センター事業	未就学児 (※7)	(負担軽減なし)	無償化
子育て家庭家事 サポーター派遣 事業	多胎妊婦及び3歳 未満児	(負担軽減なし)	無償化

(※7) 未就学児の最小年齢(月齢)は、事業及び実施施設により異なる。

(※8) 月額上限 8,000 円助成
8,000 円を上限に保育料の一部を助成する。

(※9) 月額上限 50,500 円助成
50,500 円を上限に保護者負担を無償化相当とする。

(※10) 月額上限 11,300 円助成
11,300 円を上限に保護者負担を無償化相当とする。

- (※11) 年額上限 80,000 円助成
80,000 円を上限に入園料の一部を助成する。
- (※12) 年額上限 100,000 円助成
入園料の一部助成の上限額を 80,000 円から 100,000 円に拡大する。
- (※13) 年額上限 100,000 円助成
100,000 円を上限に入園料の一部を助成する。
- (※14) 月額上限 28,000 円助成
28,000 円を上限に保育料の一部を助成する。
- (※15) 月額上限 33,000 円助成
33,000 円を上限に保護者負担を無償化相当とする。

婚活支援事業について

子ども・若者担当課

1 概要

結婚を希望する若者を支援するため、出会いの機会を創出する婚活イベントや婚活に役立つスキル等を学ぶためのセミナーを実施するとともに、営利を目的としない区内の団体が行う婚活イベントに対して補助を行うもの

2 内容

(1) 婚活イベント及びセミナー

対面の婚活イベントと婚活に役立つコミュニケーションスキル向上等のためのセミナーを同日に開催する。また、婚活イベントで交際に発展した方々に、交際に関する助言や結婚に向けた相談等の支援を行う。

ア 開催日 令和 7 年 9 月 23 日（火・祝）

イ 対象者 結婚を希望する 20 歳以上 40 歳未満の独身男女
（区内在住又は在勤の方を優先）

ウ 定員 男性 20 名、女性 20 名

エ 場所 テクノプラザかつしか

オ 参加料 3,000 円

カ 募集開始 令和 7 年 6 月 予定

※安心して交流できる場とするため、身分証明書及び独身証明書の提出を必須とする。

(2) 婚活支援事業費補助

婚活イベントを実施する区内で活動する非営利団体に対し、イベントに係る事業費を補助する。

ア 補助額 補助対象経費の 10/10（上限 30 万円）

※年度ごとに 1 回に限る。

イ 要件 18 歳以上 40 歳未満で区内在住又は在勤の独身男女合計
10 名以上が参加する見込みがあること等

ウ 対象経費 会場使用料、消耗品費、司会者の謝礼、損害保険料等

エ 募集開始 令和 7 年 6 月 予定

3 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ、各種 SNS 等により周知する。

一般庶務報告 No. 3
子育て支援部
令和7年6月9日

令和6年度母子及び父子福祉応急小口資金の不納欠損について

子育て応援課

1 概要

令和6年度調定の母子及び父子福祉応急小口資金について、時効により徴収権が
消滅したものの不納欠損処理を行ったため報告するもの

2 不納欠損の事由

(1) 消滅時効・・・旧民法第167条（10年）

最終弁済日の翌日から起算して法定期間を経過したとき。

(2) 破産免責・・・破産法第253条（即時）

免責許可決定が確定したとき。

3 不納欠損額

260,000円

内訳は別紙「令和6年度母子及び父子福祉応急小口資金不納欠損内訳表」のとおり

4 処理方法

葛飾区会計事務規則第46条により処理した。

令和6年度母子及び父子福祉応急小口資金不納欠損内訳表

別紙

1 不納欠損額

(円)

区 分	金 額	件 数
母子及び父子福祉応急小口資金	260,000	4

2 不納欠損事由別内訳

(円)

区 分		消 滅 時 効 旧民法第167条 (10年)		破 産 免 責 破産法第253条 (即時)		合 計	
		金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
内 訳	無 財 産	0	0	0	0	260,000	4
	所在・財産不明	260,000	4				
	合 計	260,000	4				

3 前年度との比較

(円)

区 分		消 滅 時 効 旧民法第167条 (10年)		破 産 免 責 破産法第253条 (即時)		合 計	
		金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
令和6年度		260,000	4	0	0	260,000	4
令和5年度		285,000	4	0	0	285,000	4
増 減 額		△ 25,000	0	0	0	△ 25,000	0
増 減 率 (%)		△8.8	-	-	-	△8.8	-

私立保育所に対する指導検査等の実施について

子育て施設支援課

1 趣旨

児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法に基づき、私立保育所における適正な運営の確保及び保育の質の向上を図ること等を目的に、法令に定められた運営、会計及び保育等に係る基準を遵守しているか、立入りによる指導検査を実施して確認したため、令和 6 年度の実施結果を報告するもの

2 指導検査

(1) 実施施設（括弧内は施設数）

ア 一般指導検査（184）

- （ア）認可保育所（92）
- （イ）認定こども園（9）
- （ウ）小規模保育事業所（15）
- （エ）家庭的保育事業所（14）
- （オ）認証保育所（8）
- （カ）認可外保育施設（16）
- （キ）病児保育施設（3）
- （ク）幼稚園（22）
- （ケ）児童養護施設（2）
- （コ）母子生活支援施設（2）
- （サ）助産施設（1）

イ 特別指導検査（1）

- （ア）小規模保育事業所（1）

※一般指導検査：指導検査に係る事項の全体について行う検査

※特別指導検査：特定の指導検査に係る事項を定め、重点的又は継続的に行う検査

(2) 実施結果（詳細は別紙のとおり）

ア 一般指導検査

文書指摘を行った施設 44

（内訳 認可保育所 21、認定こども園 2、小規模保育事業所 5、家庭的保育事業所 1、認証保育所 4、認可外保育施設 8、

幼稚園 1、児童養護施設 2)

イ 特別指導検査

文書指摘を行った施設 1

(3) 文書指摘の主な内容

ア 保育士を適正に配置していない。

イ 避難・消火訓練を毎月実施していない。

ウ 検便を適正に行っていない。

(4) 改善状況の確認

文書指摘を行った施設には、期限を定めて、指摘事項の改善及びその状況報告を求め、改善状況を確認した。また、再発防止の観点から、対策が講じられているかを確認し、必要に応じて助言を行った。

3 区民への周知

区公式ホームページで公表する。

4 巡回訪問等

指導検査後に指摘事項が改善された状態が維持されているか及び区民から寄せられた情報の事実等を確認するため、施設に訪問し、必要に応じて指導及び助言を行った。

(実施数 延べ 63 施設)

令和6年度 認可保育所 一般指導検査実績

別紙

私立（検査日順）

NO	施設名	設置者	検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
1	アスクかなまち保育園	株 日本保育サービス	令和6年9月18日	無	—	—	—
2	本田こひつじ保育園 (福祉管理課との合同)	福 葛飾福祉館	令和6年9月19日	無	—	—	—
3	こひつじ保育園	福 葛飾福祉館	令和6年9月19日 (会計) 令和6年10月3日 (運営・保育)	無	—	—	—
4	東立石こひつじ保育園	福 葛飾福祉館	令和6年9月19日 (会計) 令和6年11月26日 (運営・保育)	無	—	—	—
5	白鳥ふたば保育園	福 共生会	令和6年9月24日	無	—	—	—
6	こはるび保育園	医 光善会	令和6年9月26日	有	(1)前期末支払資金残高の取崩しを適正に行っていない (2)拠点区分における貸借対照表を作成していない	(1)前期末支払資金残高の取崩しを行うに当たり、財務諸表を保育園に備え付け、保護者の閲覧に供しなければならないが、行っていなかった。また、都に事前協議をする必要があるが、行っていなかった。 (2)医療社団法人会計の基準により会計処理を行っている私立保育所は拠点区分における貸借対照表を作成しなければならないが、作成していなかった。	済
7	青戸もも保育園	福 厚生福祉会	令和6年9月26日	有	・カーテン、絨毯等が防災性能を有していない	保育所のカーテン、絨毯等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければならないが、トイレの目隠しカーテンが防災性能を有していなかった。	済
8	にじいろ保育園南水元	株 ライクキッズ	令和6年9月27日	無	—	—	—
9	南水元いろは保育園	福 アストリー	令和6年9月30日	有	・積立金の運用を適切に行っていない	積立金は、当期末繰越活動増減差額に積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合、その範囲内で積み立てることができるが、その範囲を超えた額の積立をしていた。	済
10	無二保育園	福 和順福祉会	令和6年10月1日	無	—	—	—
11	ミアヘルサ保育園ひびき金町	株 ミアヘルサ	令和6年10月3日	有	・避難・消火訓練を毎月実施していない	避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施しなければならないが、令和6年1月及び2月の消火訓練を実施していなかった。	済
12	おくどスマイル保育園	福 喜清会	令和6年10月4日	無	—	—	—
13	グローバルキッズ奥戸園	株 グローバルキッズ	令和6年10月7日	無	—	—	—
14	こばとの森保育園	福 すこやか福祉会	令和6年10月7日	無	—	—	—
15	ミアヘルサ保育園ひびき水元	株 ミアヘルサ	令和6年10月8日	無	—	—	—
16	ういず堀切菖蒲園駅前保育園	株 WITH	令和6年10月8日	無	—	—	—
17	HOPPA京成小岩駅	株 ビーフエア	令和6年10月9日	無	—	—	—
18	AIAI NURSERY高砂	株 AIAI Child Care	令和6年10月9日	無	—	—	—
19	ミアヘルサ保育園ひびき新小岩	株 ミアヘルサ	令和6年10月10日	無	—	—	—
20	かなまち虹保育園	福 日の出福祉会	令和6年10月10日	無	—	—	—

N0	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
21	ミアヘルサ保育園ひびき亀有	株	ミアヘルサ	令和6年10月11日	無	—	—	—
22	ほっぺるランド東立石	株	テクノ・コーポレーション	令和6年10月15日	無	—	—	—
23	たけのこ第2保育園	有	たけのこ	令和6年10月15日	無	—	—	—
24	木下の保育園青砥第2	株	木下の保育	令和6年10月16日	無	—	—	—
25	このえ西亀有保育園	株	なないろ	令和6年10月17日	無	—	—	—
26	亀青保育園	福	葛飾若草福祉会	令和6年10月18日	有	・保育士が適正に配置されていない	(1)配置される保育士の数は、開所時間を通じて常時2名を下回ってはならないが、令和6年4月から10月までの平日の早番保育について、保育士1名の配置であった。 (2)常勤保育士が各組や各グループに1名以上配置されていないが、令和6年5月、6月、7月及び8月の早番保育について、非常勤保育士2名の配置であった。	済
27	東かなまち保育園	福	清風会	令和6年10月18日	無	—	—	—
28	かつしか風の子保育園	福	厚生福祉会	令和6年10月21日	無	—	—	—
29	ぼけっとランド亀有保育園	学	三幸学園	令和6年10月21日	無	—	—	—
30	北野保育園	福	みよし会	令和6年10月22日	無	—	—	—
31	金町駅前さくらんぼ保育園	福	誠高会	令和6年10月22日	有	・避難・消火訓練を毎月実施していない	避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施しなければならないが、令和5年11月の消火訓練を実施していなかった。	済
32	水元保育園 (福祉管理課との合同)	福	健翠会	令和6年10月23日	無	—	—	—
33	金町どんぐり保育園	福	うさぎの夢	令和6年10月24日	無	—	—	—
34	葛飾高砂たいよう保育園	福	まあれ愛恵会	令和6年10月25日	有	・前期末支払資金残高について、都外施設に充当している	前期末支払資金残高を取崩し、同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当しようとする場合、その充当対象施設は都内に所在する施設及び事業に限ることとしているが、埼玉県に充当していた。	済
35	金町保育園	福	大龍会	令和6年10月25日	無	—	—	—
36	まなびの森保育園金町	株	こどもの森	令和6年10月28日	無	—	—	—
37	奥戸保育園	宗	妙法寺	令和6年10月28日	無	—	—	—
38	まなびの森保育園新柴又	株	こどもの森	令和6年10月29日	無	—	—	—
39	トレジャーキッズにいじゅく保育園	株	セリオ	令和6年10月29日	有	・他の拠点区分への貸付を年度内に精算していない	委託費を同一法人の他の保育園に貸し付ける場合は、当該年度内に貸付金を精算しなければならないが、令和5年度の貸付金が年度内に精算されていなかった。	済
40	徳育保育園 (福祉管理課との合同)	福	徳育会	令和6年10月31日	無	—	—	—

NO	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
41	HOPPA堀切菖蒲園	株	ビーフェア	令和6年10月31日	有	・検便を適正に行っていない	調理従事者等の雇入れの際及び月に1回以上の検便を実施しなければならないが、調理従事者1名について、令和6年6月の検便を実施していなかった。	済
42	太陽の子青戸中央保育園	株	HITOWAキッズライフ	令和6年11月1日	無	—	—	—
43	キッズハーモニー・かなまち	株	パソナフォスター	令和6年11月1日	無	—	—	—
44	まなびの森保育園 京成金町 ブチ・クレイシュ	株	こどもの森	令和6年11月5日	無	—	—	—
45	ニチイキッズ葛飾にいじゅく 保育園	株	ニチイ学館	令和6年11月5日	無	—	—	—
46	ひまわり保育園 (福祉管理課との合同)	福	ひまわり会	令和6年11月6日	無	—	—	—
47	さかえ保育園 (東京都との合同)	福	正栄会	令和6年11月7日	無	—	—	—
48	東中川保育園	福	東中川会	令和6年11月7日	無	—	—	—
49	鎌倉保育園	福	葛飾鎌倉福祉会	令和6年11月8日	有	・保育士が適正に配置されていない	配置される保育士の数は、開所時間を通じて常時2名を下回ってはならないが、令和6年4月から10月までの遅番保育について、保育士1名と無資格者1名の配置であった。	済
50	葛飾学園	福	葛飾学園	令和6年11月11日	有	・カーテン、絨毯等が防災性能を有していない	保育所のカーテン、絨毯等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければならないが、1歳児保育室のジョイントマットが防災性能を有していなかった。	済
51	ミアヘルサ保育園ひびき奥戸	株	ミアヘルサ	令和6年11月12日	有	(1)避難・消火訓練を毎月実施していない (2)保育士が適正に配置されていない	(1)避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施しなければならないが、令和6年1月の消火訓練を実施していなかった。 (2)常勤保育士は乳児を含む組又はグループに2名以上配置しなければならないが、0歳児クラスにおいて、常勤保育士1名と非常勤保育士1名の配置であった。	済
52	亀有保育園	福	由和会	令和6年11月12日	無	—	—	—
53	ベネッセ四ツ木保育園	株	ベネッセスタイルケア	令和6年11月13日	無	—	—	—
54	かみこまつ保育園	福	白菊会	令和6年11月13日	有	・保育士が適正に配置されていない	配置される保育士の数は、開所時間を通じて常時2名を下回ってはならないが、令和6年2月及び9月の遅番保育について、保育士1名と無資格者1名の配置であった。	済
55	ほっぺるランド西新小岩	株	テノ.コーポレーション	令和6年11月14日	無	—	—	—
56	四つ木なかよし保育園	福	悠晴	令和6年11月14日	有	(1)避難・消火訓練を毎月実施していない (2)積立資産に対応する預貯金等を保有していない (3)他の拠点区分への貸付を年度内に精算していない	(1)避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施しなければならないが、令和6年2月と6月の消火訓練を実施していなかった。 (2)次年度以降の経費に充てるために、委託費を積立資産とすることで保有することができるが、積立資産に対応した預貯金等が保有されていなかった。(令和5年4月末及び令和6年2月末) (3)委託費を同一法人の他の保育園に貸し付ける場合は、当該年度内に貸付金を精算しなければならないが、令和5年度の貸付金が年度内に精算されていなかった。	済

N0	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
57	まなびの森保育園亀有	株	こどもの森	令和6年11月15日	無	—	—	—
58	新小岩さくらインターナショナル保育園第2	特非	J&C Union	令和6年11月18日	無	—	—	—
59	たかさご保育園	福	のゆり会	令和6年11月19日	無	—	—	—
60	そらまめ保育園 お花茶屋駅前	株	ブルーム	令和6年11月20日 (運営・保育) 令和6年12月16日 (会計)	有	(1)当期末支払資金残高を当該年度の委託費収入の30%を超えて保有している (2)拠点区分による借入金明細書を作成していない (3)会計処理の内容が明確に記されていない	(1)当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とする必要があるが、令和5年度決算において、当期末支払資金残高が委託費収入の30%を超過していた。 (2)社会福祉法人会計以外の基準により会計処理を行っている私立保育所は拠点区分による借入金明細書を作成しなければならないが、作成していなかった。 (3)私立保育所は委託費を適正に管理しなければならないが、「租税公課」や「流動資産」等その内容が明確に記されていない。	済
61	ひのか保育園	福	清遊の家	令和6年11月20日	無	—	—	—
62	グローバルキッズ東新小岩園	株	グローバルキッズ	令和6年11月22日	無	—	—	—
63	キッズスマイル葛飾東金町	株	Smile Project	令和6年11月25日	無	—	—	—
64	木下の保育園青砥	株	木下の保育	令和6年11月28日	無	—	—	—
65	ゆめの樹保育園しんこいわ	福	フィロス	令和6年11月28日	無	—	—	—
66	キッズスマイル葛飾東水元	株	Smile Project	令和6年11月29日	無	—	—	—
67	きぼう保育園	福	希望福祉会	令和6年11月29日	無	—	—	—
68	にじいろ保育園西亀有	株	ライクキッズ	令和6年12月2日	無	—	—	—
69	日の出保育園	福	日の出保育園	令和6年12月3日	有	・避難・消火訓練を毎月実施していない	避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施しなければならないが、令和6年9月の消火訓練を実施していなかった。	済
70	ほっぺるランド東新小岩	株	テクノ・コーポレーション	令和6年12月3日	無	—	—	—
71	キャンディパーク保育園2号	株	カラバ	令和6年12月4日	無	—	—	—
72	黎明保育園	福	雲柱社	令和6年12月5日	無	—	—	—
73	山王保育園	宗	日枝神社	令和6年12月5日	有	・積立資産に対する預貯金等を保有していない	次年度以降の経費に充てるために、委託費を積立資産とすることで保有することができるが、積立資産に対応した預貯金等が保有されていない月が複数月見受けられた。	済
74	立石いろは保育園	福	アストリー	令和6年12月6日	有	・他の拠点区分が支払うべき経費の支出を行っている	委託費のうち管理費については、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費に支出されなければならないが、法人本部が支払うべき経費を保育園会計の管理費で支出していた。	済
75	金町ひまわり保育園	福	ひまわり会	令和6年12月9日	有	・費用を支払った保護者に対し、領収証が未交付である	費用の支払を受けた場合は、当該費用を支払った利用保護者に対し、領収証を交付しなければならないが、入園証再発行代、午睡用毛布クリーニング代について、保護者に領収証を交付していなかった。	済
76	亀が岡りおっこ保育園	福	東中川会	令和6年12月10日	無	—	—	—

NO	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
77	かつしか堀切保育園 (福祉管理課との合同)	福	葛飾会	令和6年12月10日 (会計) 令和6年12月20日 (運営・保育)	無	—	—	—
78	うらら保育園	福	清遊の家	令和6年12月11日	無	—	—	—
79	西亀有三丁目保育園	株	HITOWAキッズライフ	令和6年12月11日	有	・変更届を届け出していない	施設の届出事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に区に変更届を提出する必要があるが、主な職員の氏名及び経歴に変更があるにもかかわらず、変更届を届け出ていなかった。	済
80	さゆり保育園	福	さゆり保育園	令和6年12月12日	無	—	—	—
81	新宿保育園	福	新宿会	令和6年12月13日	無	—	—	—
82	あおぞら水元保育園	福	新宿会	令和6年12月13日 (運営・会計) 令和6年12月18日 (保育)	無	—	—	—
83	亀有りりおっこ保育園	福	東中川会	令和6年12月17日	無	—	—	—
84	東立石保育園	福	徳育会	令和6年12月18日	無	—	—	—
85	ひかり学園 (福祉管理課との合同)	福	ひかり学園	令和6年12月19日	有	(1)経理規程に定めるところにより事務処理が行われていない (2)積立資産に対応する預貯金等を保有していない	(1)社会福祉法人は、会計基準省令に基づく適正な会計処理のために必要な体制や手続き、業務執行に関する基本的な取扱いについて、経理規程に定め、遵守しなければならないが、経理規程に定める金額に応じた複数見積もりを徴していない事例等、経理規程に基づいた業務執行が行われていなかった。 (2)次年度以降の経費に充てるために、委託費を積立資産とすることで保有することができるが、積立資産に対応した預貯金等が保有されていなかった。(令和6年3月末)	済
86	さくら学園保育所	福	さくら学園	令和6年12月20日	無	—	—	—
87	柴又学園 (福祉管理課との合同)	福	柴又育心会	令和7年1月22日	無	—	—	—

令和6年度 認可保育所 一般指導検査実績

公設民営（検査日順）

NO	施設名	運営主体		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
1	小合保育園	福	みよし会	令和7年1月24日	無	—	—	—
2	中青戸保育園	福	厚生福祉会	令和7年1月24日	無	—	—	—
3	住吉保育園	福	和泉会	令和7年1月27日	無	—	—	—
4	たつみ保育園	福	清遊の家	令和7年1月30日	無	—	—	—
5	小谷野しょうぶ保育園	株	プロケア	令和7年2月6日	無	—	—	—

令和6年度 認定こども園 一般指導検査実績

(検査日順)

NO	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
1	幼稚園型認定こども園 新小岩ちぐさ幼稚園	学	ちぐさ学園	令和6年6月10日	無	—	—	—
2	幼稚園型認定こども園 金町幼稚園	個	津田 学	令和6年6月21日	有	・費用を支払った保護者に対し、領収証が未交付である	費用の支払を受けた場合は、当該費用を支払った利用保護者に対し、領収証を交付しなければならないが、令和5年度の一部の行事参加費について、保護者に領収証を交付していなかった。	済
3	幼保連携型認定こども園 すなはら (東京都との合同)	福	砂原母の会	令和6年11月22日	無	—	—	—
4	幼保連携型認定こども園 そあ	福	砂原母の会	令和7年1月15日	有	・データベースを活用し、適切な雇用の判断を行っていない	事業主は保育士を雇用しようとするときは、データベースにより特定登録取消者に該当することが判明した場合、採用面接を通じて本人に経歴から詳細な確認を行う等、適切な雇用の判断を行う必要があるが、雇用するに当たり、データベースを活用した判断を行っていなかった。	済
5	幼保連携型認定こども園 葛飾みどり	学	広和学園	令和7年1月17日	無	—	—	—
6	幼保連携型認定こども園 まどか幼稚園	学	町山学園	令和7年1月20日	無	—	—	—
7	幼保連携型認定こども園 葛飾二葉幼稚園	学	二葉学園	令和7年1月22日	無	—	—	—
8	幼保連携型認定こども園 青戸福祉	福	厚生福祉会	令和7年1月23日	無	—	—	—
9	幼保連携型認定こども園 めいしょう幼稚園	学	関口学園	令和7年1月28日	無	—	—	—

令和6年度 小規模保育事業所 一般指導検査実績

(検査日順)

NO	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
1	エンジェルキッズ亀有園	株	セリオ	令和6年7月2日	無	—	—	—
2	ひなた青戸保育園	株	ハッピーストーリー	令和6年7月2日	無	—	—	—
3	新小岩保育室「結」	労協	ワーカーズコープ・センター事業団	令和6年7月3日	無	—	—	—
4	ミル・克蘭 キッズ	学	宇田川学園	令和6年7月4日	有	・事業所防災計画を作成していない	事業活動に関して災害を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならないが作成していなかった。	済
5	トゥインクル保育園	株	トゥインクルナーサリー	令和6年7月8日	無	—	—	—
6	キャンディパーク保育園3号	株	カラバ	令和6年7月9日	無	—	—	—
7	青戸ひだまり保育園	福	厚生福祉会	令和6年7月11日	無	—	—	—
8	青鳩ともだち保育園	学	山崎文化学園	令和6年7月12日	有	・避難・消火訓練を毎月実施していない	避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施しなければならないが、令和6年5月の避難訓練及び消火訓練を実施していなかった。	済
9	新小岩さくらインターナショナル保育園第1	特非	J&C Union	令和6年7月16日	無	—	—	—
10	森のなかま保育園 亀有ルーム	株	シンリツ	令和6年7月16日	無	—	—	—
11	新小岩ちぐさ保育園	学	ちぐさ学園	令和6年7月18日	無	—	—	—
12	ぶれあ保育園・新小岩	株	キッズブレア	令和6年7月19日	無	—	—	—
13	Petit WAKAKUSA Crèche (プティワカクサクレッシュュ)	学	清田学園	令和6年7月29日	有	・事業所防災計画を作成していない	事業活動に関して災害を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならないが作成していなかった。	済
14	アルタベビー亀有園	株	ALTA	令和6年7月31日	有	(1)保育士が適正に配置されていない (2)カーテン、絨毯等が防炎性能を有していない	(1)保育士の人数は、利用定員を基準に乳児3名につき1名、満1歳以上満3歳に満たない幼児6名につき1名、これに1名を加えた人数を配置し、これとは別に非常勤保育士が2名配置されていることが必要であるが、非常勤保育士1名分の配置がない状態で運営していた。 (2)カーテン、絨毯等で可燃性のものについては、防炎処理を施されたものを使用しなければならないが、仕切りに使用しているカーテン、ジョイントマットが防炎性能を有していなかった。	済
15	アルタベビー金町園	株	ALTA	令和6年8月6日	有	(1)保育士が適正に配置されていない (2)避難・消火訓練を毎月実施していない	(1)保育士の人数は、利用定員を基準に乳児3名につき1名、満1歳以上満3歳に満たない幼児6名につき1名、これに1名を加えた人数を配置し、これとは別に非常勤保育士が2名配置されていることが必要であるが、非常勤保育士1名分の配置がない状態で運営していた。また、配置される保育士の数は、開所時間を通じて常時2名を下回ってはならないが、令和6年2月から7月までの早番保育について、保育士1名と無資格者1名の配置であった。 (2)避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施しなければならないが、令和5年10月及び11月の消火訓練を実施していなかった。	済

令和6年度 家庭的保育事業所 一般指導検査実績

(検査日順)

NO	施設名	設置者	検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
1	つちしお保育ルーム リトル・ミー	個人	土塩由紀	令和6年5月13日	無	—	—
2	浜口保育ルーム		濱口加奈子	令和6年5月14日	無	—	—
3	石井保育ルームSmile		石井早百合	令和6年5月15日	無	—	—
4	田中保育室		田中恵子	令和6年5月15日	無	—	—
5	よしかね保育室 スカイ		吉金雅恵	令和6年5月16日	無	—	—
6	いりくら保育室		入倉千恵	令和6年5月17日	無	—	—
7	家庭保育室 唐澤		唐澤由美	令和6年5月20日	無	—	—
8	戸島保育室 おひさま		戸島三加	令和6年5月20日	無	—	—
9	中里保育ルーム ままちゃんち		中里千代子	令和6年5月21日	無	—	—
10	池上保育ルーム「ひよこ」		池上祐三子	令和6年5月22日	無	—	—
11	中山保育ルーム みらい		中山恵実	令和6年5月22日	無	—	—
12	いのうえ保育ルーム シャイン		井上郁美	令和6年5月23日	無	—	—
13	のぶさわ保育ルームNIJI		信澤裕子	令和6年5月23日	有 ・ 検便を適正に行っていない	調理従事者等の雇入れの際の検便を適正に実施し、検便結果を確認した上で調理業務に従事させなければならないが、調理従事者について、雇入れの際の検便を実施していなかった。	済
14	大竹保育室「こころ」		大竹貴子	令和6年5月30日	無	—	—

令和6年度 認証保育所 一般指導検査実績

(検査日順)

NO	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
1	アイキップ認証保育園 (東京都との合同)	株	ニリア・パニー	令和6年12月12日	有	(1)避難・消火訓練を毎月実施していない (2)検便を適正に行っていない	(1)避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回行わなければならないが、令和6年3月及び11月の避難訓練を実施していなかった。また、令和6年3月、6月、8月、9月、11月及び12月の消火訓練を実施していなかった。 (2)調理従事者等の雇入れの際及び月に1回以上の検便を実施しなければならないが、令和6年7月について、調理従事者1名の検便を実施したが、結果を確認しないまま調理に従事させていた。	済
2	キャンディパーク保育園 (東京都との合同)	株	カラバ	令和6年12月16日	無	—	—	—
3	めぐみナーサリー (東京都との合同)	株	ステラ・バンビーニ	令和6年12月17日	有	(1)救命救急訓練を実施していない (2)検便を適正に行っていない	(1)事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を定期的実施しなければならないが、関係機関への緊急通報訓練を1年以内に1回も実施していなかった。 (2)調理従事者等の雇入れの際及び月に1回以上の検便を実施しなければならないが、令和6年6月について、調理従事者1名の雇入れ時の検便を実施していなかった。また、同年3月について、調乳担当者1名の検便を実施していなかった。	済
4	都市型保育園ボラー東京 金町園 (東京都との合同)	株	タスク・フォース	令和6年12月23日	有	・児童の食事について誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去していない	保育中の事故防止のために、児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況等)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しなければならないが、令和6年9月16日のおやつにおいて、窒息の事故防止策が不十分な状態で白玉団子を提供していた。	済
5	どんぐり保育園	有	どんぐり山のうさぎ	令和7年1月16日	無	—	—	—
6	たけのこ保育園	有	たけのこ	令和7年1月17日	無	—	—	—
7	めぐみ保育園	株	ステラ・バンビーニ	令和7年1月21日	有	(1)在籍児に見合う基準面積を下回っている (2)適合証を見やすい場所に掲示していない (3)救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない	(1)乳児室またはほふく室において、0歳児及び1歳児は1名あたり3.3㎡以上、ただし、年度途中で定員(総入所定員を指す。)を超えて入所させる場合の面積は、0歳児及び1歳児については当該年度に限り1名につき2.5㎡の面積を満たさなければならない。しかし、1歳児の定員2名に対し、在籍児童数が4名おり、必要な有効面積が10㎡となるが、ほふく室が7㎡しかなく、在籍児に見合う基準面積を下回っていた。 (2)設置者は交付された東京都認証保育所認証書及び東京都認証保育所適合証を見やすい場所に掲示しなければならないが、掲示していなかった。 (3)保育従事者は事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、過去3年以内に救命講習を受講しなければならないが、受講した者がいなかった。	済
8	亀有プチ・クレイシュ	株	こどもの森	令和7年2月6日	無	—	—	—

令和6年度 認可外保育施設 一般指導検査実績

(検査日順)

NO	施設名	設置者	検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
1	さくら保育室	医 明芳会イムス東京葛飾総合病院	令和7年2月3日	無	—	—	—
2	ペンギン保育園	医 正志会	令和7年2月3日	無	—	—	—
3	金町ひよこ保育園	医 憲昇会	令和7年2月4日	無	—	—	—
4	BINGO International School	株 BINGO International	令和7年2月4日	有	・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していない	保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知しなければならないが、周知していなかった。	済
5	金町ひかり保育所	医 光仁会第一病院	令和7年2月5日	無	—	—	—
6	DoReMi保育園	株 ReAxes	令和7年2月5日	無	—	—	—
7	みちくさ保育園	合 こどもキャピタル	令和7年2月7日	無	—	—	—
8	エレナ保育園	株 エレナ	令和7年2月12日	無	—	—	—
9	葛飾ヤクルト花の木センター託児所	株 葛飾ヤクルト販売	令和7年2月13日	有	(1)保育士等が適正に配置されていない (2)専用の便所がない (3)保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない (4)救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない	(1)1日に保育する乳幼児が3名以下の場合は、保育士、看護師又は家庭的保育研修修了者を1名配置しなければならないが、無資格者1名の配置であった。 (2)児童用便所を設けなければならないが、1階の大人用便所を共用しており、保育室が設置されている2階に専用の児童用便所がなかった。 (3)保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならないが、周知していなかった。 (4)保育従事者は事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、過去3年以内に救命講習を受講しなければならないが、受講した者がいなかった。	済
10	葛飾ヤクルト新小岩センター託児所	株 葛飾ヤクルト販売	令和7年2月14日	有	・保育士等が適正に配置されていない	1日に保育する乳幼児の数が常時5名以下の場合は、保育士、看護師又は家庭的保育研修修了者を1名以上配置しなければならないが、配置していなかった。	済
11	葛飾ヤクルト亀青センター託児所	株 葛飾ヤクルト販売	令和7年2月17日	有	(1)保育士等が適正に配置されていない (2)専用の便所がない (3)入所後の児童の健康診断が実施されていない (4)保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していない (5)救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない	(1)1日に保育する乳幼児が3名以下の場合は、保育士、看護師又は家庭的保育研修修了者を1名配置しなければならないが、無資格者1名の配置であった。 (2)児童用便所を設けなければならないが、1階の大人用便所を共用しており、保育室が設置されている2階に専用の児童用便所がなかった。 (3)児童の健康診断は、1年に2回の健康診断を実施又は保護者からの健康診断結果の提出を受けなければならないが、年2回の健康診断を実施しておらず、また、保護者からの健康診断結果の提出を受けていなかった。 (4)保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならないが、周知していなかった。 (5)保育従事者は事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、過去3年以内に救命講習を受講しなければならないが、受講した者がいなかった。	済

NO	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
12	葛飾ヤクルト高砂センター託児所	株	葛飾ヤクルト販売	令和7年2月18日	有	(1)職員に対し、安全計画について周知されていない (2)入所後の児童の健康診断が実施されていない	(1)職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施しなければならないが、実施していなかった。 (2)児童の健康診断は、1年に2回の健康診断を実施又は保護者からの健康診断結果の提出を受けなければならないが、年2回の健康診断を実施しておらず、また、保護者からの健康診断結果の提出を受けていなかった。	済
13	スマイルキッズ葛飾保育園	株	イノセンス	令和7年2月20日	有	・保育従事者が適正に配置されていない	入所児童数に対して保育従事者が7名配置されていることが必要であるが、保育従事者が6名の状態で運営していた。	済
14	葛飾ヤクルト立石託児所	株	葛飾ヤクルト販売	令和7年2月21日	有	(1)保育士等が適正に配置されていない (2)専用の便所がない (3)専用の手洗い設備がない (4)入所後の児童の健康診断が実施されていない	(1)1日に保育する乳幼児が3名以下の場合は、保育士、看護師又は家庭的保育研修修了者を1名配置しなければならないが、無資格者1名の配置であった。 (2)児童用便所を設けなければならないが、1階の大人用便所を共用しており、保育室が設置されている2階に専用の児童用便所がなかった。 (3)保育室に、専用の手洗い設備を設けなければならないが、設けられていなかった。 (4)児童の健康診断は、1年に2回の健康診断を実施又は保護者からの健康診断結果の提出を受けなければならないが、年2回の健康診断を実施しておらず、また、保護者からの健康診断結果の提出を受けていなかった。	済
15	介護老人福祉施設ケアホーム葛飾託児室	福	平成記念会	令和7年2月25日	無	—	—	—
16	葛飾ヤクルト小菅センター託児所	株	葛飾ヤクルト販売	令和7年2月25日	有	(1)消火用具の機能が失効している (2)窒息の可能性のある玩具等が不用意に保育環境下に置かれていないかについて定期的な点検が行われていない	(1)機能が有効な消火用具を設置しなければならないが、消火器の使用期限が切れていた。 (2)窒息の可能性のある玩具や小物が保育環境下に不用意に置かれていないかについて、保育室内の点検を定期的の実施しなければならないが、定期点検の記録が行われていなかった。	済

令和6年度 病児保育施設 一般指導検査実績

(検査日順)

NO	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
1	タムスわんぱくクリニック 新小岩駅前病児保育室	医	だいたい	令和7年3月10日	無	—	—	—
2	東部地域病院 病児保育室くろーばー	地独	東京都立東部地域病院	令和7年3月10日	無	—	—	—
3	堀切二丁目病児保育室	個	佐久間 達朗	令和7年3月27日	無	—	—	—

令和6年度 幼稚園 一般指導検査実績

(検査日順)

NO	施設名	設置者	検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
1	葛飾こどもの園幼稚園	学 希望学園	令和6年5月31日	無	—	—	—
2	和光幼稚園	学 みどりかげ学園	令和6年6月4日	無	—	—	—
3	東江幼稚園	学 東江寺学園	令和6年6月6日	無	—	—	—
4	東光幼稚園	学 東光学園	令和6年6月7日	無	—	—	—
5	浜島幼稚園	個 番場 久枝	令和6年6月7日	無	—	—	—
6	あすなろ幼稚園	学 八王山学園	令和6年6月11日	無	—	—	—
7	ルンビニー幼稚園	宗 題経寺	令和6年6月19日	無	—	—	—
8	明昭第二幼稚園	学 関口学園	令和6年6月20日	無	—	—	—
9	水元八千代幼稚園	個 千葉 伸一	令和6年6月25日	有	・利用申込者に対し、重要事項説明書を交付し、説明を行っていない	利用申込者に対し、重要事項説明書を交付し、説明を行わなければならないが、重要事項説明書を交付していなかった。	済
10	青鳩幼稚園	学 山崎文化学園	令和6年7月17日	無	—	—	—
11	遍照院幼稚園	学 和銅寺学園	令和6年7月17日	無	—	—	—
12	あやめ幼稚園	学 葛飾吉田学園	令和6年9月3日	無	—	—	—
13	葛飾やまびこ幼稚園	学 青砥学園	令和6年9月3日	無	—	—	—
14	上平井幼稚園	学 上平井幼稚園	令和6年9月4日	無	—	—	—
15	熊野幼稚園	学 熊野学園	令和6年9月6日	無	—	—	—
16	やくし幼稚園	宗 浄光寺	令和6年9月6日	無	—	—	—
17	葛飾白百合幼稚園	学 やしろ学園	令和6年9月9日	無	—	—	—
18	共栄幼稚園	学 共栄学園	令和6年9月9日	無	—	—	—
19	葛飾若草幼稚園	学 清田学園	令和6年9月10日	無	—	—	—
20	千鶴幼稚園	学 宇田川学園	令和6年9月10日	無	—	—	—
21	延命幼稚園	学 水元まちだ学園	令和6年9月11日	無	—	—	—
22	葛飾しらゆり学園幼稚園	個 佐藤 文夫	令和6年11月11日	無	—	—	—

令和6年度 児童養護施設 一般指導検査実績

(検査日順)

NO	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
1	希望の家	福	共生会	令和7年3月12日 令和7年3月13日	有	・検便を適正に行っていない	調理従事者等の雇入れの際及び月に1回以上の検便を実施しなければならないが、調理従事者について、令和6年7月及び12月の検便を実施していなかった。	済
2	東京愛育苑 向島学園	福	東京愛育苑	令和7年3月21日	有	・検便を適正に行っていない	調理従事者等の月に1回以上の検便を実施しなければならないが、調理従事者について、令和6年6月から令和7年3月までの検便を実施していなかった。	済

令和6年度 母子生活支援施設 一般指導検査実績

(検査日順)

NO	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
1	あゆみ苑	福	大龍会	令和7年2月28日	無	—	—	—
2	ふたばホーム	福	共生会	令和7年3月3日	無	—	—	—

令和6年度 助産施設 一般指導検査実績

NO	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の内容	改善報告
1	東京かつしか赤十字 母子医療センター	日本赤十字社		令和7年3月27日	無	—	—	—

令和6年度 小規模保育事業所 特別指導検査結果

NO	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
1	アルタベビー金町園	株	ALTA	令和6年10月10日 令和6年10月11日 令和6年10月16日	有	(1)個人情報保護に関して、適切な措置を講じていない (2)管理者が専任となっておらず、常時運営管理の業務に専従していない (3)子ども一人一人の人格を尊重した保育が行われていない	(1)事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人の権利利益の侵害を防止するため必要な措置を講じなければならないが、保育時間中に連絡帳へ掲載するための写真の撮影に、個人の携帯電話を使用していた。 (2)管理者は施設の運営管理業務に専従している必要があるが、令和6年10月において管理者が0歳児クラスの担任となって保育業務に従事しており、専任となっていなかった。 (3)子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならないが、大きな声で子どもを制止させる行為等が行われていた。	済

令和7年度保育所等在籍状況について

一般庶務報告No. 5
子育て支援部
令和7年6月9日

保 育 課

1 認可保育所

(1) 全 体

(令和7年4月1日現在)

施設名	定 員(人)						在籍児童数 (人)							入所 可能	定員 充足率
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	予約	合計		
公 立	277	583	681	737	1,474	3,752	145	528	672	664	1,304	64	3,377	375	90.0%
私 立	731	1,189	1,313	1,415	2,863	7,511	531	1,132	1,259	1,256	2,537		6,715	838	89.4%
合 計	1,008	1,772	1,994	2,152	4,337	11,263	676	1,660	1,931	1,920	3,841	64	10,092	1,213	89.6%

(2) 公 立

(令和7年4月1日現在)

No.	施設名	定 員(人)						在籍児童数 (人) ※							入所 可能	定員 充足率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	0歳	予約	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計		
1	小松		15	17	19	38	89			15	16	11	32	74	15	83.1%
2	白鷺		15	18	18	36	87			14	18	15	29	76	11	87.4%
3	双葉	9	15	16	16	32	88	6	3	15	15	15	30	84	4	95.5%
4	青戸	15	17	30	30	60	152	9	5	17	29	26	53	139	13	91.4%
5	上平井	12	20	24	30	60	146	7	5	20	24	27	58	141	5	96.6%
6	四つ木	9	12	16	19	38	94	2	2	9	17	16	38	84	10	89.4%
7	小合	6	15	20	20	40	101	4		7	19	19	35	84	17	83.2%
8	木根川		15	15	15	30	75			7	13	13	16	49	26	65.3%
9	半田	3	20	20	20	40	103	0		17	20	18	32	87	16	84.5%
10	東新小岩		18	18	19	38	93			18	17	18	33	86	7	92.5%
11	南堀切		18	22	22	44	106			8	22	17	36	83	23	78.3%
12	小菅		18	21	21	42	102			18	21	21	36	96	6	94.1%
13	宝	15	17	21	22	44	119	7	5	17	21	18	41	109	10	91.6%
14	住吉	9	14	17	17	34	91	3		14	17	17	31	82	9	90.1%
15	梅田	12	20	20	22	44	118	5	0	19	20	21	38	103	15	87.3%
16	白鳥	9	16	18	22	44	109	4	4	16	18	22	40	104	5	95.4%
17	渋江	12	15	18	20	40	105	8	4	15	18	20	40	105	0	100.0%
18	細田	6	10	15	15	30	76	1	3	10	15	14	26	69	7	90.8%
19	二上	9	20	20	22	44	115	6	3	20	20	19	42	110	5	95.7%
20	南奥戸	6	15	15	15	30	81	3	0	14	15	11	25	68	13	84.0%
21	南新宿	6	15	17	19	38	95	3	1	15	17	19	37	92	3	96.8%
22	新水元	9	20	21	22	44	116	2	2	15	21	20	39	99	17	85.3%
23	南鎌倉	9	18	20	20	40	107	5	4	18	20	20	32	99	8	92.5%
24	幸田	9	15	17	20	40	101	3	2	15	17	18	38	93	8	92.1%
25	堀切	12	15	18	23	46	114	5	1	15	18	19	40	98	16	86.0%
26	道上	9	17	17	22	44	109	3	4	16	15	19	38	95	14	87.2%
27	小菅東	12	15	18	20	40	105	8	4	13	18	18	34	95	10	90.5%
28	会野	9	15	16	17	34	91	3	1	15	16	12	31	78	13	85.7%
29	西新小岩	6	13	13	13	26	71	4	0	12	13	13	19	61	10	85.9%
30	東堀切	12	15	18	22	44	111	9	1	15	18	22	40	105	6	94.6%
31	花の木	6	15	18	22	44	105	2	3	15	18	20	41	99	6	94.3%
32	中青戸	12	15	30	30	60	147	9	3	15	30	24	53	134	13	91.2%
33	東半田	3	15	15	15	30	78	1		10	15	14	22	62	16	79.5%
34	たつみ	9	15	18	20	40	102	9		15	18	20	39	101	1	99.0%
35	南白鳥	12	15	16	19	38	100	4	4	15	16	19	38	96	4	96.0%
36	小谷野しょうぶ	7	10	11	12	24	64	7		10	11	12	23	63	1	98.4%
37	新高砂	3	15	17	17	34	86	3		9	16	17	29	74	12	86.0%
合 計		277	583	681	737	1,474	3,752	145	64	528	672	664	1,304	3,377	375	90.0%
充足率								75.5%		90.6%	98.7%	90.1%	88.5%	90.0%		

※区外在住だが、区内の認可保育所を利用している児童を含む

(3) 私 立

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

No.	施設名	定 員(人)						在籍児童数 (人) ※						入所 可能	定 員 充足率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計		
1	亀有	9	16	16	16	32	89	8	15	17	17	31	88	1	98.9%
2	葛飾学園	12	30	42	50	100	234	9	20	28	28	59	144	90	61.5%
3	金町	30	35	35	35	70	205	20	35	35	35	70	195	10	95.1%
4	たかさご	15	17	17	17	34	100	15	17	17	17	33	99	1	99.0%
5	奥戸	9	15	18	20	40	102	7	15	18	19	35	94	8	92.2%
6	新宿	9	15	18	20	40	102	8	15	18	20	40	101	1	99.0%
7	山王		10	12	13	30	65		10	12	13	25	60	5	92.3%
8	さくら学園	6	18	19	19	38	100	2	11	14	14	31	72	28	72.0%
9	黎明	9	16	20	20	40	105	9	16	20	20	40	105	0	100.0%
10	ひまわり	30	47	60	60	120	317	16	39	54	51	106	266	51	83.9%
11	鎌倉	9	15	15	15	30	84	2	15	15	15	28	75	9	89.3%
12	柴又学園	6	18	20	20	40	104	6	18	18	15	35	92	12	88.5%
13	さゆり	12	20	24	24	50	130	6	20	20	13	32	91	39	70.0%
14	ひかり学園	9	20	30	33	68	160	1	12	20	22	39	94	66	58.8%
15	北野	15	17	18	20	40	110	15	18	18	20	39	110	0	100.0%
16	かみこまつ	9	12	12	12	25	70	7	11	12	12	24	66	4	94.3%
17	きぼう	12	15	18	20	40	105	2	15	18	15	31	81	24	77.1%
18	こひつじ	12	12	12	12	28	76	9	12	11	12	23	67	9	88.2%
19	日の出	12	18	20	20	40	110	4	11	15	12	21	63	47	57.3%
20	東中川	11	15	15	15	30	86	10	16	15	15	30	86	0	100.0%
21	亀青	6	6	6	6	12	36	1	6	6	7	10	30	6	83.3%
22	さかえ	9	10	12	12	25	68	4	5	9	7	18	43	25	63.2%
23	うらら	9	12	12	12	24	69	3	12	12	12	23	62	7	89.9%
24	こぼとの森	9	15	15	15	30	84	3	15	15	15	29	77	7	91.7%
	徳育			16	16	32	64			16	12	30	58	6	90.6%
25	徳育分園	9	16				25	3	16				19	6	76.0%
26	東立石こひつじ	6	8	9	9	18	50	5	9	9	9	16	48	2	96.0%
27	青戸もも	6	11	11	11	21	60	6	11	11	11	22	61	0	101.7%
28	亀有りりおっこ	12	15	15	15	30	87	10	15	15	15	30	85	2	97.7%
29	金町ひまわり	9	18	18	18	36	99	9	18	17	18	35	97	2	98.0%
30	かつしか風の子	9	15	18	20	40	102	9	15	18	20	40	102	0	100.0%
	かつしか堀切	14	17	17			48	6	17	17			40	8	83.3%
31	かつしか堀切分園				17	34	51				15	31	46	5	90.2%
32	四つ木なかよし	9	12	12	13	26	72	4	12	12	12	25	65	7	90.3%
33	白鳥ふたば	6	6	6	6	12	36	6	6	6	6	12	36	0	100.0%
34	太陽の子青戸中央	12	12	12	12	24	72	7	12	12	9	24	64	8	88.9%
35	東かなまち	12	20	24	24	50	130	12	20	24	23	50	129	1	99.2%
36	水元	9	20	20	20	40	109	7	20	20	19	38	104	5	95.4%
37	あおぞら水元	9	15	18	19	40	101	6	15	17	17	38	93	8	92.1%
38	金町どんぐり	9	10	12	12	24	67	6	10	12	12	23	63	4	94.0%
	キャンディパーク 2号				35	70	105				22	68	90	15	85.7%
39	キャンディパーク 2号分園	12	15	15			42	2	15	14			31	11	73.8%
40	かなまち虹	6	8	11	11	24	60	9	12	12	12	24	69	0	115.0%
41	まなびの森 保育園 京成金町プチ・クレイシュ	6	6	7	7	14	40	5	8	7	7	14	41	0	102.5%
42	まなびの森亀有	6	10	11	11	22	60	6	14	15	11	23	69	0	115.0%

No.	施設名	定 員(人)						在籍児童数(人) ※						入所 可能	定 員 充足率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計		
43	ういず堀切菖蒲園駅前	6	8	10	12	24	60	6	8	10	12	24	60	0	100.0%
44	ベネッセ四ツ木	6	10	12	12	24	64	4	10	12	9	23	58	6	90.6%
45	グローバルキッズ奥戸	9	15	18	18	36	96	3	14	16	12	33	78	18	81.3%
46	ゆめの樹しんこいわ	6	10	11	11	22	60	6	12	12	12	23	65	0	108.3%
47	にじいろ西亀有	6	10	11	11	26	64	6	9	9	10	21	55	9	85.9%
48	たけのこ第2	3	3	3	3	8	20	2	3	3	3	4	15	5	75.0%
49	ほっぺるランド西新小岩	6	16	17	17	34	90	5	16	16	15	30	82	8	91.1%
50	ほっぺるランド東立石	6	16	17	17	34	90	3	13	16	16	29	77	13	85.6%
51	こはるび	6	10	11	11	22	60	0	10	11	11	22	54	6	90.0%
52	グローバルキッズ東新小岩	6	7	11	11	22	57	6	7	11	10	19	53	4	93.0%
53	そらまめお花茶屋駅前	9	10	10	10	20	59	9	10	10	9	20	58	1	98.3%
54	本田こひつじ	9	22	25	25	50	131	9	22	25	23	47	126	5	96.2%
55	立石いろは	6	18	18	20	40	102	6	17	17	15	30	85	17	83.3%
56	にじいろ南水元	6	10	11	11	25	63	6	8	11	10	23	58	5	92.1%
57	トレジャーキッズにいじゅく	6	12	15	15	32	80	6	10	15	15	31	77	3	96.3%
58	金町駅前さくらんぼ	6	10	11	11	22	60	6	10	11	11	21	59	1	98.3%
59	まなびの森新柴又	6	6	7	7	14	40	6	8	9	9	16	48	0	120.0%
60	AIAI NURSERY 高砂	4	6	10	10	20	50	4	6	10	10	20	50	0	100.0%
61	おくどスマイル	6	18	18	20	40	102	6	18	18	20	40	102	0	100.0%
62	亀が岡りおっこ	9	15	20	25	50	119	9	15	20	25	50	119	0	100.0%
63	ほっぺるランド東新小岩	9	12	12	12	24	69	4	12	12	6	20	54	15	78.3%
64	ミアヘルサひびき金町	6	12	12	14	28	72	6	12	12	14	26	70	2	97.2%
65	木下の保育園青砥	9	12	12	15	30	78	8	11	12	14	22	67	11	85.9%
66	キッズスマイル葛飾東水元	6	10	12	15	30	73	1	8	12	12	25	58	15	79.5%
67	南水元いろは	6	15	15	15	30	81	6	13	15	15	28	77	4	95.1%
68	まなびの森金町	6	10	11	11	22	60	6	12	13	14	24	69	0	115.0%
69	キッズハーモニー・かなまち	3	5	6	6	12	32	3	5	6	6	10	30	2	93.8%
70	HOPPA京成小岩駅	5	11	11	11	22	60	2	11	11	11	19	54	6	90.0%
71	ぼけっとランド亀有	6	12	12	12	24	66	5	12	12	12	24	65	1	98.5%
72	ミアヘルサひびき亀有	6	9	9	12	24	60	5	9	9	10	23	56	4	93.3%
73	このえ西亀有	6	10	12	15	30	73	6	10	12	15	27	70	3	95.9%
74	HOPPA堀切菖蒲園	5	11	11	11	22	60	2	11	11	11	21	56	4	93.3%
75	木下の保育園青砥第2	6	10	10	14	28	68	6	10	9	14	23	62	6	91.2%
76	ひのか	18	24	24	33	67	166	14	20	22	23	44	123	43	74.1%
77	東立石	15	30	30	30	60	165	12	23	29	30	58	152	13	92.1%
78	アスクかなまち	6	10	11	11	22	60	6	10	11	11	21	59	1	98.3%
79	キッズスマイル葛飾東金町	6	10	12	15	30	73	3	8	11	9	9	40	33	54.8%
80	ミアヘルサひびき水元	6	9	9	12	24	60	5	9	9	12	23	58	2	96.7%
81	葛飾高砂たいよう	8	10	10	10	22	60	4	10	11	10	21	56	4	93.3%
82	無二	6	10	11	11	22	60	4	10	11	11	14	50	10	83.3%
83	ミアヘルサひびき奥戸	6	9	9	12	24	60	6	8	9	8	20	51	9	85.0%
84	ニチキッズ葛飾にいじゅく	6	8	8	8	16	46	6	8	8	6	16	44	2	95.7%
85	ミアヘルサひびき新小岩	6	9	9	12	24	60	6	9	9	12	22	58	2	96.7%
86	西亀有三丁目	6	24	24	26	52	132	6	24	23	24	50	127	5	96.2%
87	新小岩さくら インターナショナル 第2	6	7	7	13	26	20	6	7	7	13	26	20	0	100.0%
	新小岩さくら インターナショナル 第2分園						39						39	0	100.0%
		731	1,189	1,313	1,415	2,863	7,511	531	1,132	1,259	1,256	2,537	6,715	838	89.4%
充足率								72.6%	95.2%	95.9%	88.8%	88.6%	89.4%		

※区外在住だが、区内の認可保育所を利用している児童を含む

2 認定こども園

(令和7年4月1日現在)

No.	施設名	定 員(人)						在籍児童数(人) ※						入所 可能	定 員 充足率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計		
1	葛飾みどり	7	12	12	15	30	76	5	12	12	13	30	72	4	94.7%
2	葛飾二葉幼稚園	9	24	30	30	60	153	5	24	30	30	60	149	4	97.4%
3	まどか幼稚園	3	6	12	12	24	57	3	6	12	12	24	57	0	100.0%
4	金町幼稚園		6	15	15	30	66		6	10	15	24	55	11	83.3%
5	新小岩ちぐさ幼稚園				10	20	30				3	3	6	24	20.0%
6	すなはら	6	15	15	15	30	81	1	15	15	15	29	75	6	92.6%
7	めいしょう幼稚園	5	5	5	5	10	30	6	6	6	5	10	33	0	110.0%
8	そあ	6	15	15	15	32	83	3	14	14	15	32	78	5	94.0%
9	青戸福祉	9	15	15	16	32	87	9	15	15	15	31	85	2	97.7%
10	青鳩幼稚園				12	24	36				3	8	11	25	30.6%
合 計		45	98	119	145	292	699	32	98	114	126	251	621	81	88.8%
充足率								71.1%	100.0%	95.8%	86.9%	86.0%	88.8%		

※ 2号、3号認定分のみ

※ 区外在住だが、区内の認定こども園を利用している児童を含む

3 小規模保育事業所

(令和7年4月1日現在)

No.	施設名	定員	在籍児童数(人) ※				入所可能	定員充足率
			0歳	1歳	2歳	合計		
1	トゥインクル保育園	19	3	8	7	18	1	94.7%
2	キャンディパーク保育園3号	19	2	6	10	18	1	94.7%
3	森のなかま保育園亀有ルーム	15	0	6	6	12	3	80.0%
4	新小岩保育室「結」	12		6	4	10	2	83.3%
5	青戸ひだまり保育園	16	2	7	7	16	0	100.0%
6	新小岩さくらインターナショナル保育園 第1	18	6	6	6	18	0	100.0%
7	アルタベビー亀有園	19	1	3	6	10	9	52.6%
8	ひなた青戸保育園	19	3	8	8	19	0	100.0%
9	エンジェルキッズ亀有園	19	2	8	6	16	3	84.2%
10	ぶれあ保育園新小岩	19	3	8	8	19	0	100.0%
11	青鳩ともだち保育園	19	3	8	8	19	0	100.0%
12	ミル・クラン キッズ	17	0	6	8	14	3	82.4%
13	Petit WAKAKUSA Crèche (プティワカクサクレッシュ)	17	3	7	6	16	1	94.1%
14	新小岩ちぐさ保育園	19	3	8	8	19	0	100.0%
15	アルタベビー金町園	19	2	3	5	10	9	52.6%
合 計		266	33	98	103	234	32	88.0%

※ 区外在住だが、区内の小規模保育事業所を利用している児童を含む

4 家庭的保育事業所

(令和7年4月1日現在)

No.	施設名	定員	在籍児童数(人)				入所可能	定員充足率
			0歳	1歳	2歳	合計		
1	いりくら保育室	5	0	3	1	4	1	80.0%
2	田中保育室	5	0	3	1	4	1	80.0%
3	戸島保育室 おひさま	5	0	2	2	4	1	80.0%
4	中里保育ルーム ままちゃんち	5	1	1	3	5	0	100.0%
5	中山保育ルーム みらい	4	0	1	3	4	0	100.0%
6	のぶさわ保育ルームN I J I	4	0	0	3	3	1	75.0%
7	浜口保育ルーム	5	2	0	2	4	1	80.0%
8	いのうえ保育ルーム シャイン	3	1	2	0	3	0	100.0%
9	石井保育ルームS m i l e	5	0	2	2	4	1	80.0%
10	つちしお保育ルーム リトル・ミー	5	1	2	2	5	0	100.0%
11	家庭保育室 唐澤	5	2	2	1	5	0	100.0%
12	大竹保育室「こころ」	5	1	2	1	4	1	80.0%
合 計		56	8	20	21	49	7	87.5%

5 認証保育所

(令和7年4月1日現在)

No.	施設名	定 員	在籍児童数(人) ※							定員充足率
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
1	たけのこ保育園	40	4	8	11	7	7	6	43	107.5%
2	どんぐり保育園	30	2	3	4	4	3	1	17	56.7%
3	まなびの森 保育園亀有プチ・クレイシュ	38	1	8	13	5	7	9	43	113.2%
4	めぐみ保育園	32	0	0	8	7	9	9	33	103.1%
5	キャンディパーク保育園	40	5	14	15	15	0	2	51	127.5%
6	アイキッズ認証保育園	39	2	10	11	3	5	2	33	84.6%
7	ポポラー東京金町園	38	6	8	8	6	3	5	36	94.7%
8	めぐみナーサリー	20	6	6	8				20	100.0%
合 計		277	26	57	78	47	34	34	276	99.6%

※ 区外在住だが、区内の認証保育所を利用している児童を含む

一 般 庶 務 報 告 N o . 6
子 育 て 支 援 部
令 和 7 年 6 月 9 日

令和6年度保育料の不納欠損について

保育課

1 概要

令和6年度調定の保育料について、時効により徴収権が消滅したものの不納欠損処理を行ったため報告するもの

2 不納欠損の事由

(1) 執行停止（3年）・・・地方税法第15条の7第4項

以下の理由により、滞納処分の執行を停止した場合で、その期間が3年間継続したとき。

ア 滞納処分できる財産がないとき。

イ 滞納処分により生活が著しく困窮する恐れがあるとき。

ウ 所在・財産が不明なとき。

(2) 執行停止（即時）・・・地方税法第15条の7第5項

無財産で、生活保護受給、相続人皆無など徴収金を徴収できないことが明らかなとき。

(3) 消滅時効・・・地方自治法第236条第1項

納付期限の翌日から起算して、5年を経過したとき。

3 不納欠損額

4,257千円

内訳は別紙「令和6年度保育料不納欠損内訳表」のとおり

4 処理方法

葛飾区会計事務規則第46条により処理した。

令和6年度保育料不納欠損内訳表

別紙

1 不納欠損額

(千円)

区 分	金 額	件 数
保育料	4,257	432

2 不納欠損事由別内訳

(千円)

区 分		執 行 停 止（地方税法第15条の7）						消 滅 時 効		合 計	
		第4項（3年）		第5項（即時）		計		（地方自治法第236条第1項）5年			
		金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
内 訳	1 無 財 産	0	0	0	0	0	0	4, 257	432	4, 257	432
	2 生 活 困 窮	0	0	0	0	0	0				
	3 所在・財産不明	0	0	0	0	0	0				
合 計		0	0	0	0	0	0				

3 前年度との比較

(千円)

区 分	執 行 停 止（地方税法第15条の7）						消 滅 時 効		合 計	
	第4項（3年）		第5項（即時）		計		（地方自治法第236条第1項）5年			
	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
令和6年度	0	0	0	0	0	0	4,257	432	4,257	432
令和5年度	0	0	0	0	0	0	3,174	330	3,174	330
増 減 額	0	0	0	0	0	0	1,083	102	1,083	102
増 減 率（%）	-	-	-	-	-	-	34.1	30.9	34.1	30.9

一 般 庶 務 報 告 N o . 1
児 童 相 談 部
令 和 7 年 6 月 9 日

令和 6 年度葛飾区児童相談所の状況について

児童相談課

葛飾区児童相談所の令和 6 年度実績を報告するもの

1 相談受付件数について

別表 1 及び別表 2 のとおり

2 一時保護児童数について

- (1) 本区一時保護所一時保護決定児童数（延べ数）
124 人（内訳：幼児 16 人、学齢男子 52 人、学齢女子 56 人）
- (2) 一時保護委託決定児童数
16 人（内訳：乳幼児 13 人、学齢男子 1 人、学齢女子 2 人）
- (3) 一時保護受託児童数
28 人（内訳：幼児 3 人、学齢男子 11 人、学齢女子 14 人）
- (4) 一時保護中児童数（令和 7 年 3 月 31 日現在）
 - ア 本区一時保護所 ※受託児童 4 人含む
22 人（内訳：幼児 4 人、学齢男子 8 人、学齢女子 10 人）
 - イ 一時保護委託
4 人（内訳：乳幼児 1 人、学齢男子 2 人、学齢女子 1 人）

3 社会的養護について

(1) 措置等児童数

措置先施設等	令和 6 年度	令和 5 年度
児童養護施設	163 人（1 人）	171 人
里親	22 人（4 人）	24 人（4 人）
ファミリーホーム	5 人	3 人
乳児院	14 人	13 人
障害児入所施設	13 人	13 人
児童自立支援施設	4 人	5 人
児童心理治療施設	2 人	1 人
自立援助ホーム	10 人	8 人（2 人）
合計	233 人（5 人）	238 人（6 人）

※（ ）は、社会的養護自立支援事業等の利用者内数

※各年度、3 月 31 日現在の児童数

(2) 里親等登録数

	令和 6 年度	令和 5 年度
養育家庭	18 家庭	16 家庭
ファミリーホーム	1 家庭	1 家庭
養子縁組里親	20 家庭	18 家庭
専門養育家庭	0 家庭	0 家庭
合計	39 家庭	35 家庭

(3) 区内里親養育児童数

	令和 6 年度	令和 5 年度
養育家庭	10 人 (5 人)	7 人 (4 人)
ファミリーホーム	5 人 (3 人)	5 人 (3 人)
養子縁組里親	1 人 (1 人)	1 人 (1 人)
専門養育家庭	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)
合計	16 人 (9 人)	13 人 (8 人)

※ () は、区外児童の内数

(4) 里親委託児童数

	令和 6 年度	令和 5 年度
養育家庭	16 人 (11 人)	14 人 (11 人)
ファミリーホーム	5 人 (3 人)	3 人 (1 人)
養子縁組里親	0 人 (0 人)	4 人 (4 人)
専門養育家庭	2 人 (2 人)	2 人 (2 人)
合計	23 人 (16 人)	23 人 (18 人)

※ () は、区外里親委託児童の内数

4 医師による判定等実績

	令和 6 年度	令和 5 年度
愛の手帳判定	322 件	179 件
医学診断	77 件	31 件
保護者医療相談	38 件	19 件
保護児童の健康観察	92 件	64 件

別表 1 葛飾区児童相談所が新たに相談を受付した件数

	総 数	養護相談		保 健 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	相 言 語 発 達 障 害 談 等	相 重 症 心 身 障 談 害	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	相 育 児 ・ し っ つ 談 け	そ の 他 の 相 談
		児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談														
令和 6 年度	2, 090	1, 293	259	2	1	1	0	1	286	1	14	86	54	10	0	28	54
令和 5 年度	1, 137	663	126	1	2	0	0	0	204	0	5	39	46	21	0	5	25

※令和 5 年度の受付期間は、令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までである。

別表 2 児童虐待相談件数（内訳）

	総数	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	不明
令和 6 年度	1, 293	332	255	11	695	0
令和 5 年度	663	157	123	5	375	3

※令和 5 年度の受付期間は、令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までである。

一 般 庶 務 報 告 N o . 2
児 童 相 談 部
令 和 7 年 6 月 9 日

事業用定期借地契約締結差止等請求控訴事件の上告棄却等の決定について

児童相談課

令和6年12月27日に最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てがあった事件について、次のとおり、上告を棄却する等の決定があったため、報告するもの

1 控訴審における控訴人の主張

葛飾区児童相談所基本計画に基づく[REDACTED]（以下「本件所有者」という。）と葛飾区との間の令和4年3月31日付けの事業用定期借地権設定契約（以下「本件借地権設定契約」という。）及びそれを目的とする土地一時賃貸借契約は、財務会計上の行為についての裁量権を濫用・逸脱し無効であるから、

(1) 地方自治法第242条の2第1項第1号に基づき、本件借地権設定契約に基づく地代の支出命令及び地代支払の各差止め

(2) 地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき、被告葛飾区長に対し、青木克徳、予算執行職員、会計職員及び契約相手方（賃貸人）に対する、土地一時賃貸借契約及び本件借地権設定契約に基づき支払われた地代及び遅延損害金相当額の損害賠償請求又は賠償命令の発令の権限の行使を求める。

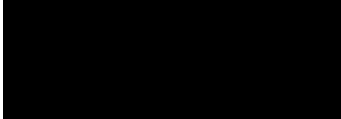
2 控訴審の判決

- (1) 本件控訴をいずれも棄却する。
- (2) 控訴人の当審における拡張請求及び追加請求をいずれも棄却する。
- (3) 当審における訴訟費用はすべて控訴人の負担とする。
- (4) なお、次に掲げる訴えについては、控訴人の請求の減縮により失効している。

ア 被告葛飾区児童相談部児童相談課長に対し、本件借地権設定契約に基づく賃料の支出命令の差止めを求める訴えのうち、令和5年7月分から令和6年2月分までの賃料の支出命令の差止めを求める部分

イ 被告葛飾区会計管理者に対し、本件借地権設定契約に基づく賃料の支出の差止めを求める訴えのうち、令和5年7月分から令和6年2月分までの賃料の支出の差止めを求める部分

3 上告提起及び上告受理申立ての内容

- (1) 事件名  行政上告提起事件
行政上告受理申立て事件

(2) 裁判所 最高裁判所

(3) 上告人及び申立人（一審原告・控訴審控訴人）



(4) 被上告人及び相手方（一審被告・控訴審被控訴人）

ア 葛飾区長

イ 葛飾区児童相談部児童相談課長 森 孝行

ウ 葛飾区会計管理者 佐々木 健二郎

(5) 上告提起及び上告受理申立ての趣旨

ア 上告を受理する。

イ 原判決を次のとおり変更する。

ウ 相手方葛飾区長青木克徳は、青木克徳及び本件所有者に対し、各自2,418万7,163円（土地一時賃貸借契約に基づく令和3年5月分から令和4年3月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を請求せよ。

エ 相手方葛飾区長青木克徳は、忠宏彰及び宮地智弘に対し、各自2,418万7,163円（土地一時賃貸借契約に基づく令和3年5月分から令和4年3月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の賠償の命令をせよ。

オ 相手方葛飾区児童相談部児童相談課長は、相手方葛飾区会計管理者（以下「相手方人会計管理者」という。）に対し、令和7年1月以降、本件借地権設定契約に基づく月額賃料219万8,833円の支出命令をしてはならない。

カ 相手方会計管理者は、令和7年1月以降、本件借地権設定契約に基づく月額

賃料219万8,833円の支出をしてはならない。

キ 相手方葛飾区長青木克徳は、青木克徳及び本件所有者に対し、各自6,596万4,990円（本件借地権設定契約に基づく令和4年4月分から令和6年9月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を請求せよ。

ク 相手方葛飾区長青木克徳は、忠宏彰に対し、2,638万5,996円（本件借地権設定契約に基づく令和4年4月分から令和5年3月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の賠償の命令をせよ。

ケ 相手方葛飾区長青木克徳は、石田昌江に対し、5,277万1,992円（本件借地権設定契約に基づく令和4年4月分から令和6年3月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の賠償の命令をせよ。

コ 相手方葛飾区長青木克徳は、森孝行に対し、3,957万8,994円（本件借地権設定契約に基づく令和5年4月分から令和6年9月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の賠償の命令をせよ。

サ 相手方葛飾区長青木克徳は、佐々木健二郎に対し、1,319万2,998円（本件借地権設定契約に基づく令和6年4月分から同年9月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の賠償の命令をせよ。

シ 訴訟費用は第一審、控訴審及び上告審を通じて被控訴人らの負担とする。
との判決を求める。

4 最高裁判所の決定の内容

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

5 最高裁判所の決定の理由

- (1) 上告について

民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは民事訴訟法第312条第1項又は第2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

(2) 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民事訴訟法第318条第1項により受理すべきものとは認められない。

6 事件の経過

- (1) 令和3年8月4日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同月20日）
- (2) 令和3年10月6日 第1回口頭弁論期日
- (3) 令和3年11月17日 第2回口頭弁論期日（訴状訂正申立書により被告追加）
- (4) 令和3年11月30日 裁判所による被告変更の許可決定
- (5) 令和4年1月26日 第3回口頭弁論期日
- (6) 令和4年3月9日 第4回口頭弁論期日
- (7) 令和4年5月11日 第5回口頭弁論期日（原告による訴え内容の変更申立て）
- (8) 令和4年6月29日 第6回口頭弁論期日
- (9) 令和4年9月14日 第7回口頭弁論期日
- (10) 令和4年12月7日 第8回口頭弁論期日
- (11) 令和5年2月15日 第9回口頭弁論期日
- (12) 令和5年5月18日 進行協議期日
- (13) 令和5年6月15日 第1回弁論準備手続期日（原告による再度の訴え変更の申立て）
- (14) 令和5年7月25日 第2回弁論準備手続期日
- (15) 令和5年9月20日 第3回弁論準備手続期日
- (16) 令和5年10月27日 第4回弁論準備手続期日
- (17) 令和5年12月18日 第10回口頭弁論期日
- (18) 令和6年2月28日 第11回口頭弁論期日（弁論終結）
- (19) 令和6年5月22日 一審判決言渡し
- (20) 令和6年6月3日 控訴の提起（葛飾区へ控訴状が送達されたのは、同年8月

8日)

- (21) 令和6年10月9日 控訴審口頭弁論期日（弁論終結）
- (22) 令和6年12月18日 控訴審判決言渡し
- (23) 令和6年12月27日 上告の提起及び上告受理の申立て（葛飾区に上告状兼上告受理申立書が送達され、上告理由書及び上告受理申立理由書が裁判所に提出されたのは令和7年2月28日、上告理由補充書及び上告受理申立理由補充書が裁判所に提出されたのは同年3月3日。）
- (24) 令和7年5月12日 上告棄却等の決定

一般庶務報告 No. 3
児 童 相 談 部
令和 7 年 6 月 9 日

葛飾区児童相談所（一時保護部門）第三者評価実施報告について

児童相談課

1 概要

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 7 項及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和 6 年内閣府令第 27 号）第 4 条第 3 項に基づき、保護の目的、性格、役割及び関係法令等を理解し、保護された子どもの人権や心情等に十分配慮したうえで、令和 6 年度に葛飾区児童相談所の一時保護部門（以下「一時保護所」という。）において第三者評価を実施したもの

2 評価機関

- (1) 名 称 一般社団法人 Riccolab.
- (2) 所在地 東京都渋谷区広尾 1 - 1 - 35 - 808

3 評価日程

- (1) 自己評価 令和 6 年 9 月から 10 月
一時保護所職員及び児童相談所管理職を対象にした書面による自己分析（職員回答者数 44 人）
- (2) 利用者調査 令和 6 年 10 月 7 日（月）
小学校 4 年生以上の保護中の児童を対象にした書面及び対面によるアンケート調査（回答者数 16 人）
- (3) 訪問調査 令和 6 年 12 月 13 日（金）
児童相談所管理職への聞き取り調査及び資料確認

4 主な評価内容

- (1) 良い点
 - ア 定員数を多く設定し、居室の個室化やラウンジ・体育館等の設置で、プライバシー等に配慮したゆとりのある環境を整備している。
 - イ 子どもが意見や要望等を伝えることができる場面を様々に用意するとともに、日頃の生活場面で職員へ話しかけやすい雰囲気作りにも努めている。
 - ウ 地域社会に顔の見える児童相談所を目指して開設しており、子どもの安全性を確保しつつ、地域とつながる機会を持つことができるように努めている。

(2) 更なる改善点

- ア 職員の育成に関するしくみを整備していくことにより、職員一人一人の能力向上を図っていくことが期待される。
- イ 支援の振り返りをし、養育・支援の質の向上のために、自己点検のしくみを構築していくことが望まれる。
- ウ スマートフォンをはじめ私物の持ち込みについて、社会状況を踏まえ対応を検討していくことが期待される。
- エ 食事の適切な提供については、食物アレルギーの事故事例があったことは課題だが、発生後は情報共有と意識の徹底、非日常食材使用への配慮及び栄養士導入検討など具体的な再発防止対策を講じている。

5 第三者評価結果

評価項目（全 64 項目）	評価基準			
	s	a	b	c
(1) 子ども本位の養育・支援（14 項目）	1	10	3	0
(2) 一時保護の環境及び体制整備（15 項目）	3	8	4	0
(3) 一時保護所の運営（25 項目）	2	19	4	0
(4) 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント（6 項目）	0	3	3	0
(5) 一時保護の開始及び解除手続き（4 項目）	0	4	0	0
	6	44	14	0

評価基準

- s：他一時保護所が、参考にできるような取組が行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取組の余地がある状態
- c：「b」以上の取組となることを期待する状態

※第三者評価結果報告書については別紙のとおり

6 今後の予定

6 月 葛飾区公式ホームページで結果を公表する。

種別	一時保護所
①第三者評価機関名	
一般社団法人Riccolab.	
②施設名等	
名称：	葛飾区児童相談所
施設長氏名：	中林 貴紀
③評価日程	
利用者調査：	2024年10月7日（月）
自己評価：	2024年9月～10月
訪問調査：	2024年12月13日（金）
④総評	
【良い点】 ○「定員数を多く設定し、居室の個室化やラウンジ・体育館等の設置で、プライバシー等に配慮したゆとりのある環境を整備している」 開設にあたり一時保護の収容定員を多く確保して、定員を超える受け入れをすることなく、ゆとりのある支援ができるようにしている。ハード面でも国の設置基準を上回り、学齢時の子どもの居室の個室化、ソファやクッションでくつろげるラウンジ、スポーツ活動や室内遊戯等の多様な活動ができる体育館、幼児専用の活動室、複数の静養室、広い食堂、執務室等で、多様な活動ができる設備と個別性の尊重及びプライバシーに配慮した、ゆとりのある環境を整備している。	
【良い点】 ○「子どもが意見や要望等を伝えることができる場面をさまざまに用意するとともに、日頃の生活場面で職員へ話しかけやすい雰囲気作りにも努めている」 子どもの意見表明権を保障する観点から、意見箱に投函する用紙を一時保護所用と区の児童福祉審議会用とを色分けする工夫や、2名の弁護士が定期的に一時保護所を訪れて直接、子どもと話をする時間を用意している。また、毎週末に、男女別の子ども会議を開催し、自由に意見を言える機会を持つ他、日頃の生活場面でも、職員へ気軽に話しかけられる雰囲気を大切にしながら支援を進め、適宜、個室で相談対応する等、さまざまな場面で子どもが一時保護所に対する意見や要望、苦情を伝えることができるように取り組んでいる。	
【良い点】 ○「地域社会に顔の見える児童相談所を目指して開設しており、子どもの安全性を確保しつつ、地域とつながる機会を持つことができるように努めている」 令和5年10月に児童相談所を開設する前から、地域社会に顔の見える児童相談所を目指して、一時保護所を併設していること等も含め、区内を中心に広く情報提供している。子どもの安全を保障することを大前提としつつも、外出の機会や通学の機会、外部講師の受け入れ等を通して、子どもが地域とつながる場面を用意するとともに、学校や警察をはじめとする関係者と連携を密に取りながら、子どもが安全に生活することができるように努めている。	
【更なる改善点】 ●「職員の育成に関するしくみを整備していくことにより、職員一人ひとりの能力向上を図っていくことが期待される」 開設までの準備期間も含め、独自の一時保護所マニュアルを作成して職員間で共有しながら子どもの養育・支援にあたっている。一方で、判断に迷った場面等にスーパービジョンを受ける機会や、新人職員のOJT体制の確立などが課題となっている。また、外部研修を受講して新たな知識や技術を得ることに意欲的な職員が多い状況のなか、実際に受講の機会が十分用意できない状況がうかがえる。今後、育成のしくみをさらに充実させることで、業務に必要とされる専門性の習得等につなげていくことが期待される。	
【更なる改善点】 ●「支援の振り返りをし、養育・支援の質の向上のために、自己点検のしくみを構築していくことが望まれる」 一時保護所の業務は、子どもの入退所、状況把握、アセスメント、安心・安全な生活の保障、自己肯定感を育み信頼関係の構築、子どもの権利保障等と多岐に渡っている。日常業務に追われ、職員が支援の振り返りができるゆとりを持つことが難しい現状がみられている。職員のメンタルヘルスに力を入れるとともに、養育・支援の質の向上のために、チェックリストを活用した自己点検を定期的に行う等、組織的なしくみを構築していくことが望まれる。	

【更なる改善点】

●「スマートフォンをはじめ私物の持ち込みについて、社会状況を踏まえ対応を検討していくことが期待される」
 子どもの私物の持ち込みについては、「学習用の教材」と「部屋の中で使える物」に限り応じている。一方、子どもの意見からも、「スマートフォンを使えるようにしてほしい」といった声が寄せられている。所としても、子どもの安全のためにセキュリティ対策が図れるか等、社会状況を踏まえて検討していきたいとしている。私服の持ち込みも含めて、子どもに安心・安全の環境を提供していくためのさらなる検討が期待される。

実施状況

【判断基準】ごとに、○、△、× のいずれかを選択

評価基準

- s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
 a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
 c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

⑤第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（一時保護所）

共通評価基準（64項目）

I 子ども本位の養育・支援（14項目）

1 子どもの権利保障（NO.1～11）

[No. 1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか		第三者 評価結果
	[No. 1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	a
	☐ 子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか	○
	☐ 子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明しているか	○
【コメント】		
子どもの権利を説明する方法として、幼児には紙芝居で、小学生と中高生にはそれぞれ別に「一時保護所のしおり」に基づき説明することで、理解が深まるように取り組んでいる。外国籍で日本語の理解が難しい子どもに対しては、適宜、翻訳アプリを活用する等によって説明している。		

[No. 2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか		第三者 評価結果
	[No. 2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか ☐ 子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っているか ☐ 子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか	a ○ ○
【コメント】		
第三者委員の弁護士2名が定期的に一時保護所に来所し、面接を希望する子どもと直接話をする機会を用意している。また、意見箱を設置し、児童相談所宛てと区の児童福祉審議会の事務局宛てに区分し、直接意見が届くしくみを整備している。さらに、毎週末に子ども会議を男女別で開催して意見等を確認・把握しつつ、実現可能性等を検討している。		
[No. 3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか		第三者 評価結果
	[No. 3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか ☐ 一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか ☐ 不服申立ての方法等について、保護者に示しているか	a ○ ○
【コメント】		
一時保護の理由や目的について、「一時保護所のしおり」や「わたしのきもちシート」に沿う形で説明するとともに、子どもが不安に感じている状況等を把握し、適宜、伝えることができる情報を伝える等、気持ちに寄り添った支援に努めている。また、保護者に対しては、不服申し立て等の説明を一時保護決定通知に沿う形で説明し、理解を促している。		
[No. 4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか		第三者 評価結果
	[No. 4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか 保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか	a ○
【コメント】		
現状や見通しを説明するのは担当の児童福祉司と児童心理司であり、面接を通して伝えている。一時保護所の職員の立場からも、可能な限り今後の見通し等を伝えている他、子どもの気持ちの揺らぎ等がみられた際に、随時、フォローしながら支援を続けている。		
[No. 5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか		第三者 評価結果
	[No. 5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか ☐ 一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか ☐ 子どもや保護者等の意見等を踏まえ、一時保護解除時期、解除後の生活等について十分に検討しているか ☐ 一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮しているか ☐ 一時保護解除の理由、解除後の生活等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応しているか ☐ 里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行っているか	a ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】		
保護解除に向けて、担当の児童福祉司や児童心理司と情報共有しつつ子どもと関わったり、移行先の施設や里親宅への見学の機会等も持ちながら、新たな生活環境について理解が進むように取り組んでいる。また、他児との別れの挨拶等ができるよう、可能な限り、退所式を企画・実施する等、工夫している。		

[No. 6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか		第三者 評価結果
	[No. 6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか ☐ 子どもが年齢に応じてSOSが出せるよう、エンパワメントを行っているか ☐ 一時保護解除後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか	b ○ △
【コメント】		
子どもがSOSを出せるように、日頃の生活場面で職員と気軽に話ができる雰囲気作りに努めている他、日記を書く時間を設けており、記載された事柄を職員が把握しながら、適宜、対応している。また、一時保護解除後も児童相談所として相談や支援をしていくことを面接の際に直接説明している。なお、新たにリーフレット等を作成して手渡すことが有効と考えているため、取り組んでいくことが期待される。		
[No. 7] 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 7] 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか ☐ 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか ☐ 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか ☐ 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めているか ☐ 外出、通学、通信、面会、行動等の制限が不要な子どもについて、不要な制限がされないよう一時保護委託等を含めた十分な検討が行われているか	s ○ ○ ○ ○
【コメント】		
地域社会に顔の見える児童相談所というコンセプトのもとで開設されており、一時保護所の子どもについて、可能な限り外出や通学ができるように検討を重ねている。実際に学校へ通っている子どももみられている他、外出についても保護が長期化している子どもに対してリフレッシュ外出を企画・実施している。		
[No. 8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか ☐ 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか ☐ 万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか ☐ 被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか	a ○ ○ ○
【コメント】		
被措置児童等虐待が発生しないように、入所の際に子どもに対して、すぐに相談できること等を説明して情報が埋もれないように取り組むことに加え、職員側でも学びの機会はもとより、子どもと1対1の構造にならない勤務体制を意識し調整している。また、虐待につながる事例についてもヒヤリハットとして報告するしくみも定着している。		

[No. 9] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 9] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか ☐ 子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか	a
	☐ 子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか	○
	☐ 子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っているか	○
【コメント】		
子ども同士での権利侵害が生じないように、日々の支援場面で職員が子ども相互の関係性を把握しつつ、適宜、対応に努めている。また、ほっとルームという個室が複数用意されており、職員が個別の相談に応じたり、子どもがクールダウンすることができる環境のもと、適宜、対応している。		
[No. 10] 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 10] 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか ☐ 文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか	a
		○
【コメント】		
インテーク面接の際等に、思想や信教の自由に関する事柄を把握している。例えば、ハラル食への対応等、必要に応じて、具体的な配慮がされている。		
[No. 11] 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 11] 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか ☐ 性的なアイデンティティに配慮した対応をしているか	a
		○
【コメント】		
開設してこれまでの段階で、性的なアイデンティティへの配慮が必要な子どもの受け入れはない状況であり、今後、該当する子どもを受け入れた際に配慮方法等を協議する予定としている。例えば、4部屋ある静養室にはトイレや浴室もあり生活が完結できる構造となっている等、個別性の高い配慮が可能な環境が備わっている。		

2 養育・支援の基本 (NO.12~14)

[No. 12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか		第三者 評価結果
	[No. 12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか ☐ 一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか ☐ 子どもへの接し方、対応は適切であるか ☐ 子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか ☐ 全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮したケアが行えているか ☐ プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか	b ○ △ △ △ ○
【コメント】 子どもへの接し方や対応が適切なものとなるように努めたり、子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる支援を目指して取り組んでいる。なお、いずれについても一時保護所がスタートしてまもなく、勤務経験の浅い職員が多いこと等から、標準的な関わり方の浸透を図っている段階であり、個別性の高い適切な対応方法については、今後の経験の積み重ねや学びの機会を通して習得していく状況となっている。		
[No. 13] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか		第三者 評価結果
	[No. 13] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか ☐ 「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか ☐ 表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか	a ○ ○
【コメント】 日々の関わりの中で、子どもが大切な存在であることを実感できる声かけに努めている他、学習時間等で子どもが作り上げた作品を共有スペースに展示したり、表彰する等の取り組みを進めている。今回の訪問調査時には、子どもが作り上げたスノードームが飾られており、季節や時期に応じてさまざまな作品づくりに取り組み、自己表現を促している。		
[No. 14] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 14] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか ☐ 子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか ☐ 子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか	b ○ △
【コメント】 子どもからの聞き取りについては、それぞれ担当する児童福祉司や児童心理司等が役割分担のもとで進める中、適宜、一時保護所の職員と情報共有している他、生活場面で子どもからの訴えなどがあった場合に、その内容について担当に伝えている。なお、情報の共有が口頭伝達の場合が多いことを課題と認識しているため、今後、ITの活用等でさらに情報を共有しやすいしくみを整備していくことが期待される。		

Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備（15項目）

1 適切な施設・環境整備（NO. 15~17）

[No. 15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか		第三者 評価結果
	[No. 15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	S
	☐ 子どもの保護ができる場が用意できているか	○
	☐ 開放的環境における対応が可能となっているか	○
	☐ 一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか	○
	☐ プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか	○
【コメント】		
学齢児の居室は全室個室となっている他、区の人口に比して多めの定員を設定しているため、定員超過はほとんど生じない形で受け入れている。ゆったりとした共有スペースや4カ所の静養室、男女ともにトイレや浴室を複数用意する等、新基準を上回る環境・設備を用意しており、全体として開放的な環境となっている。		
[No. 16] 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか		第三者 評価結果
	[No. 16] 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	S
	☐ 個別性が尊重される日課・ルール・環境となっているか	○
	☐ 必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか	○
【コメント】		
全室個室の居室を完備していることに加えて、ほっとルームの複数設置や生活が完結できる静養室の用意等、子どもの状態に応じて個別性の高い生活を送ることができる環境となっている。生活日課についても、個別の状況に応じて、外出や通学、さらにはスマートフォンの使用をはじめとする通信についても実現可能性について検討を重ねる等、個別性を尊重することを前提に取り組んでいる。		
[No. 17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか		第三者 評価結果
	[No. 17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	S
	☐ 安心して生活できる環境が確保されているか	○
	☐ 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか	○
	☐ 家庭的な環境となるような工夫がされているか	○
	☐ 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか	○
	☐ 必要な修繕等が行われているか	○
	☐ 生活場面の中で、どんな外風景が見えるのか	○
【コメント】		
庁舎管理や清掃・洗濯、給食、寝具管理を専門業者に委託することで住環境の快適性の向上を図っている。また、屋上は開放的で見晴らしがよく、花火や夜景、月見等を子どもが楽しめる機会を用意している。		

2 管理者の責務 (NO. 18)

[No. 18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか		第三者 評価結果
	[No. 18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	b
	☐ 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか	○
	☐ 管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか	△
	☐ スーパーバイズができていますか	△
【コメント】		
スーパーバイズを担う役職者として課長や係長を配置しながら、朝・夕の引き継ぎの場面等を通して職員へ直接、指導や助言を行っている。ただし、スーパービジョンの方法の確立等、職員育成の全体的なしくみが十分確立されていないため、今後、整備していくことが期待される。		

3 適切な職員体制 (NO. 19~25)

[No. 19] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか		第三者 評価結果
	[No. 19] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	a
	☐ 受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか	○
【コメント】		
子どもの起床からの数時間や夕方から就寝までの時間について、子どもの人数によっては瞬間的に新基準を下回る状況も発生する場合がある一方、夜勤帯も含めて、常勤職員や会計年度任用職員を配置し、子ども一人ひとりの状況に対応できるように取り組んでいる。		
[No. 20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか		第三者 評価結果
	[No. 20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	b
	☐ 各職種の役割や権限、責任が明確になっているか	○
	☐ 専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか	△
	☐ 相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか	○
【コメント】		
開設までに、必要な専門性を有する職員の採用や都内の児童相談所への派遣等を通して、必要な能力等を有する職員の配置に取り組んできている。なお、現在は各職員が一時保護所開設後の経験値を積み重ねている段階であり、職員一人ひとりに求められる専門性等を育成するしくみの確立や、適正な人事異動等を進めていくことが課題と認識しているため、引き続き、計画的に取り組んでいくことが期待される。		

[No. 21] 情報管理が適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 21] 情報管理が適切に行われているか ☐ 個人情報 that 適切に取り扱われているか ☐ 情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか ☐ 書類や記録等が適切に管理・更新されているか ☐ 子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ているか ☐ 情報管理に関する職員の理解・周知の取組みを行っているか	a ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】 子どもの個人情報が含まれる情報のうち、データ化されたものは外部からの不正アクセスを防止するシステムを構築して管理している。書類についても情報毎にファイリングして保管方法を決めて取り扱っている。		
[No. 22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか ☐ 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われているか ☐ 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか ☐ 職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されているか ☐ 職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか	b ○ △ △ △
【コメント】 独自の一時保護所マニュアルの中で、子どもの権利擁護と支援に関する心構えや基本的な姿勢等を明示し、職員の理解が深まるように取り組んでいる。一方、職員一人ひとりの育成に向けた計画的な取り組みについては今後の課題となっている。内外研修の機会充実やスーパーバイズのしくみを確立していくことが期待される。		
[No. 23] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 23] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか ☐ 職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか ☐ 職員間で共有・引継する情報の内容は適切か	a ○ ○
【コメント】 子どもの養育・支援に必要な情報について、勤務シフト交替の場面で直接申し送っている。また、記録入力システムを通して確認できる環境のもと、日々、情報共有・引継等を行っている。		

[No. 24] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 24] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	a
	☐ 一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか	○
	☐ 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか	○
【コメント】		
一時保護所が相談部門と同じ建物内にあるため、必要に応じて、直接連携できる環境の下で養育・支援にあたっている。また、入所時や定期的な会議等を通して児童福祉司や児童心理司と子どもに関する情報を共有し、適宜、連携している。		

[No. 25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか		第三者 評価結果
	[No. 25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	a
	☐ 適正な就業状況が確保されているか	○
	☐ 職員が働きやすい職場環境づくりの取組みがなされているか	○
【コメント】		
清掃や洗濯等の業務を専門業者に委託する等により、子どもの支援を担当する職員の業務負担軽減を図っている。また、働き方改革の動きに合わせて労働環境の改善策を講じている他、時間外勤務も少ない状況が維持されている。		

4 関係機関との連携 (NO. 26~29)

[No. 26] 医療機関との連携が適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 26] 医療機関との連携が適切に行われているか	b
	☐ 必要な場面で、医療機関からの協力が得られているか	○
	☐ 子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか	△
【コメント】		
看護師や嘱託の小児科医師を配置し、年間を通して子どもの健康が維持できるように体制を整えている。なお、特別な配慮が必要な子どもへの対応のうち、児童精神科医との協力体制が十分確保できていない状況が課題となっている。		

[No. 27] 警察署との連携が適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 27] 警察署との連携が適切に行われているか	a
	☐ 警察署との連携が日頃から行われているか	○
	☐ 警察の面接等に当たっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう警察と十分に調整を行っているか	○
	☐ 子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか	○
【コメント】		
警察OBである安全確認対応職員等と連携した動きや、定期的な警察署との連絡会、要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議、青少年問題連絡協議会等で管内警察署と情報共有や意見交換を進めている。警察が身近な存在に感じられる地域性も含め、適宜、連携しやすい環境となっている。		

[No. 28] 施設や里親等との連携が図られているか		第三者 評価結果
	[No. 28] 施設や里親等との連携が図られているか	a
	☐ 移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか	○
【コメント】		
施設や里親等への移行が決定した後、担当の児童福祉司や児童心理司と連携しつつ、事前の見学や情報伝達の機会を持ち、子どもが安心できるように努めている。また、日頃の様子や日記の記述などから気持ちの変化を察知し、適宜、寄り添う支援に取り組んでいる。		
[No. 29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか		第三者 評価結果
	[No. 29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	a
	☐ 必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか	○
	☐ 関係機関とのネットワークを有効に活用できているか	○
【コメント】		
要保護児童対策地域協議会や子ども総合センター、教育委員会、医療機関等、子どもを取り巻く関係機関との連携を図りながら、子ども一人ひとりの特性や状況、成長・発達段階に合わせた適切な養育・支援が展開できるように努めている。		

Ⅲ 一時保護所の運営（25項目）

1 一時保護の目的（NO. 30）

[No. 30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか		第三者 評価結果
	[No. 30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	a
	☐ 理念・基本方針が職員に周知されているか	○
	☐ 一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっているか	○
【コメント】		
理念として「子どもが安全で安心して生活することができ、子どもの権利が尊重され、個別的なケアが重視されるとともに、心理的安全性の高い組織運営がなされること」を掲げ、理念実現につながる基本方針についても定め、マニュアルの冒頭に明示する等により職員全体へ周知している。		

2 一時保護所の運営計画等の策定 (NO. 31)

[No. 31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか		第三者 評価結果
	[No. 31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	a
	☐ 事業計画が策定されているか	○
	☐ 事業計画に基づく取組みが実施されているか	○
	☐ 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか	○
	☐ 策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか	○
【コメント】		
事業計画書が作成されていることに加えて、組織目標と個人目標それぞれについて達成状況を確認しながら、着実な実行を推進するしくみも整備されている。所定の「目標・成果票」に基づき、係目標と担当業務の内容等を年度当初に確認した後、中間と期末に取り組みを評価する形で進めている。		

3 一時保護の在り方 (NO. 32)

[No. 32] 緊急保護は、適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 32] 緊急保護は、適切に行われているか	a
	☐ 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか	○
	☐ 緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか	○
【コメント】		
里親委託や施設入所、家庭復帰等、個別のケースによって保護解除となるまで日数の相違がみられる中、必要最低限の保護期間となるように努めている。開設して以降、平均の保護期間は2ヵ月を下回る状況となっている。		

4 一時保護所における保護の内容 (No. 33~41)

[No. 33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか ☐ 個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面で生活面のケアを行っているか ☐ 日課構成は適切か ☐ 一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか	b ○ ○ △
【コメント】		
一時保護開始時は、学齢の子どもは感染症対策を配慮し静養室で生活し、集団生活への準備期間としている。個々の子どもの状態に合わせた生活面のケアに努めているが、集団のルールを優先する場面があり、支援への共通認識が必要としている。なお、集団場面で不調になったり、体調不良になった際は、適宜、静養室を使って個別対応をしている。		
[No. 34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか		第三者 評価結果
	[No. 34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか ☐ レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか ☐ 子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか ☐ 必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいるか ☐ 遊具や備品について、定期的に点検しているか	s ○ ○ ○ ○
【コメント】		
ラウンジでくつろげるようソファやクッションを設置し、本・漫画等も自由に読むことができる環境を整備している。スポーツ活動や室内遊戯等は、常設の体育館にて月2～3回、外部講師によるキックボクシング・少林寺拳法・ボッチャ等の活動もしている。可能な限り、公園・河原・図書館等への野外活動も実施している。秋には近隣の学校のグラウンドで、弁当持参でスポーツフェスティバルも行っている。遊具や備品等も新品を揃え充実している。		
[No. 35] 食事が適切に提供されているか		第三者 評価結果
	[No. 35] 食事が適切に提供されているか ☐ 1日3食の食事が提供されているか ☐ 食事の安全・衛生が確保されているか ☐ 食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか ☐ おいしく食事をするための配慮がなされているか ☐ 子どもが食事を楽しめるための工夫がなされているか	a ○ ○ △ ○ ○
【コメント】		
毎月、子どもから食事アンケートで嗜好の把握をし、行事食の工夫やイベントへの対応等も含めて食事が楽しみになるように取り組んでいる。食事は適温で提供され、広い食堂でテーブルを囲み会話を楽しみながら食べている。食物アレルギーやハラル食への対応をしているが、前者において事故報告事例があり、情報共有と意識の徹底、非日常的食材の使用の配慮、栄養士の導入の検討等、具体的な再発防止対策を講じている。また、毎月、給食委員会を開催し、適切な食事の提供と食事環境の整備等に努めている。		

[No. 36] 子どもの衣服は適切に提供されているか		第三者 評価結果
	[No. 36] 子どもの衣服は適切に提供されているか	a
	☐ 衣服の清潔は保たれているか	○
	☐ 衣習慣が身に付くように支援しているか	○
	☐ 発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか	○
	☐ 必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか	○
【コメント】		
衣類等の洗濯は専門業者に委託し、子ども一人ひとりごとにこまめに対応し衣類等の清潔は保たれている。個々に特定した衣類から好みに合わせて選択している。外出の際は、普段の服装に変化を加える配慮をしている。		
[No. 37] 子どもの睡眠は適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 37] 子どもの睡眠は適切に行われているか	a
	☐ 就寝・起床時刻は適切か	○
	☐ 睡眠環境は適切か	○
【コメント】		
就寝時刻は年齢によって設定時間を変えている。幼児は集団での睡眠環境であるが、学齢以上の子どもは、個室での睡眠環境を整備している。起床時間は7時としているが、休日にはゆっくり起床ができるよう工夫していきたいとしている。		
[No. 38] 子どもの健康管理が適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 38] 子どもの健康管理が適切に行われているか	a
	☐ 子どもの健康状態が把握されているか	○
	☐ 子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか	○
【コメント】		
看護師2名を配置し、健康面で気になることがあれば相談し、必要に応じて嘱託医が対応する体制を整えている。毎朝の検温及び日々の体調観察にて、健康状態を把握し健康管理を適切に行っている。		
[No. 39] 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 39] 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	a
	☐ 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか	○
	☐ 在籍校との連携が図られているか	△
	☐ 通学可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか	○
【コメント】		
学習支援は、子どもの学習進度に合わせた個別計画を、4名の学習支援協力員で作成し支援している。学習習慣が身に付いていない子どもには、個別の教材を用意し学習意欲の向上に努めている。通学可能な子どもについては、担当児童福祉司等と連携してできる限り対応している。なお、在籍校との連携は今後の課題としている。		

[No. 40] 未就学児に対しては適切な保育を行っているか		第三者 評価結果
	[No. 40] 未就学児に対しては適切な保育を行っているか	a
	☐ 発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか	○
【コメント】		
幼児専用の生活スペースの他に、専用の遊戯室があり独自の活動をしている。また、体育館やベランダ等を活用し、遊びの内容を工夫して取り組んでいる。異年齢の子どもたちとの交流は、今後の課題としている。幼児対応の職員は、保育士を配置し支援している。		
[No. 41] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 41] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	a
	☐ 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか	○
	☐ 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか	○
	☐ 家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか	○
【コメント】		
家族への支援は、担当児童福祉司や児童心理司が必要に応じて対応している。対応内容は一時保護所職員と情報共有をし、担当児童福祉司等に対応を依頼することもある。面会等については、適宜「子どものきもちシート」を使い子どもの意向確認をし、安全・安心に配慮の上実施している。		

5 特別なケアの実施 (NO. 42~49)

[No. 42] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか		第三者 評価結果
	[No. 42] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	a
	☐ 受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか	○
	☐ 子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか	○
	☐ 一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対処が行われているか	○
	☐ PTSD症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか	△
【コメント】		
子どもの性的問題の状況を把握し理解した上で、相談援助担当係と保護係で協議し、必要な対応に取り組んでいる。性教育については、児童心理司や保健師から個別対応で行っている。		
[No. 43] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
	[No. 43] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
	☐ 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか	○
	☐ アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか	△
	☐ 他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか	○
【コメント】		
他害や自傷行為等のある子どもの背景・要因を分析・理解した上で、担当児童福祉司、児童心理司及び必要に応じて医師等と連携し、アセスメントをし必要な対応をしている。暴力行為や興奮状態等の逸脱行動があった時は、集団から分離し自室等で個別対応をしている。なお、子どもの不穏な行動を予測して、予防的な対応ができるよう職員のスキルアップが向上する取り組みに期待したい。		

[No. 44] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
	[No. 44] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか ☐ 無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか ☐ 無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っているか ☐ 無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っているか	a ○ ○ ○
【コメント】		
入所時に入所に至る経緯及び背景を十分に把握し、担当児童福祉司や児童心理司と連携し、子どもの安全を守るための必要な対応をしている。無断外出があった時は、他の子どもに影響がないよう日常生活ができるようにしている。戻ってきた際は、担当職員から心配していたことを伝え振り返りをして、無断外出に至った背景の理解に努め、再発を防いでいる。開所から数名の無断外出があったが、子どもが落ち着いた環境のもと自己肯定感を感じられ、信頼関係が構築できる支援に力を入れている。		
[No. 45] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
	[No. 45] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか ☐ 一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか ☐ 重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか ☐ 重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか	a △ ○ ○
【コメント】		
他の子どもと生活の導線を分離できる個別の生活環境が整備されている。開所以来、重大事件に係る子どもの受け入れはなく、子どものプライバシーの保護、マスコミ対応、子どもの権利を踏まえた関係機関とのやり取りなどの事項に、配慮して取り組みたいとしている。		
[No. 46] 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
	[No. 46] 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか ☐ 身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか ☐ 葬儀等に参加させているか ☐ 必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか	a ○ ○ ○
【コメント】		
今までに対象の子どもはいないが、子どもの人生において重大な出来事であるので、葬儀等に参加できる体制をとって、できる限り対応したいとしている。		
[No. 47] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか		第三者 評価結果
	[No. 47] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか ☐ 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか ☐ 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	b ○ △
【コメント】		
被虐待児を受け入れた際の必要な支援が行える環境は、居室の個室化、静養室、クールダウン室等の活用で整備されている。心理ケア、治療的ケア等の専門的なケアを行える体制はあるが、ケアの質と対応力向上の職員のスキルアップが必要としている。		

[No. 48] 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか		第三者 評価結果
	[No. 48] 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b
	□受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか	○
	□受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	○
	□障害を有する子どもの受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか	△
【コメント】		
障害児を受け入れる場合は、一時保護所での生活が可能であることを条件に対応している。他の子どもへは障害に限らず、一人ひとり違う個性であることを前提に説明している。職員の障害に対する知識と理解をさらに深め、対応力向上が図れる取り組みに期待したい。		
[No. 49] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか		第三者 評価結果
	[No. 49] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	a
	□受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか	○
	□受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	○
	□服薬管理や医療行為は適切に行われているか	○
【コメント】		
健康上配慮が必要な子どもには、医療情報を基に相談部門と連携し、生活上の留意点を確認しながら対応している。日々の体調等の変化については、適宜看護師と相談しながら対応している。服薬は、ダブルチェック等で適切に行われている。		

6 安全対策（NO. 50~52）

[No. 50] 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか		第三者 評価結果
	[No. 50] 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	a
	□無断外出があった場合の対応は明確になっているか	○
	□無断外出の未然防止に努めているか	○
【コメント】		
無断外出があった場合は、対応マニュアルに沿って警察との連携等で迅速に対応している。無断外出の未然防止のために、一時保護所で生活したくないという気持ちにならないように、良好な人間関係作りに心がけている。		

[No. 51] 災害発生時の対応は明確になっているか		第三者 評価結果
	[No. 51] 災害発生時の対応は明確になっているか	a
	☐ 火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか	○
	☐ 避難訓練を毎月1回以上実施しているか	○
	☐ 日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めているか	○
【コメント】		
防災訓練実施計画書に沿って、定期的に避難訓練を行っている。地震発生時には、震度によらず安全行動を徹底しており、安否確認報告も速やかにしている。日頃から緊急時発生時に適切な協力が得られるよう、消防署、警察等の関係機関との連携を図っている。なお、今後に向けて、夜間想定避難訓練の実施にも期待したい。		
[No. 52] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか		第三者 評価結果
	[No. 52] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	a
	☐ 感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか	○
	☐ 感染症が発生した場合の対応が明確になっているか	○
【コメント】		
感染症の予防は、入所時から原則48時間静養室で生活している（幼児を除く）。看護師から感染予防の指導を徹底し周知している。感染症が発生した時は、静養室を使用し感染拡大防止に努めている。		

7 質の維持・向上 (NO. 53, 54)

[No. 53] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか		第三者 評価結果
	[No. 53] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	s
	☐ マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか	○
	☐ マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか	○
	☐ マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認する仕組みがあるか	○
	☐ マニュアル等の内容について見直し等が行われているか	○
【コメント】		
基本的な対応方針や手順等を項目別に詳しくまとめた、独自の「一時保護業務マニュアル」を作成している。マニュアルは開設前に全職員で検討し、共通認識の基で作成しており共有が図られている。職員を業務別の係に配置し、事務を分掌しながら係の役割や改善点に関して、マニュアルの見直し作業を行いながら使用している。		

[No. 54] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか		第三者 評価結果
	[No. 54] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	a
	☐ 自己評価が定期的に行われているか	○
	☐ 外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか	○
	☐ 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか	○
	☐ 職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっているか	○
【コメント】		
開設から1年を経過して第三者評価を受審し、経営層評価及び自己評価で支援の振り返りができている。養育・支援の質の向上のために第三者評価結果を活用し、改善点を共有して職員一体となった取り組みができるよう期待したい。また、チェックリストを活用した自己点検を、定期的に行う仕組み作りに期待したい。		

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント（6項目）

1 アセスメントの実施（NO. 55, 56）

[No. 55] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか		第三者 評価結果
	[No. 55] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	a
	☐ 一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか	○
	☐ 集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか	○
【コメント】		
保護開始にあたっては、担当児童福祉司の社会調査で得られた、医療面を含めた子どもの状況は伝えられ把握している。特に、母子手帳、学校保健情報等から家庭に関する基本情報、発達状況、アレルギー、問題行動等を確認している。入所時に必要な情報がない時は、関係機関等に問い合わせる等で迅速に情報収集をしている。できる限り一時保護が必要な子どものニーズに沿った生活が可能になるよう配慮したいとしている。		
[No. 56] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか		第三者 評価結果
	[No. 56] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	b
	☐ チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか	○
	☐ 総合的なアセスメントに基づく個別援助指針（援助方針）が策定されているか	△
【コメント】		
家庭、学校、保育園等からの必要な情報を担当児童福祉司から伝えてもらい、情報共有の基で適切なアセスメントを心がけている。社会、心理、医学、行動の各種診断の調査状況をシステム等で共有し、各部門が連携して定期的な観察会議等を行い、子どもの支援方針につなげている。一時保護解除後に、家庭か施設といった行先の方針だけでなく、子どもの自立を意識した支援方針の検討の視点を持つように努めたいとしている。		

2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施（NO. 57, 58）

[No. 57] 援助指針に沿った個別ケアを行っているか		第三者 評価結果
	[No. 57] 援助指針に沿った個別ケアを行っているか	b
	☐ 個別援助指針（援助方針）に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われているか	△
【コメント】		
基本は子ども一人ひとりの状況に合わせる、個別ケアであるとの意識で対応している。但し、どうしても集団のルールを優先することもあり、支援の振り返りが必要としている。また、一時保護解除後の方針が決まらないケースも多く、結果的に保護が長期化となり、子どもの権利の観点からも改善が必要としている。		
[No. 58] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか		第三者 評価結果
	[No. 58] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	b
	☐ 子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか	△
	☐ 子どもの変化に応じた支援が行われているか	△
	☐ 必要のない長期間の保護が行われていないか	△
【コメント】		
一時保護開始から1週間目と3週間目の観察会議を定例で実施し、アセスメントしている。ケースの状況変化を、相談部門と共有して適宜支援方針に反映している。なお、支援方針が子どもや保護者の意向に大きく左右されることが目立ち、方針がぶれて定まらない場合がある。		

3 子どもの観察（NO. 59, 60）

[No. 59] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 59] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	a
	☐ 子どもの全生活場面について行動観察を行っているか	○
	☐ 子どもの行動観察の結果を記録しているか	○
【コメント】		
子どもの全生活場面において行動観察を行い、定められた様式の行動観察記録を作成している。行動観察記録は相談部門とも共有し、必要に応じて関係機関に情報を伝えている。		
[No. 60] 観察会議が適切に実施されているか		第三者 評価結果
	[No. 60] 観察会議が適切に実施されているか	a
	☐ 職員は、業務引継を適切に行っているか	○
	☐ 観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討・とりまとめが適切に行われているか	○
【コメント】		
朝夕の業務引継ぎ等で、個々の子どもの状況、状態を的確に把握し共有している。観察会議を通じて相談部門と方針を共有し、退所後の支援の引継ぎも行っている。毎週の援助方針会議で、一時保護している子どもの状況報告をし所内共有を図っている。		

V 一時保護の開始及び解除手続き(4項目)

1 開始手続き (NO. 61, 62)

[No. 61] 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 61] 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	a
	☐ 子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか	○
	☐ 日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか	○
【コメント】		
保護開始時は、子どもの所持品の保管や保護に必要な物等の確認をし、場合によっては担当児童福祉司を通じて、保護者から預かることもある。生活に必要な日用品、衣類等は、貸与または支給をしている。		
[No. 62] 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか		第三者 評価結果
	[No. 62] 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a
	☐ 子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか	○
	☐ 一時保護期間中、子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮しているか	○
	☐ 子どもが所持すべきではないもの、明らかに子どもの所持物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等が行われているか	○
【コメント】		
子どもの心理的に大切な物については、子どもの希望を聴き安定した生活が送れるよう努めている。子どもの持ち物は、貸与品であっても子どもの所有物として意識できるよう配慮している。所持品については、子どもと確認後所持品保管票を作成し管理している。保護中に使用しない所持品は、子どもに確認の上、保護者に返却している。なお、私物の持ち込みについては、今後もさらに検討していきたいとしている。		

2 解除手続き (NO. 63, 64)

[No. 63] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか		第三者 評価結果
	[No. 63] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	a
	☐ 一時保護の継続判断を行うために、必要な情報の提供をしているか	○
	☐ 一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいるか	○
【コメント】		
担当児童福祉司等との相談部門とは、常時密な情報共有をしている。一時保護中に得られた子どもの様子等については、保護者、里親、施設、関係機関等に伝えて引き継げるように支援している。		
[No. 64] 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか		第三者 評価結果
	[No. 64] 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a
	☐ 子どもの所有物は、一時保護解除時に返還しているか	○
	☐ 子ども以外の者への返還は、適切に行われているか	○
【コメント】		
保護解除にあたり、入所時に預かっている子どもの所持物は、開始時点で作成した所持品保管票と付け合わせるとともに、保護中に増えた物品も含めて、子どもと複数の職員で確認をし返却している。なお、子どもへの返還が不適切な物は、できる限り保護開始時点で保護者に返却している。		

一般庶務報告 N o . 4
児 童 相 談 部
令 和 7 年 6 月 9 日

ショートステイ・トワイライトステイ事業の拡充について

子ども家庭支援課

1 経緯

保護者の病気・仕事・育児不安等の理由で育児が困難となった場合に一時的に保育を実施するショートステイ・トワイライトステイ事業については、今般、利用者数が増加していることから、困難を抱える家庭への支援の充実を図るため、現行の青戸地域1箇所での実施に加え、東金町地域において、新たに実施施設を1箇所開設するもの

2 新施設の概要

(1) 開設予定時期

令和7年7月

(2) 定員

ショートステイ6人、トワイライトステイ10人

※区全体ではショートステイ12人、トワイライトステイ20人となる。

(3) 運営事業者

ア 事業者名 一般社団法人 merry attic

イ 所在地 埼玉県戸田市大字新曽397番地
メゾンサファイア110号室

(4) 施設名、所在地及び物件種別

ア 施設名 メリーアティックロンド

イ 所在地 葛飾区東金町五丁目2番22号

ウ 物件種別 貸戸建住宅(木造2階建・4DK・70.38平方メートル)

3 位置図

